

A light pink map of Tsu City is centered in the background. The map is surrounded by several thin, curved lines in shades of pink and orange, creating a sense of movement or waves. The overall color palette is soft and pastel.

津市こども計画

～津市こども・子育て応援プラン～

令和7年度 - 令和11年度

令和7年3月

津 市

はじめに

令和5年4月、国においては、こども政策の司令塔となる「こども家庭庁」が創設されるとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。同年12月に国は「こども大綱」を策定し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていくとしました。



そこで、本市では、より安心してこどもを産み、育てることができ、こどもたちが元気いっばいに健やかに育つための環境を整えるため、こども・若者、子育て当事者の皆様からのご意見を踏まえ「津市こども計画」を策定し、今後、5年間のこども・子育て政策の方向性を示すことといたしました。

本計画の着実な推進を図り「こどもまんなか社会」を実現するためには、こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、こども施策に反映していく本市独自の体制として「こどもまんなか社会実現会議」を新たに設置することとし、また、インターネットを通じて気軽に意見表明いただける「こども・若者、子育て当事者意見ボックス」の本格的な活用も図りながら、こども・若者、子育て当事者の願いや思いをダイレクトに受け止め、一緒にこどもまんなか社会をつくる意識を共有し、こどもをまんなかに据えた「こどもまんなかまちづくり」を展開してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、ご尽力賜りました津市子ども・子育て会議委員の皆様および関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

津市長 前 葉 泰 幸

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の性格・位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 本市のこども・若者と子育て家庭を取り巻く現状	3
1 こどもと子育て家庭を中心とした人口や世帯の動向	3
(1) 総人口・年齢別人口の推移	3
(2) 出生数の推移	4
(3) 世帯の動向	5
2 全国の就業の状況	6
(1) 産業人口の動向	6
(2) 女性の年齢別労働力率	6
3 こども・若者へのアンケート調査結果の概要	7
(1) 市内の大学や短期大学の学生、高校の生徒等へのアンケート調査	7
(2) 市内の公立小・中・義務教育学校の児童生徒へのアンケート調査	10
4 就学前児童や小学生の保護者へのアンケート調査結果の概要	11
(1) こどもや子育てに対する保護者等の状況	11
(2) 教育・保育事業の利用状況	18
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況	22
(4) 小学生の放課後の過ごし方	25
(5) 自由記載での意見の概要	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 こども・若者、子育て当事者の意見を尊重したこども・子育て政策	27
2 こどもまんなかまちづくりの展開	27
3 計画の基本理念	27
4 こども施策に関する基本方針	28
第4章 こども施策を推進するために必要な事項と 基本的な施策の方向性	32
1 こども施策を推進するために必要な事項	32
(1) こども・若者、子育て当事者への情報発信と市政への意見表明やデジタル化の推進	32
2 ライフステージを通じたこども施策に関する重要事項	33
(1) こどもの居場所づくりとこどもや子育て当事者の目線に立った生活空間の形成	33
(2) こども・子育て当事者への保健や医療の提供・支援	35
(3) こどもの貧困対策と低所得の子育て家庭やひとり親家庭への支援	36
(4) 特別な配慮が必要なこどもへの支援	37
(5) 医療的ケア児等への支援	38
(6) 外国につながるこどもや家庭への支援	39
(7) 児童虐待防止と社会的養護	40
(8) 青少年の健全育成	41
3 ライフステージ別のこども施策に関する重要事項	42
(1) こどもの誕生前から幼児期	42
(2) 学童期・思春期	45
(3) 青年期	48

4	子育て当事者への支援に関する重要事項	51
(1)	仕事と子育ての両立等の雇用環境と男性の育児参画	51
(2)	地域における子育て支援や地域と連携した取組	51
(3)	多胎児・多子家庭への支援	52
(4)	学校や保育施設での給食の質の維持・充実等	53
第5章	第2期津市子ども・子育て支援事業計画の取組と評価	54
1	教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業	54
(1)	幼児期の教育・保育事業	54
(2)	地域子ども・子育て支援事業	60
2	第2期津市子ども・子育て支援事業計画の基本目標と推進施策の評価	66
(1)	4つの基本目標の達成度評価	67
(2)	基本目標別評価	68
第6章	第3期津市子ども・子育て支援事業計画	72
1	子どもと子育て家庭を中心とした人口の推計	72
(1)	将来人口・年齢別人口の推計	72
(2)	区域別就学前（0～5歳）人口の推計	74
2	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	74
3	幼児期の教育・保育の充実	76
(1)	保育利用率の目標値設定	76
(2)	教育・保育の量の見込みと確保の方策	77
4	地域子ども・子育て支援事業の充実	83
(1)	利用者支援事業	83
(2)	地域子育て支援拠点事業	84
(3)	妊婦健康診査事業	86
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	87
(5)	養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	87
(6)	子育て短期支援事業	88
(7)	子育て援助活動支援事業	88
(8)	一時預かり事業	89
(9)	延長保育事業（時間外保育事業）	91
(10)	病児保育事業	92
(11)	放課後児童健全育成事業	93
(12)	産後ケア事業	94
(13)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	95
(14)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	95
5	幼児期における教育・保育の提供体制のあり方	96
(1)	これまでの経過	96
(2)	教育・保育の提供体制の現状と今後の方向性	97
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施と確保の内容に関する事項	99
第7章	計画の進行管理と推進	100
1	「PDCA サイクル」等による進行管理	100
2	津市子ども・子育て支援事業計画の進行管理	100
3	津市こども基金の活用	100

参考資料	101
1. 関連法律.....	101
○こども基本法（一部抜粋）	101
2. 第3期津市子ども・子育て支援事業計画	102
○津市子ども・子育て会議条例.....	102
○（第5期）津市子ども・子育て会議委員名称等.....	103
3. 用語説明.....	104

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

令和5年4月1日に日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども基本法が、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的として施行されました。

国は、令和5年12月22日にこども基本法（第9条）に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」を策定しました。

「こども大綱」は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしており、市町村は、こども基本法（第10条第2項）に基づき、「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての市町村こども計画を定めるよう努めることとされました。

また、これまで本市は、子ども・子育て支援法に基づき平成27年に第1期津市子ども・子育て支援事業計画（5か年計画。以下「第1期計画」といいます。）を策定しました。引き続き計画的に施策を進めるため、令和2年に第2期津市子ども・子育て支援事業計画（5か年計画。以下「第2期計画」といいます。）を新たに策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的な拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等に取り組んできました。

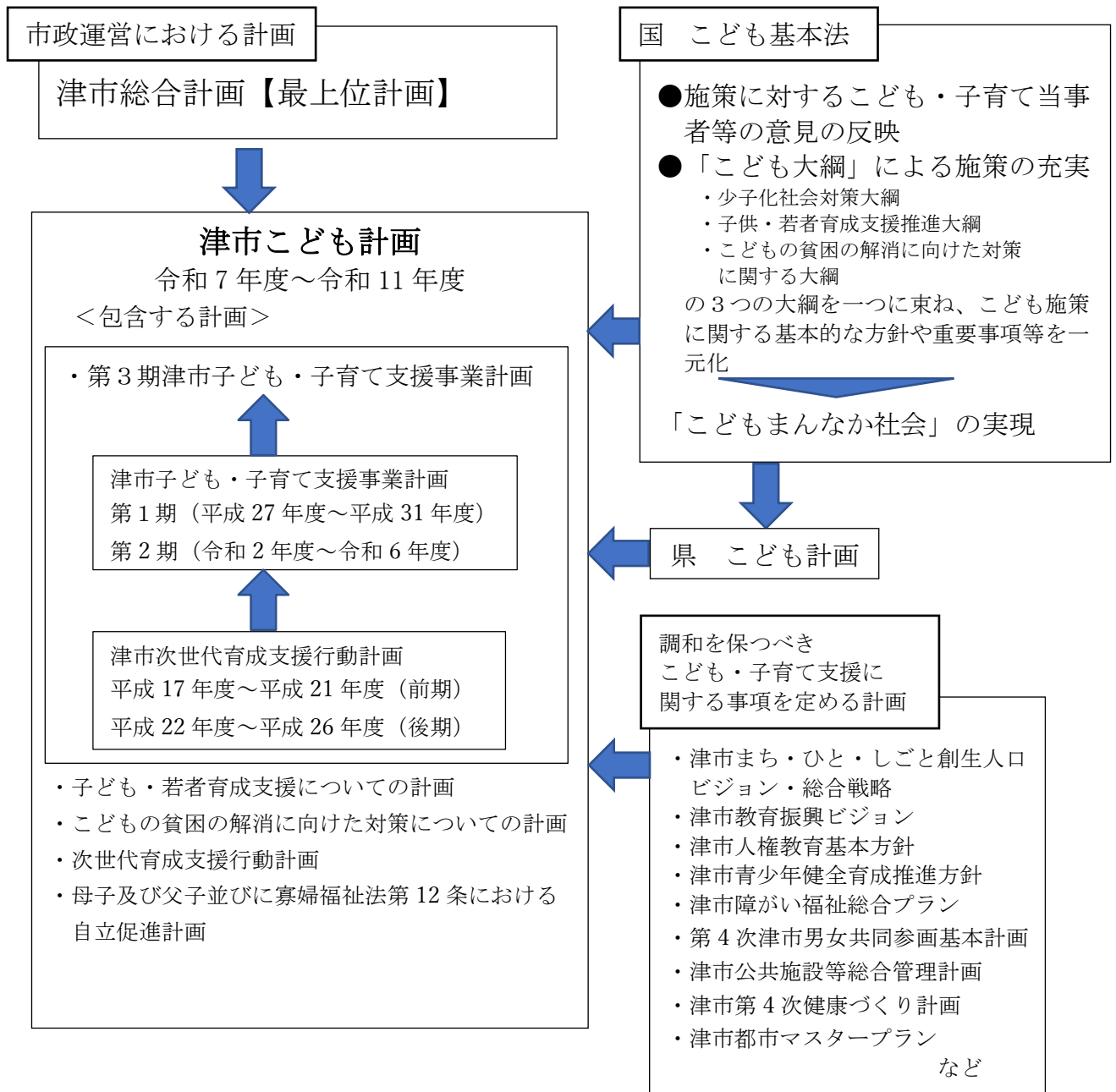
このようなことから、本市は、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法に基づき、「こども大綱」を勘案し、本計画を策定するものです。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、こども基本法（第10条第2項）に基づく、市町村こども計画であり、こども基本法に基づき、3つのこどもに関する大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及びこどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱）を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」を勘案するとともに、子ども・子育て支援法（第61条）による第3期津市子ども・子育て支援事業計画（5か年計画。以下「第3期計画」といいます。）、次世代育成支援対策推進法（第8条）における次世代育成支援行動計画及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（第12条）における自立促進計画を包含して策定しています。

策定にあたっては、本市のまちづくりの総合的指針である津市総合計画を最上位計画として、関連する部門別計画との調和・整合性を図ります。

◆ 津市子ども計画の位置付け、他の部門別計画等



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画については、こどもに直接関わるものはもとより、結婚や出産、子育てなど、こどもに関わる施策を広く対象にしています。

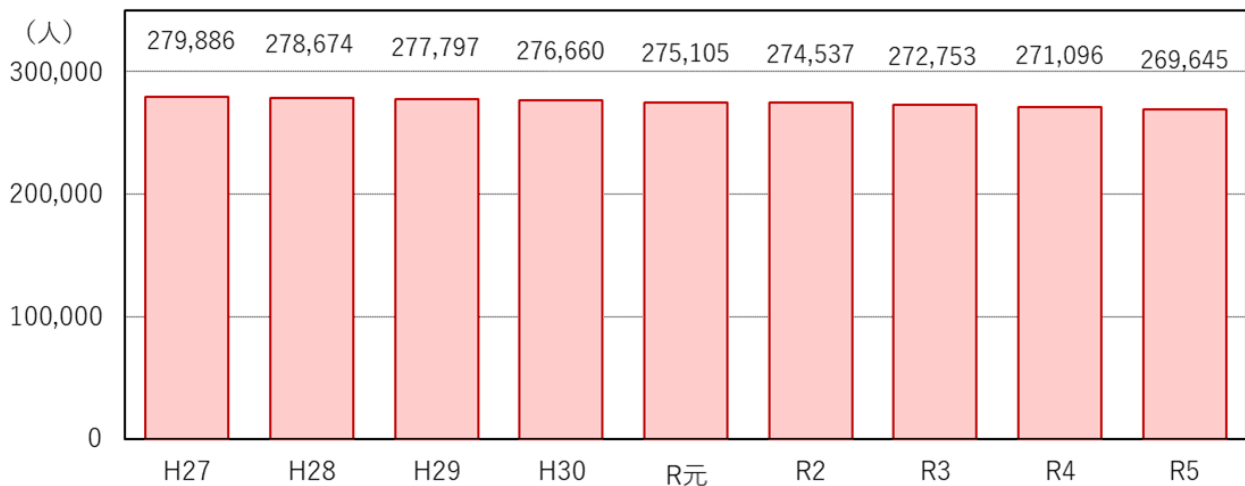
第2章 本市のこども・若者と子育て家庭を取り巻く現状

1 こどもと子育て家庭を中心とした人口や世帯の動向

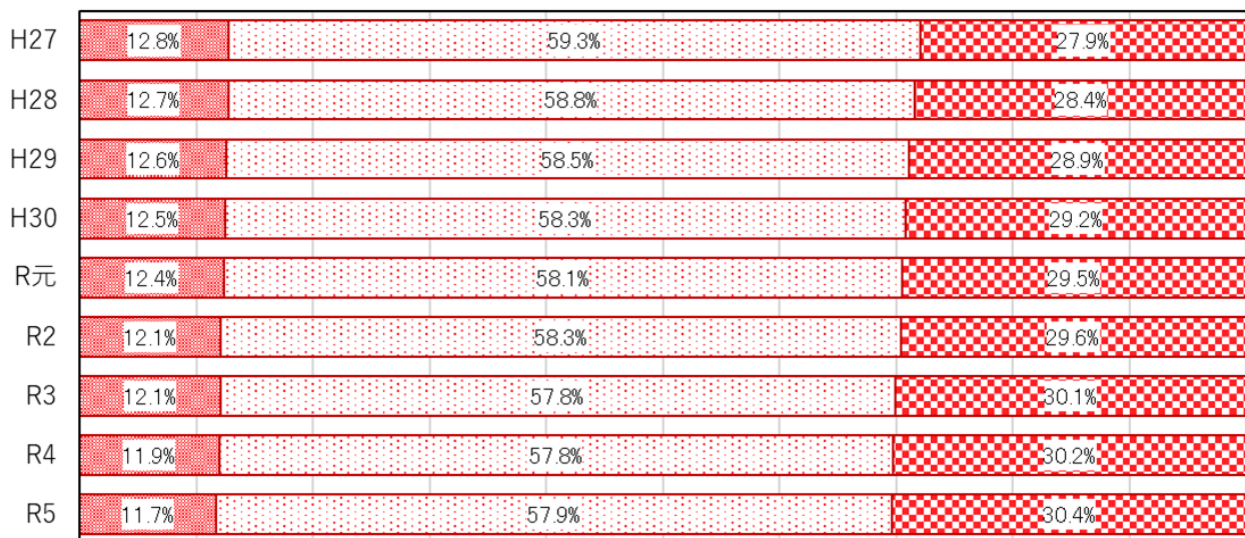
(1) 総人口・年齢別人口の推移

本市の総人口の推移では、平成20年以降減少が続いており、近年をみると平成27年の279,886人から10,241人減少し、令和5年は269,645人となりました。年齢3区分別人口比率の推移をみると、15歳未満の年少人口は、平成27年時点で12.8%であったのが令和5年には11.7%に減少しています。また、18歳未満の人口も減少が続いています。

◆ 総人口の推移



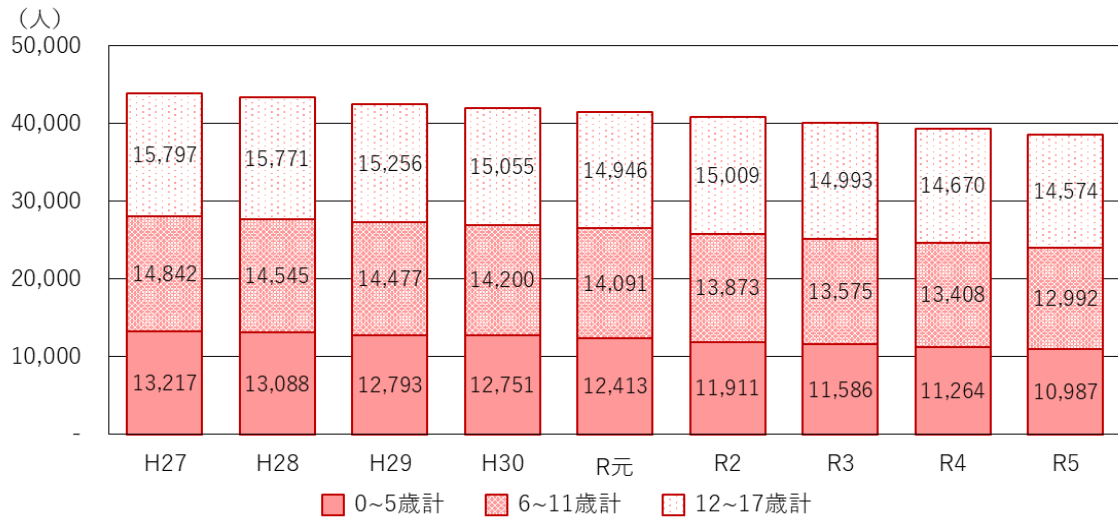
◆ 年齢3区分別人口比率の推移



■ 年少人口（15歳未満） ■ 生産年齢人口（15～64歳） ■ 老年人口（65歳以上）

資料：国勢調査、三重県月別人口調査（各年10月1日現在）

◆ 18歳未満の人口の推移



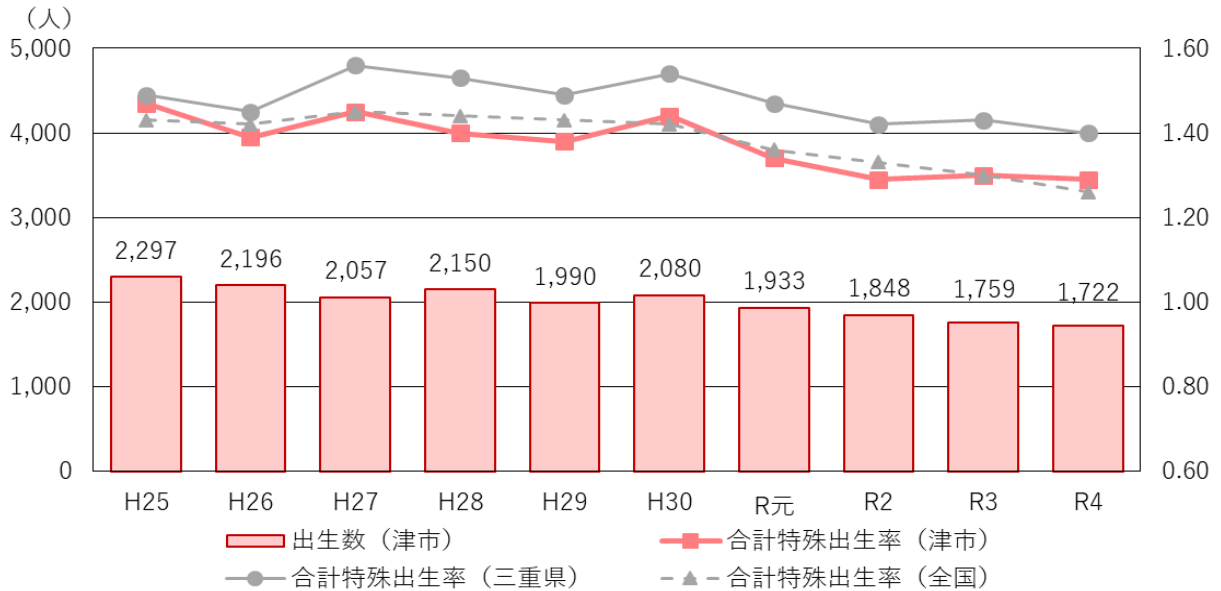
資料：国勢調査、三重県月別人口調査（各年 10 月 1 日現在）

(2) 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、特に令和元年以降は 2,000 人を下回る傾向が続いています。

一人の女性が一生のうちに産むこどもの数を示す合計特殊出生率は、本市においても減少傾向にあり、三重県の合計特殊出生率を下回り推移しています。

◆ 出生数と合計特殊出生率の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
出生数（津市）	2,297	2,196	2,057	2,150	1,990	2,080	1,933	1,848	1,759	1,722
合計特殊出生率（津市）	1.47	1.39	1.45	1.40	1.38	1.44	1.34	1.29	1.30	1.29
合計特殊出生率（三重県）	1.49	1.45	1.56	1.53	1.49	1.54	1.47	1.42	1.43	1.40
合計特殊出生率（全国）	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

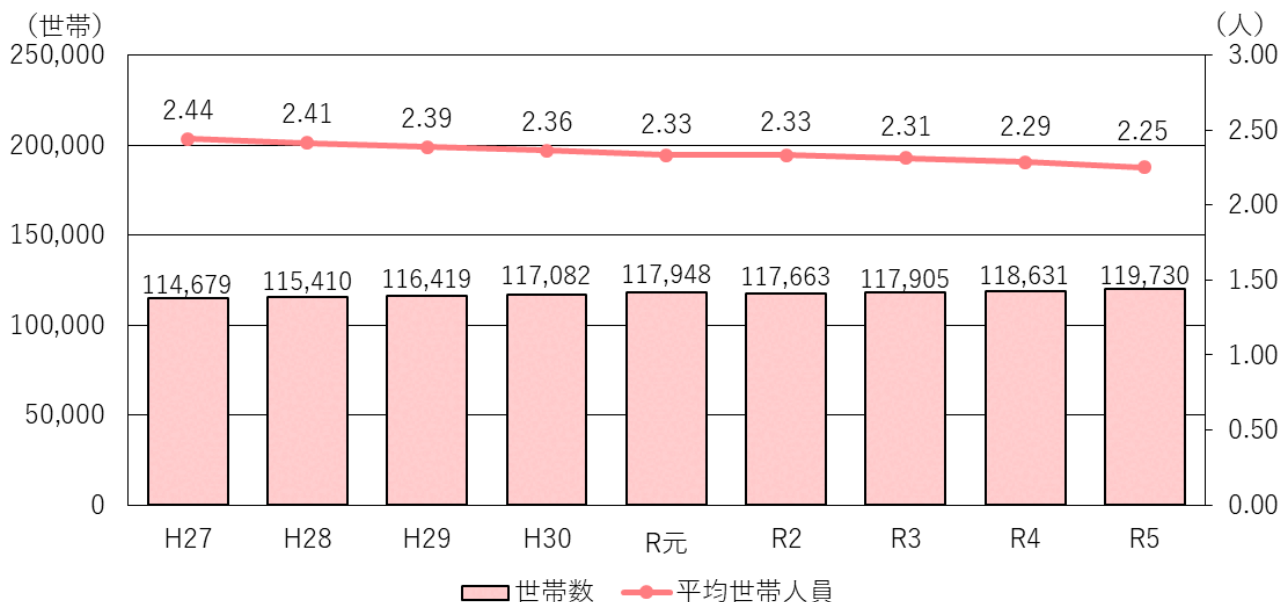
資料：三重県月別人口調査（10 月 1 日～9 月 30 日の動態で9月に属する年で表記）、
三重県勢要覧、厚生労働省人口動態調査、三重県衛生統計年報、津保健所年報

(3) 世帯の動向

ア 世帯数と平均世帯人員の推移

本市の世帯数は増加傾向が続く一方で、平均世帯人員は減少しています。

◆ 世帯数と平均世帯人員の推移



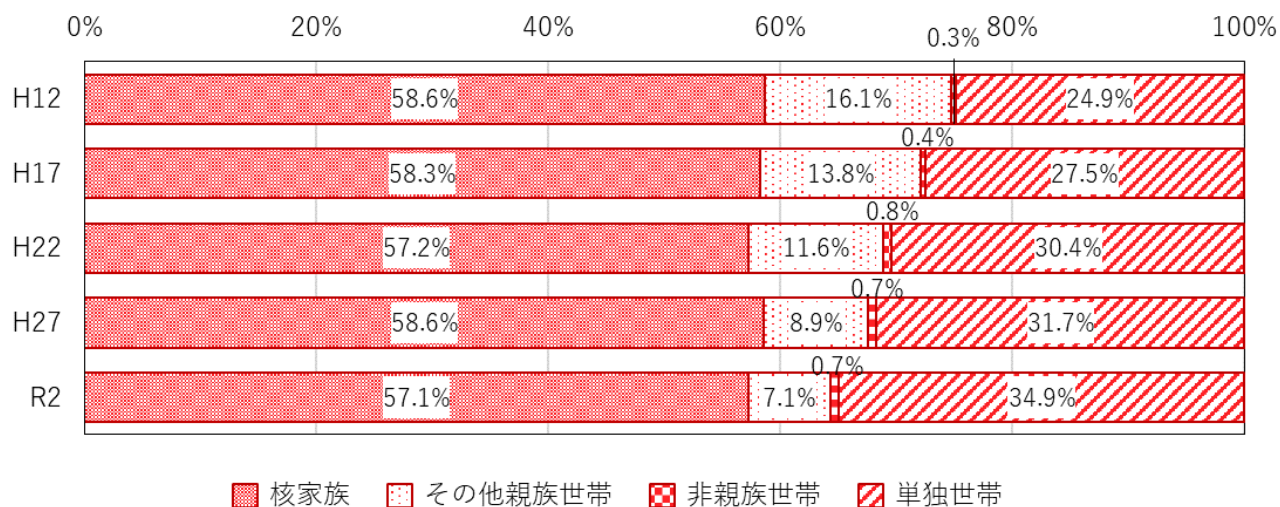
資料：国勢調査、三重県月別人口調査（各年 10 月 1 日現在）

世帯数は、一般世帯と施設等の世帯を合わせた世帯数

イ 世帯構成の推移

本市の世帯構成は、その他親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加しています。核家族世帯の割合は、ほぼ一定となっています。

◆ 世帯構成の推移



資料：国勢調査

2 全国の就業の状況

(1) 産業人口の動向

全国の就業人口の総数は減少しており、男性において著しく減少している一方で、女性はほぼ横ばいとなっています。また、産業分類別でみると、約8割の女性が第3次産業に従事しています。

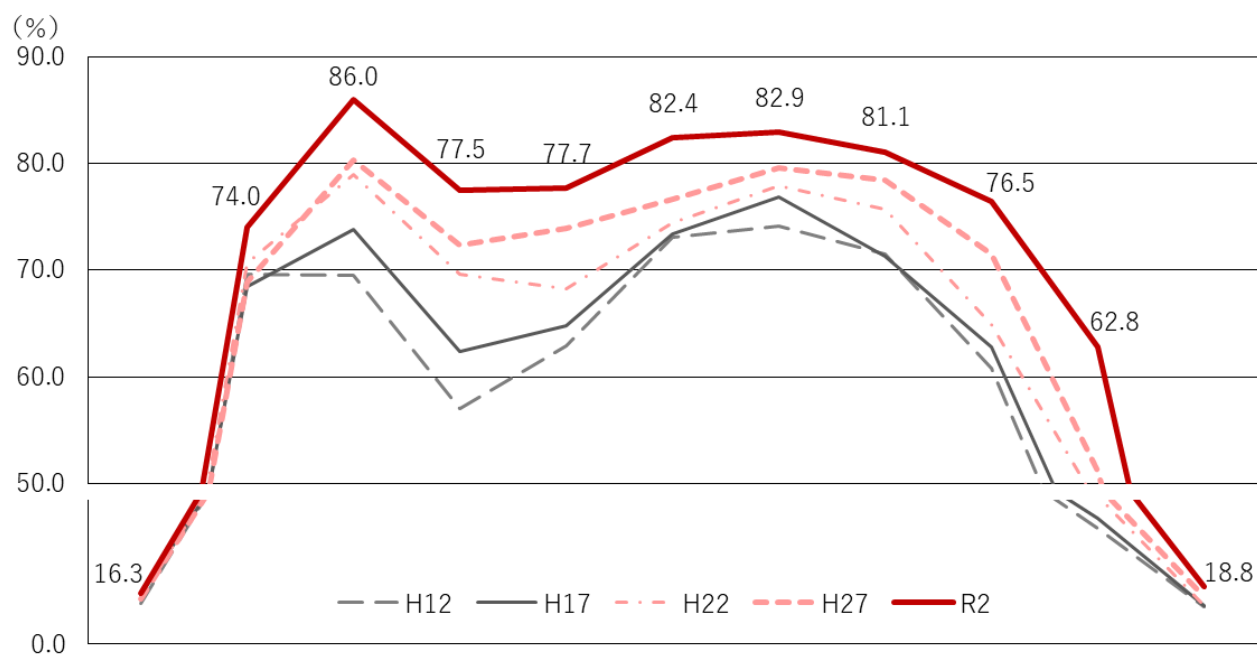
	男性					女性				
	H12	H17	H22	H27	R2	H12	H17	H22	H27	R2
総数（千人）	82,575	80,008	76,069	73,284	70,145	58,756	58,910	58,122	58,307	58,565
第1次産業比率	4.2%	4.4%	3.2%	3.2%	2.8%	3.6%	3.5%	2.3%	2.1%	2.0%
第2次産業比率	36.6%	34.9%	33.3%	33.5%	32.9%	21.9%	18.9%	16.2%	15.6%	15.1%
第3次産業比率	58.6%	59.0%	58.2%	59.5%	61.1%	73.9%	76.1%	76.9%	78.4%	79.4%
分類不能の比率	0.5%	1.7%	5.2%	3.8%	3.1%	0.6%	1.5%	4.6%	3.9%	3.5%

資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別労働力率

25歳以上のすべての区分で、令和2年にかけて労働力率が上昇しています。

年齢区分の遷移の形について『M字カーブ』で表現されていましたが、これまでの谷にあたる30～34歳、35～39歳の区分において労働力の上昇が続き、その形はより台形に近づく傾向にあります。



資料：国勢調査

3 こども・若者へのアンケート調査結果の概要

こども基本法（第 11 条）では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付けています。

本市においては、本計画の策定にあたり令和 6 年 1 月から 5 月にかけてアンケート調査を実施しました。その概要は次のとおりです。

(1) 市内の大学や短期大学の学生、高校の生徒等へのアンケート調査

第 3 期津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略策定の参考とするために学生等を対象として実施したアンケート調査であり、令和 6 年 1 月から 3 月にかけて実施しました。

調査方法は、アンケートフォームの二次元コードを掲載した調査案内を紙又は電子媒体で配布し、ウェブにて回答・回収としました。

【回答結果】

学校等	調査対象等	実施年月	回答者数
三重大学	メールで学生へ送信	R6.2	165
高田短期大学	授業で学生へ配布	R6.1	228
三重短期大学	メールで学生へ送信	R6.2	128
津高等学校	ホームルーム等で生徒へ配布（2 年生が対象）	R6.3	150
久居農林高等学校	ホームルーム等で生徒へ配布（2 年生が対象）	R6.3	163
その他	「津市二十歳のつどい」参加者等へ配布	R6.1	35
合計			869

【自由記載の意見概要（複数回答）】

【質問】 どのような取組があれば、結婚したいと思う人が結婚できる社会になると思いますか。

【回答】

○若者の可処分所得の増加・経済的支援

「給料を上げる。」「減税」「安定した雇用と賃金」「結婚に掛かる費用の支援」「結婚後の経済的支援」など

○子育て支援の充実

「行政による子育て世代への支援の充実」「子育て環境の充実」「社会保障の充実」など

○労働環境の改善

「ワーク・ライフ・バランスの充実」「仕事に時間を取られて婚活する時間がない人が多いのではないかというイメージがあるため、時間の確保」など

○出会いの場の創出・結婚相談 「趣味が合う人たちが一緒に活動できる場を作る。」「若者が出会う機会を増やす。」「交流（婚活）イベントの開催」など ○その他 「結婚への悪いイメージを改善する。」「夫婦別姓を可能にする。」「キャリア設計等について相談できる場所が必要であると思う。」など
【質問】 どのような取組があれば、こどもがほしいと思う人が希望するこどもの数を持てる社会になるとおもいますか。
【回答】 ○若者の可処分所得の増加・経済的支援 「実質賃金の引上げ」「子育て家庭に対する金銭的支援制度」「育児、教育費の補助」「子育てに関わるすべての費用の無償化」など ○子育て支援・教育の充実 「金銭面以外の子育て支援の充実」「実際の教育現場が充実していれば、ぜひそこでこどもを育てたいと思う。」「行政の育児支援・教育支援」など ○労働環境の改善 「育休・産休を取りやすい世の中にする。」「子育てと仕事を両立できるような柔軟な働き方（短時間勤務や空気感）が可能になるような施策」など ○子育てへの意識の変化 「こどもがいる生活が楽しいということがわかる社会にする。」「若い世代に結婚や子育てに対して身近に触れて考える機会があれば、より現実的に感じるのではないかと思います。」「こどもの泣き声を気にしない環境」など ○その他 「早く結婚する」「個人重視の世の中から、社会性を育てる教育も大事にしていく必要があると感じる。」「地域との関わりがある。」など
【質問】 こどもが健やかに暮らせるための取組として、自分が小学校・中学校・高校に通っていた時代にどのような取組があれば良かったと思いますか。
【回答】 ○経済的な支援に関する意見 「高校生まで医療費無料」「親の経済的事情にかかわらず部活などお金が掛かるスポーツや趣味に取り組める支援」「高校まで学費（給食費含む）無料化」など

○公園、こども食堂、自習室などの居場所

「小学生時代は球技が好きだったが公園はどこも狭く、道路にボールが飛んでいったため、高いフェンスで囲まれていれば良いと思っていた。」「放課後に自由に集まったり遊んだりできる安全な場所」「無料で勉強できる場所」など

○ＩＴ化

「出席停止、体調不良や怪我の場合でも授業に参加できるリモート授業の仕組み」「悩みを自由に匿名で入力して相談できるアプリ」など

○いじめ対策強化

「いじめの対策や適切な対処」「いじめられている子を助ける取組」など

○その他

「自然に触れる体験」「地域の産業を学ぶ機会や大学生のような近しい立場の人と関わる機会があると、自分の将来について想像がしやすそう。」など

【質問】 若者やこどもが自宅・学校（大学を含む）・職場以外に過ごす場所として、どのような場所があれば良いと思いますか。

【回答】

○公園・スポーツ施設

「きれいに整備された公園」「屋内運動場」「近くに体育館や公園などの遊びに使える施設があること」など

○ショッピングモール・飲食店

「駅に近いおしゃれなカフェ」「テーマパーク、ショッピングモール」「映画館」「飲食店などが増えたらいいと思う。」など

○学習・作業できる場

「塾でもなく学校でもなく自習することができる場所があったらいいと思う。」「交通の便が良く、静かに勉強できる場所」など

○こどもが集える場所

「近所の駄菓子屋のような憩いの場」「こどもからお年寄りまで、近所の人たちが気軽に集まって話したりお茶を飲んだりできる自由な場所」など

○その他

「科学館や動植物園のような知的好奇心を活性化させられる施設」「ボランティアの場所」「屋内で自由に過ごせる場所や安く遊べる場所」など

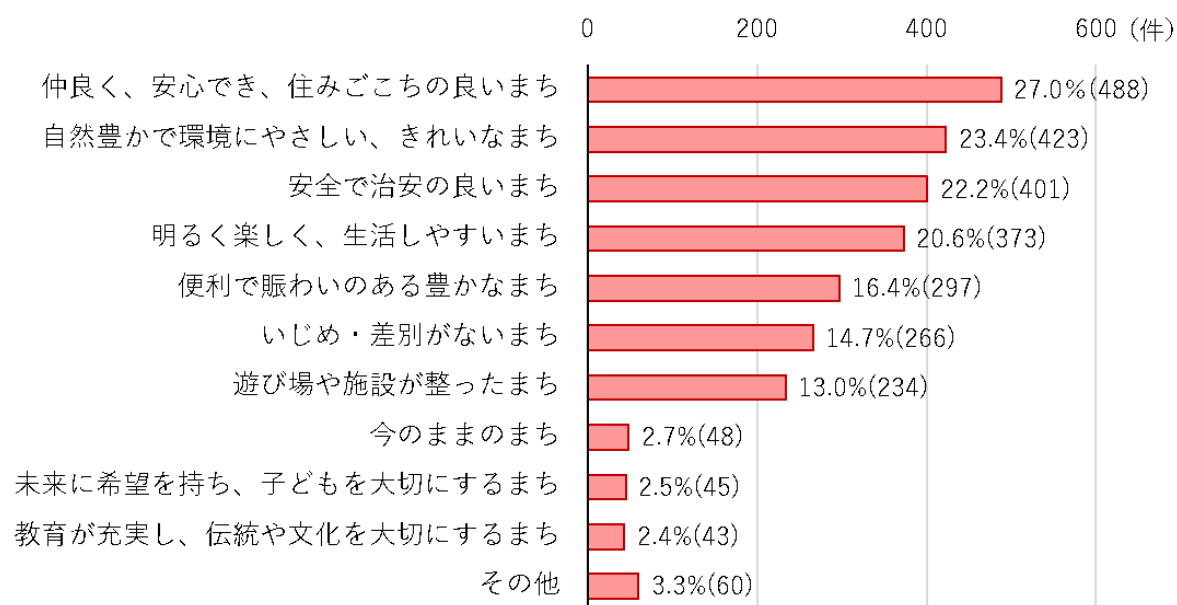
(2) 市内の公立小・中・義務教育学校の児童生徒へのアンケート調査

市内の公立の小学校 48 校、中学校 19 校、義務教育学校 1 校の小学 6 年生と中学 3 年生の全児童生徒（義務教育学校の相当する学年も含む）を対象として、「津市がどんなまちになってほしいか」についてのアンケート調査を令和 6 年 5 月に実施し、小学 6 年生 2,060 名、中学 3 年生 1,591 名から回答がありました。

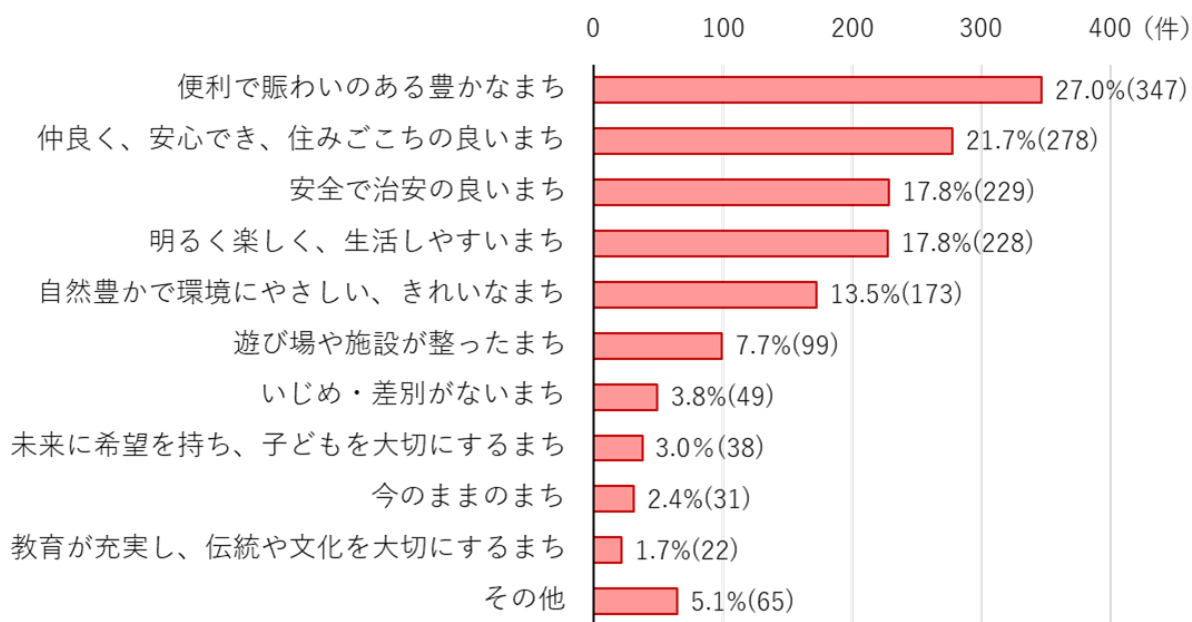
調査方法は、アンケートフォームの二次元コードを掲載した調査案内を各学校で配布し、各児童生徒のタブレット端末を活用してウェブにて回答・回収としました。

その意見について、類型別に整理した概要は次のとおりです。

◆ 小学生の意見概要 【n=1,807】



◆ 中学生の意見概要 【n=1,283】



4 就学前児童や小学生の保護者へのアンケート調査結果の概要

第3期計画の策定にあたっては、第2期計画と同様に、本市に在住の就学前児童及び小学生の保護者を対象に、令和6年2月にアンケート調査を実施しました。

調査方法は郵送によって配布し、調査票又はウェブにて回答・回収としました。

【回収結果】

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	3,500	1,921	54.9%
小学校児童調査	2,500	1,369	54.8%

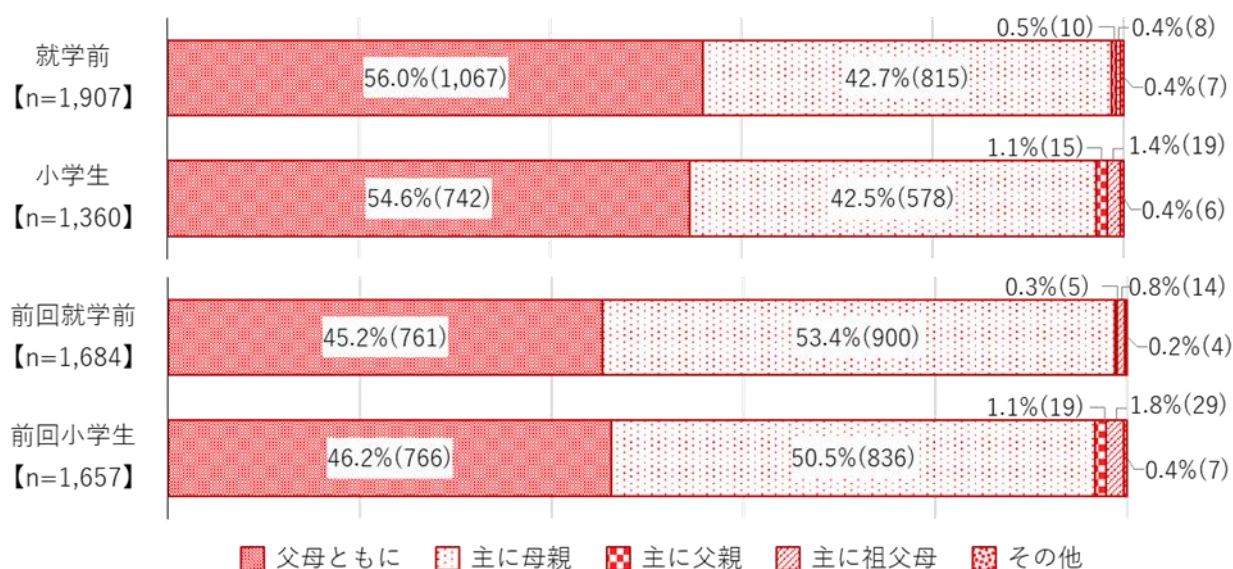
(1) こどもや子育てに対する保護者等の状況

ア 子育ての主体

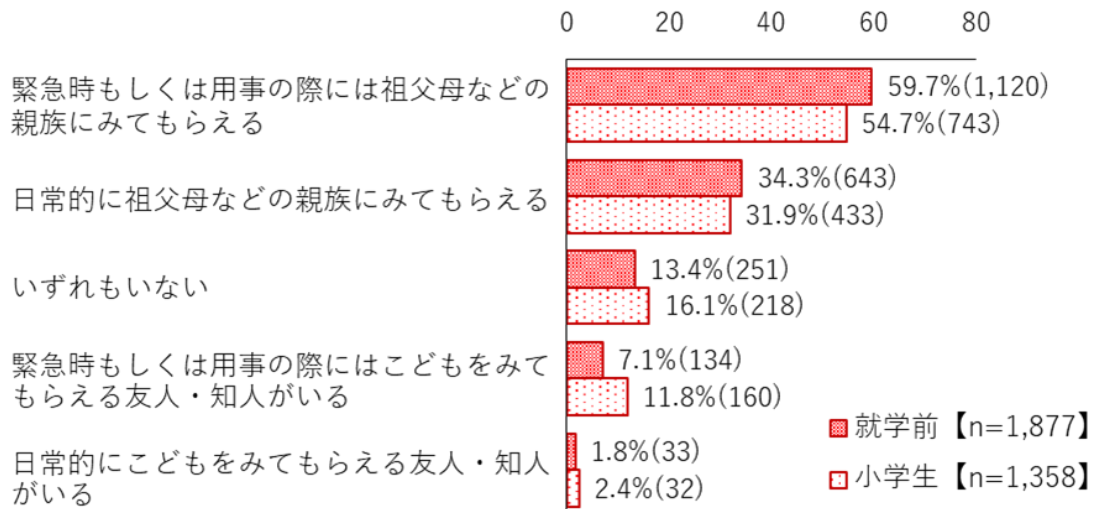
子育てについて、「父母ともに」行っている家庭が50%を超え、前回のアンケート調査結果より就学前では10.8ポイント、小学生では8.4ポイント増加しました。

また、こどもをみてもらえる親族・知人の存在としては、就学前、小学生ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」に最も多く回答がありました。一方、「いずれもない」と回答した家庭が就学前で13.4%、小学生で16.1%ありました。

◆ 子育てを主体的に行っている人



◆ 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の存在



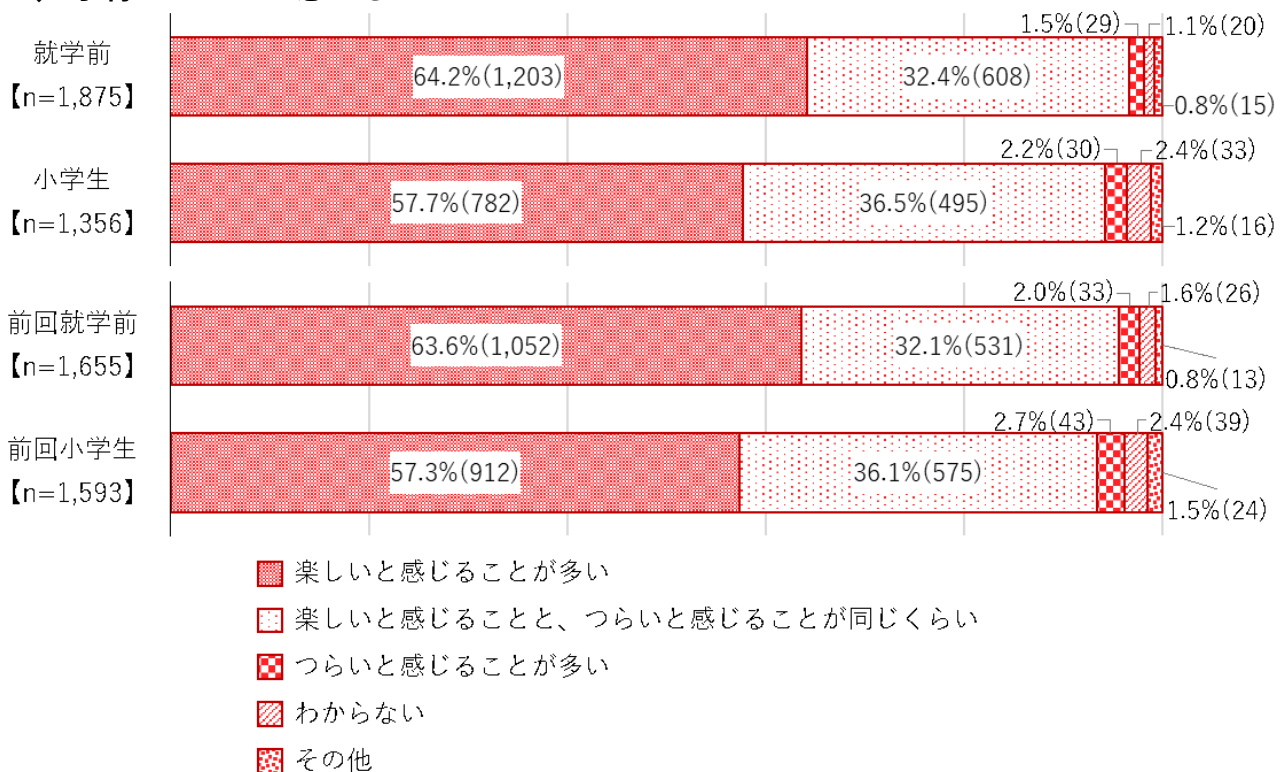
イ 子育ての楽しさ

子育ての楽しさについて、「楽しいと感じることが多い」と回答した家庭が就学前、小学生ともに最も多く、それぞれ 64.2%、57.7%であり、次いで、「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」と回答した家庭が、それぞれ 32.4%、36.5%ありました。

また、就学前と小学生の家庭で比較をすると、就学前の家庭では「楽しいと感じることが多い」と回答した割合が小学生の家庭より高くなっています。

さらに、前回のアンケート調査結果と比較をすると、「楽しいと感じることが多い」と回答した家庭は、就学前で 63.6%、小学生で 57.3%と、全体的に楽しいと感じることが多いと回答する世帯の割合に大きな変化は見られません。

◆ 子育てについて感じる事



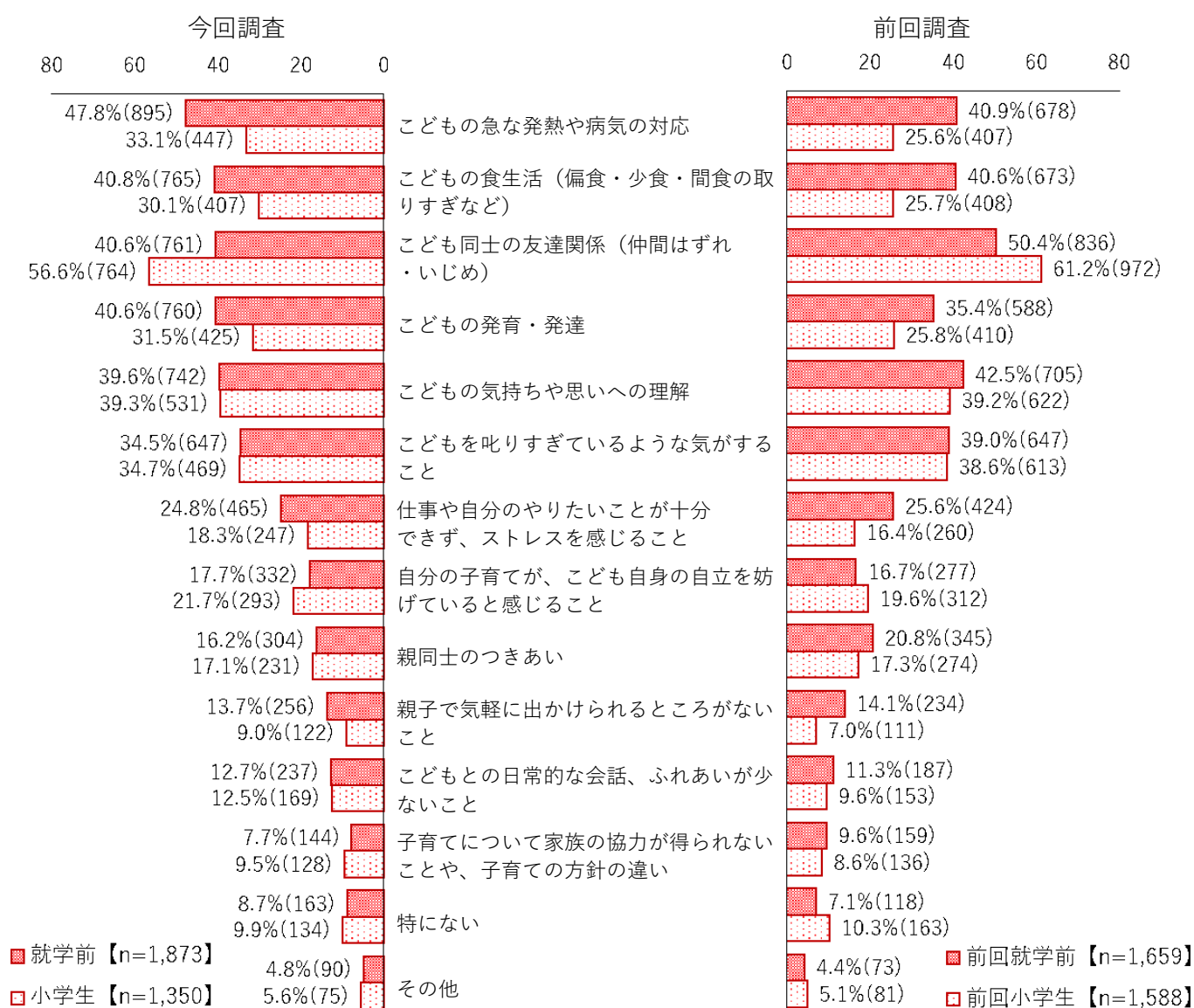
ウ こどもや子育てについて不安や気になっていること

小学生では、「こども同士の友達関係（仲間はずれ・いじめ）」が不安や気になっていることとして最も多く回答があり、前回のアンケート調査と同様の結果でした。

一方、就学前では、「こどもの急な発熱や病気の対応」について最も多く回答があり、前回のアンケート調査結果では 40.9%の回答があったところ、今回のアンケート調査結果では 47.8%と 6.9 ポイント増加しました。小学生でも前回のアンケート調査結果では 25.6%の回答があったところ、今回のアンケート調査結果では 33.1%と 7.5 ポイント増加しました。

また、「こどもの発育・発達」についても、前回のアンケート調査結果では、就学前で 35.4%、小学生で 25.8%の回答に対して、今回のアンケート調査結果では 40.6%、31.5%へ上昇しており、これらのことがらについて、保護者の不安や関心が高まっている様子がうかがえます。

◆ こどもや子育てについて不安や気になっていること

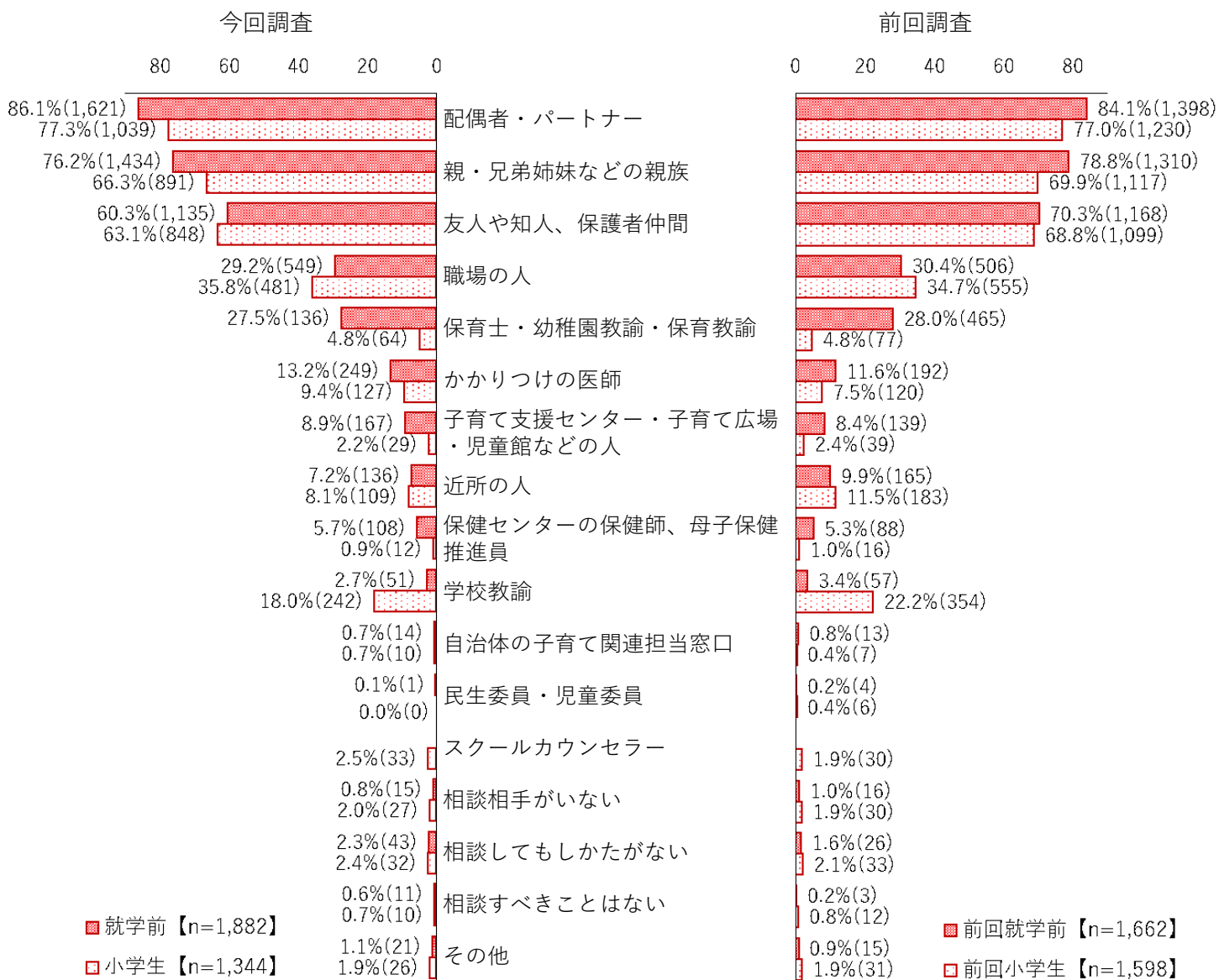


エ こどもや子育てについて相談できる人

こどもや子育てについて相談できる人として、「配偶者・パートナー」の割合が最も高く、次いで、「親・兄弟姉妹などの親族」となっています。

前回のアンケート調査結果と比較して、特に「友人や知人、保護者仲間」と回答した割合は、就学前では 10.0 ポイント、小学生では 5.7 ポイント減少しました。

◆ こどもや子育てについて相談できる人

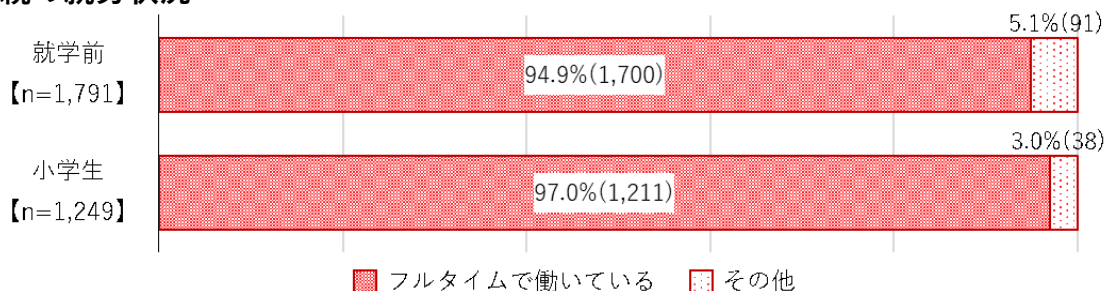


オ 保護者の就労状況

父親では、そのほとんどがフルタイムで働いている一方、母親では、産休中等も含めフルタイムで働いている割合は、就学前で 47.0%、小学生で 41.7%であり、パート・アルバイトなども含めると、就学前で 75.8%、小学生で 83.9%でした。

前回のアンケート調査結果におけるパート・アルバイトなどを含めた母親の就労割合は、就学前で 68.0%、小学生で 81.6%であったことから、5 年前と比較して母親の就労が進んでいるといえます。

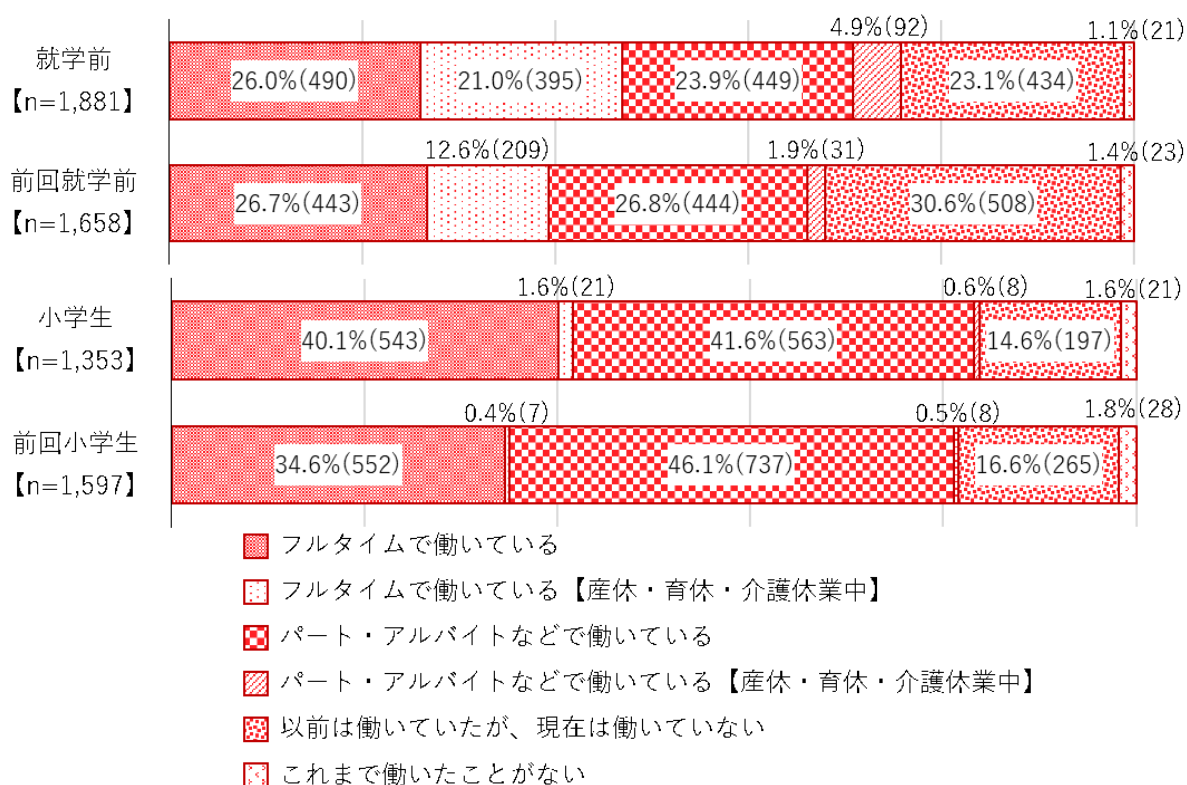
◆ 父親の就労状況



その他の内訳

	就学前	小学生
フルタイムで働いている【産休・育休・介護休業中】	2.0%(36)	0.2%(2)
パート・アルバイトなどで働いている	1.5%(27)	2.0%(25)
パート・アルバイトなどで働いている【産休・育休・介護休業中】	0.2%(4)	0.0%(0)
以前は働いていたが、現在は働いていない	1.2%(21)	0.9%(11)
これまで働いたことがない	0.2%(3)	0.0%(0)

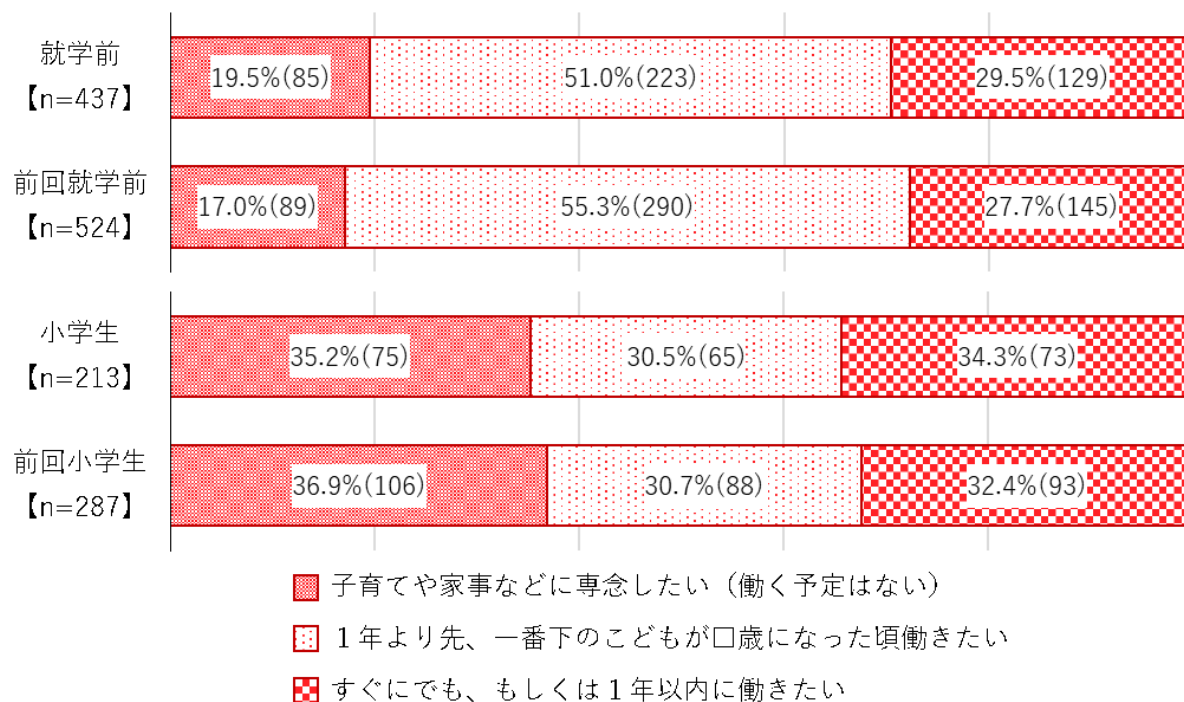
◆ 母親の就労状況



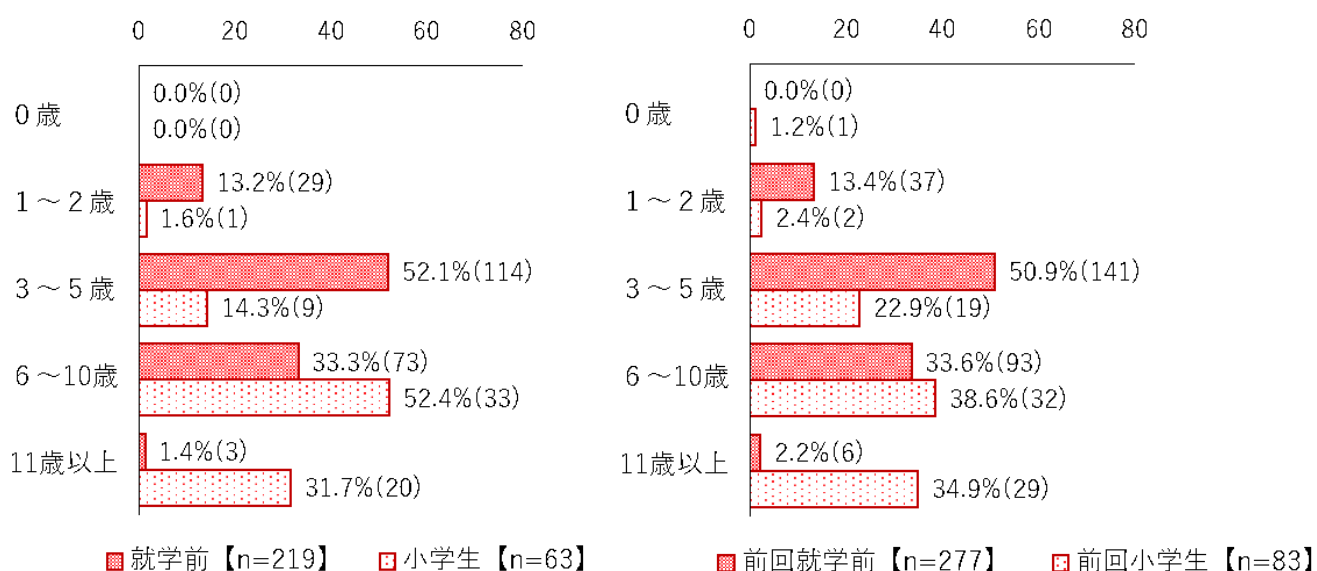
また、現在就労していない母親の将来の就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と考えている母親が、就学前で29.5%、小学生で34.3%います。

前回のアンケート調査結果においては、就学前で27.7%、小学生で32.4%であり、5年前と比較して近い将来に就労を希望する母親の割合に大きな変化はありません。

◆ 現在就労していない母親の将来の就労希望



◆ 現在就労していない母親が就労を希望するこどもの年齢



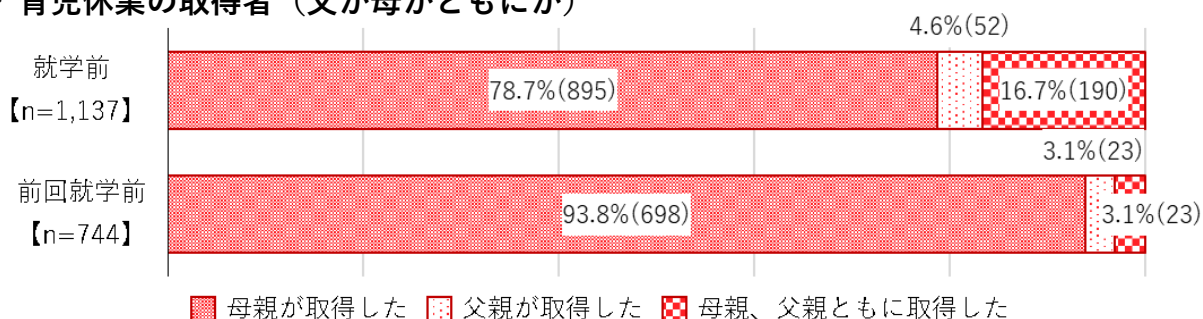
カ 保護者の育児休業の取得状況

育児休業制度を利用したことがある就学前の家庭では、取得者の多くが「母親」と回答しました。前回のアンケート調査結果と比較すると、「母親、父親ともに取得した」を合わせた母親が取得する割合は 96.9%から 95.4%とあまり変わっていませんが、父親が取得した割合は 6.2%から 21.3%へと大きく増加しています。

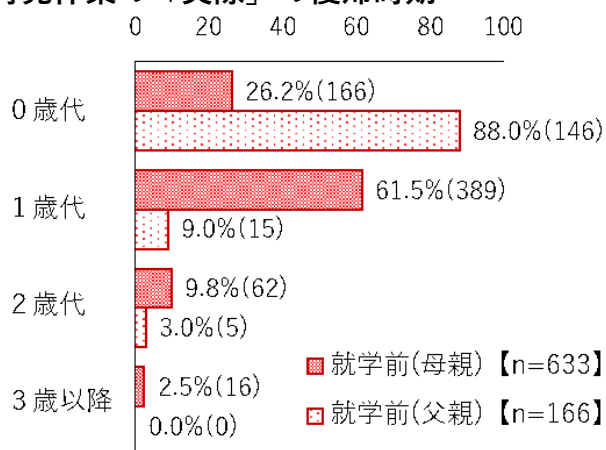
また、取得者の復帰の時期は、母親ではこどもの年齢が「1 歳代」のときに復帰した割合が最も高く 61.5%、次いで、「0 歳代」のときに復帰した割合が高く 26.2%でした。父親ではこどもの年齢が「0 歳代」のときに復帰した割合が最も高く 88.0%でした。

さらに、復帰の時期が希望どおりであったかどうかについては、母親では 70.8%が「希望どおり」、29.2%は「希望とは異なっていた」と回答がありました。父親では 83.3%が「希望どおり」、16.7%は「希望とは異なっていた」と回答がありました。

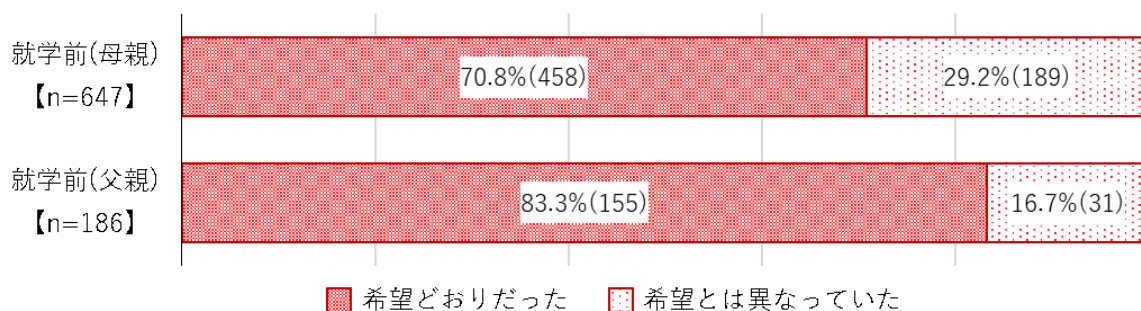
◆ 育児休業の取得者（父か母かともにか）



◆ 育児休業の「実際」の復帰時期



◆ 復帰の時期は希望どおりだったか



(2) 教育・保育事業の利用状況

ア 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

66.7%の家庭が、平日定期的に教育・保育事業を「利用している」と回答し、その内訳は、利用率の高い順に「認定こども園」「認可保育所」「幼稚園」でした。

年齢別の集計結果では、平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無については、0歳で14.3%であったのが、年齢が上がるにつれて利用率が上昇し、3歳では97.8%、4歳、5歳ではほとんどすべてのこどもがいずれかの施設を利用しています。

また、利用する施設の内訳については、1歳以下では「認可保育所」の割合が最も高くなっていますが、2歳以上では「認定こども園」の割合が最も高くなっています。

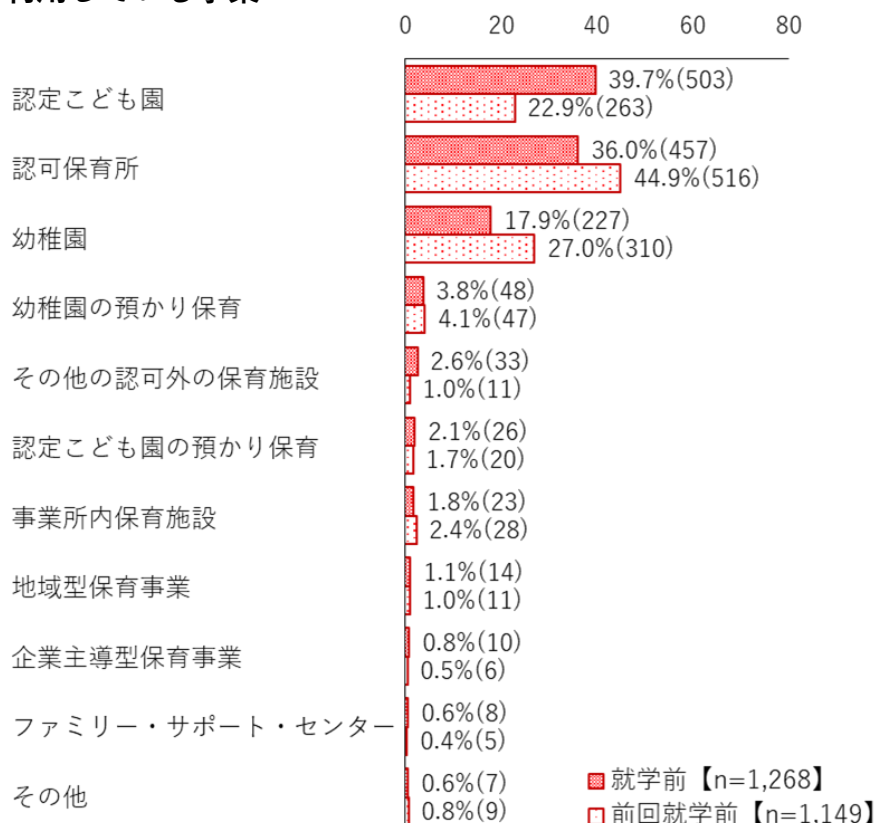
なお、前回のアンケート調査結果では、3歳以上では「幼稚園」の利用率は年齢が上がるにつれて上昇し、5歳では37.8%が「幼稚園」、39.2%が「認可保育所」を利用していましたが、5年間で「認定こども園」の整備が進んだことから、「幼稚園」及び「認可保育所」の利用に代わり認定こども園の利用がさらに促進されたと推察されます。

◆ 利用の有無

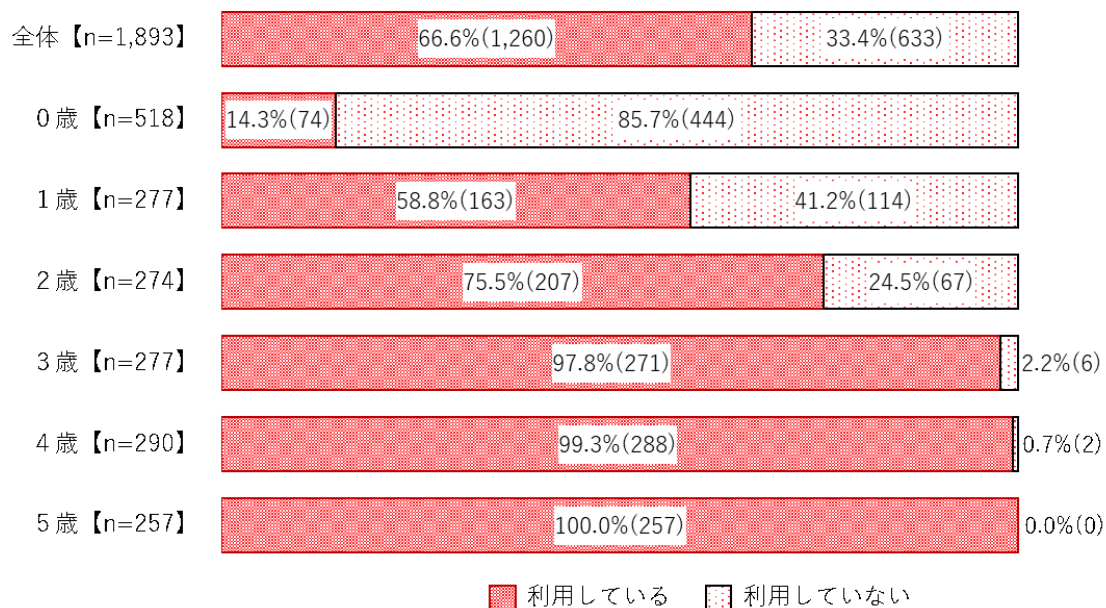


■ 利用している ■ 利用していない

◆ 利用している事業



◆ 年齢別 利用の有無



※年齢は令和5年4月1日現在

◆ 年齢別 利用している事業

今回調査

(単位：%)

	n値	認定こども園	認可保育所	幼稚園	幼稚園の預かり保育	その他の認可外の保育施設	認定こども園の預かり保育	事業所内保育施設	地域型保育事業	企業主導型保育事業	ファミリー・サポート・センター	その他
全体	1,251	39.7	36.1	17.8	3.8	2.6	2.1	1.8	1.1	0.8	0.6	0.5
0歳	72	29.2	51.4	2.8	-	1.4	-	9.7	5.6	1.4	2.8	-
1歳	161	39.8	45.3	1.2	-	7.5	0.6	3.7	1.9	0.6	0.6	0.6
2歳	204	42.6	40.2	9.3	3.9	3.4	1.0	1.5	1.0	2.5	-	0.5
3歳	271	43.2	33.9	19.6	3.3	0.7	2.2	1.1	0.4	0.4	-	0.7
4歳	288	37.2	31.3	27.4	5.6	2.4	3.1	0.7	0.3	-	1.0	0.3
5歳	255	39.6	30.2	26.7	5.9	1.2	3.1	0.8	1.2	0.8	0.8	0.4

前回調査

(単位：%)

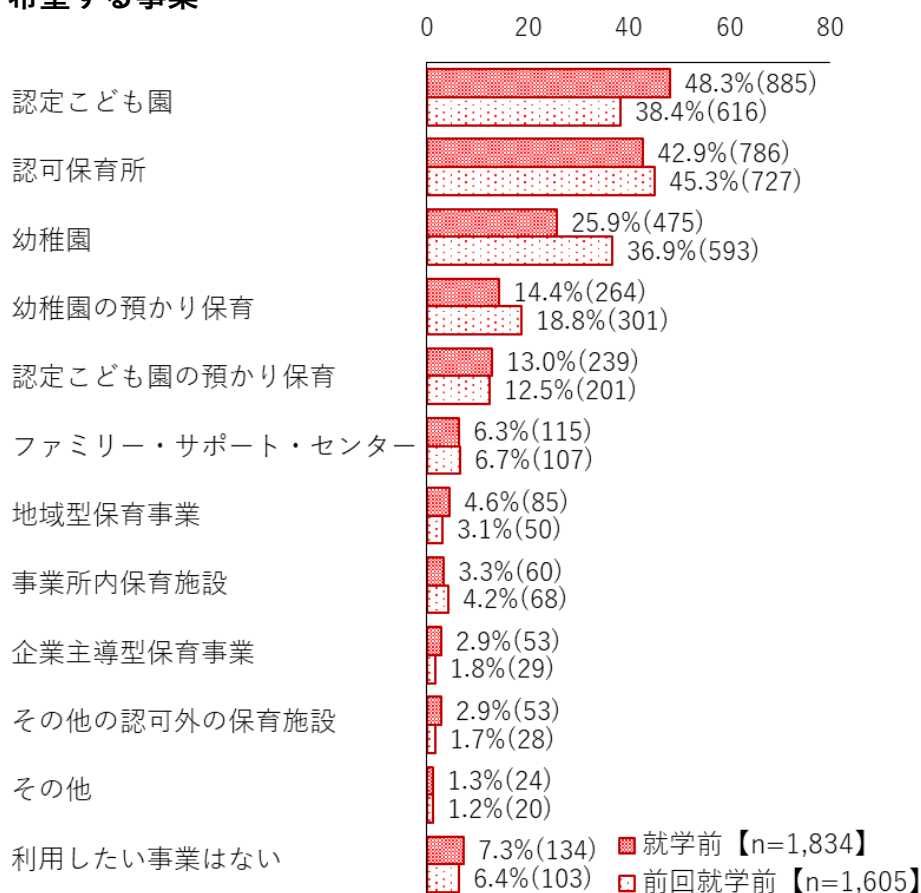
	n値	認定こども園	認可保育所	幼稚園	幼稚園の預かり保育	その他の認可外の保育施設	認定こども園の預かり保育	事業所内保育施設	地域型保育事業	企業主導型保育事業	ファミリー・サポート・センター	その他
全体	1,135	22.4	45.1	27.2	4.1	1.0	1.7	2.5	1.1	0.5	0.4	0.7
0歳	64	28.1	43.8	3.1	1.6	-	-	14.1	3.1	3.1	1.6	3.1
1歳	103	23.3	64.1	1.9	1.9	1.9	1.0	4.9	1.0	1.0	1.0	1.0
2歳	157	24.2	56.7	10.2	2.5	1.9	1.9	1.9	2.5	0.6	-	1.3
3歳	244	24.6	40.2	33.2	2.9	1.6	2.0	1.6	0.8	0.8	0.8	0.4
4歳	281	19.6	42.3	35.6	3.9	0.4	1.8	1.1	0.7	-	-	0.4
5歳	286	20.6	39.2	37.8	7.7	0.3	1.7	1.4	0.3	-	0.3	0.3

イ 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

現在の利用の有無にかかわらず、今後「定期的に」利用したいと考える事業は、「認定こども園」の割合が 48.3%で最も高く、次いで、「認可保育所」42.9%、「幼稚園」25.9%となりました。

前回のアンケート調査結果では、「認可保育所」45.3%、「認定こども園」38.4%、「幼稚園」36.9%の順でしたが、5年間で認定こども園の整備が進んだ結果、認定こども園の利用を希望する人が大幅に増加しました。

◆ 希望する事業



◆ 年齢別 希望する事業

(単位：%)

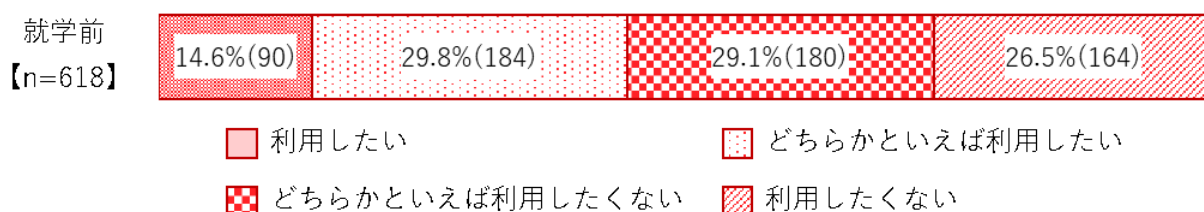
	n値	認定こども園	認可保育所	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認定こども園の預かり保育	ファミリー・サポート・センター	地域型保育事業	事業所内保育施設	企業主導型保育事業	その他の認可外の保育施設	その他	利用したい事業はない
全体	1,814	48.2	42.8	26.0	14.5	13.1	6.3	4.7	3.3	2.9	2.9	1.3	7.3
0歳	510	62.4	59.8	30.6	15.9	19.4	7.1	10.6	4.7	4.1	3.3	0.6	2.7
1歳	269	50.6	46.5	26.8	14.1	12.3	5.6	4.1	3.7	3.0	4.5	1.1	3.3
2歳	260	43.8	36.5	26.2	15.0	8.1	4.6	1.5	1.9	1.9	1.5	1.9	5.8
3歳	259	41.7	34.0	20.1	12.7	13.5	5.8	2.3	2.7	2.7	3.1	1.2	11.6
4歳	275	38.2	31.6	24.0	14.9	10.5	7.6	0.7	2.5	1.8	2.2	1.8	10.5
5歳	241	39.0	31.5	23.7	12.9	8.7	6.2	3.3	2.9	2.9	2.1	1.7	14.9

ウ 子育て応援ヘルパー派遣事業の利用意向

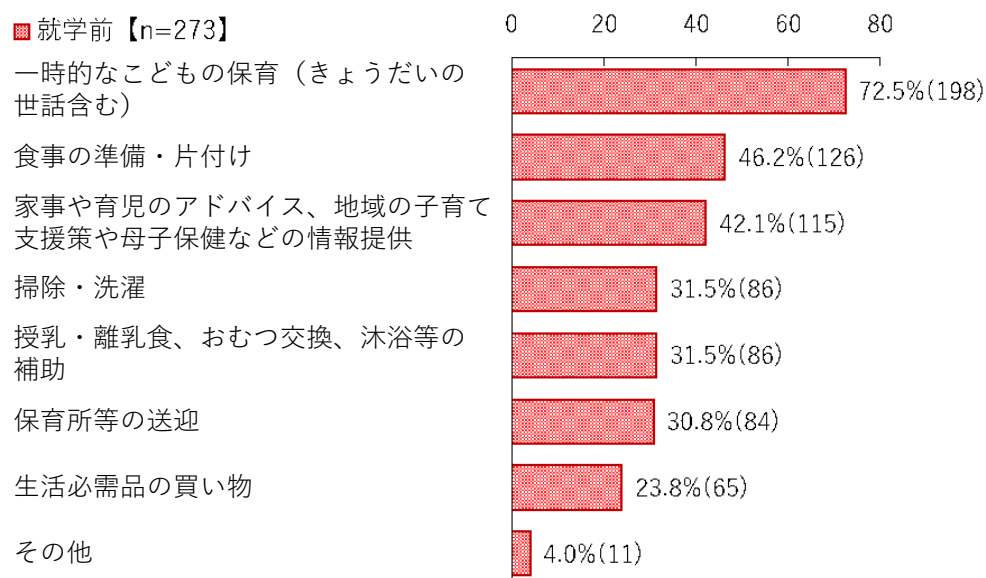
現在創設を検討している「子育て応援ヘルパー派遣事業」の利用については、「どちらかといえば利用したい」(29.8%)と「利用したい」(14.6%)を合わせた『利用希望』は44.4%でした。

さらに、『利用希望』があると回答した家庭において、希望する支援内容としては、「一時的なこどもの保育」の割合が72.5%で最も高く、次いで、「食事の準備・片付け」46.2%、「家事や育児のアドバイス、地域の子育て支援策や母子保健などの情報提供」42.1%となりました。

◆ 子育て応援ヘルパー派遣事業の利用意向



◆ 希望する支援内容



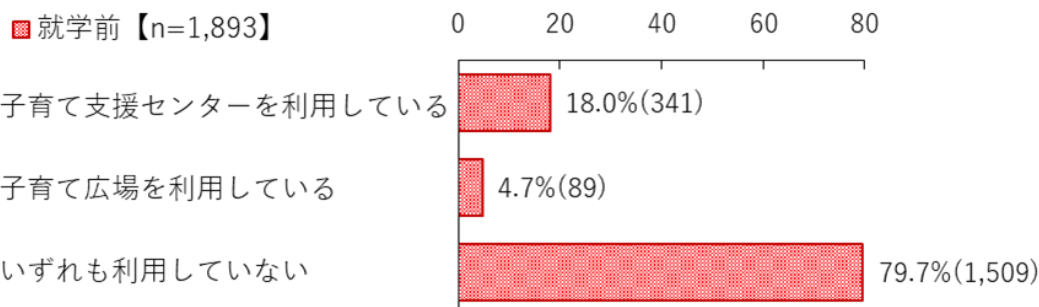
(3) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

ア 子育て支援センター

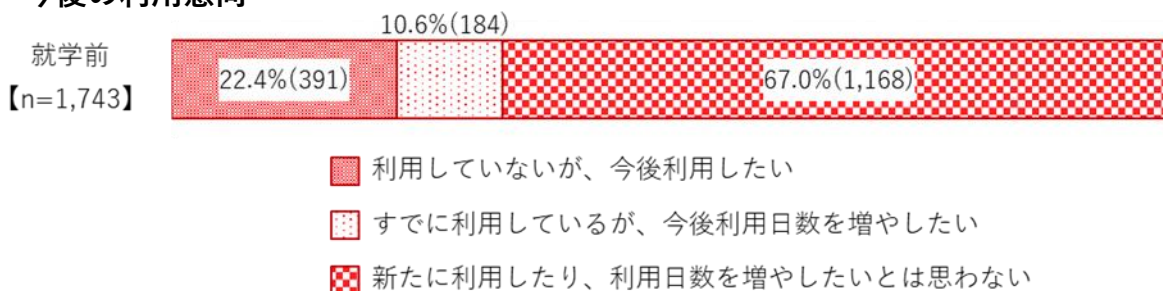
子育て支援センターや子育て広場を 22.7%の人が利用していると回答しました。また、今後の利用意向として「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人は、合わせて 33.0%でした。

年齢別にみると、子育て支援センターの利用は 0 歳で 32.6%と高くなっています。

◆ 現在の利用状況



◆ 今後の利用意向



◆ 年齢別 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

(単位：%)

	n値	子育て支援センターを利用している	子育て広場を利用している	いずれも利用していない
全体	1,874	18.0	4.7	79.7
0 歳	515	32.6	7.6	64.3
1 歳	275	27.3	6.2	69.1
2 歳	271	17.3	3.7	81.2
3 歳	275	6.5	3.3	91.6
4 歳	286	4.5	1.7	94.4
5 歳	252	6.3	3.2	91.7

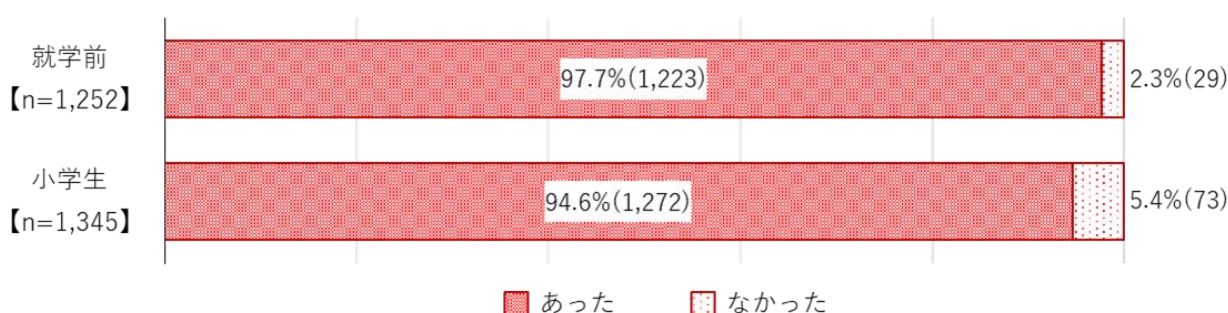
イ こどもが病気の際の対応

こどもがいつも利用している教育・保育事業を、病気やけがで休んだことがあったと多くの家庭が回答しており、就学前では 97.7%になりました。

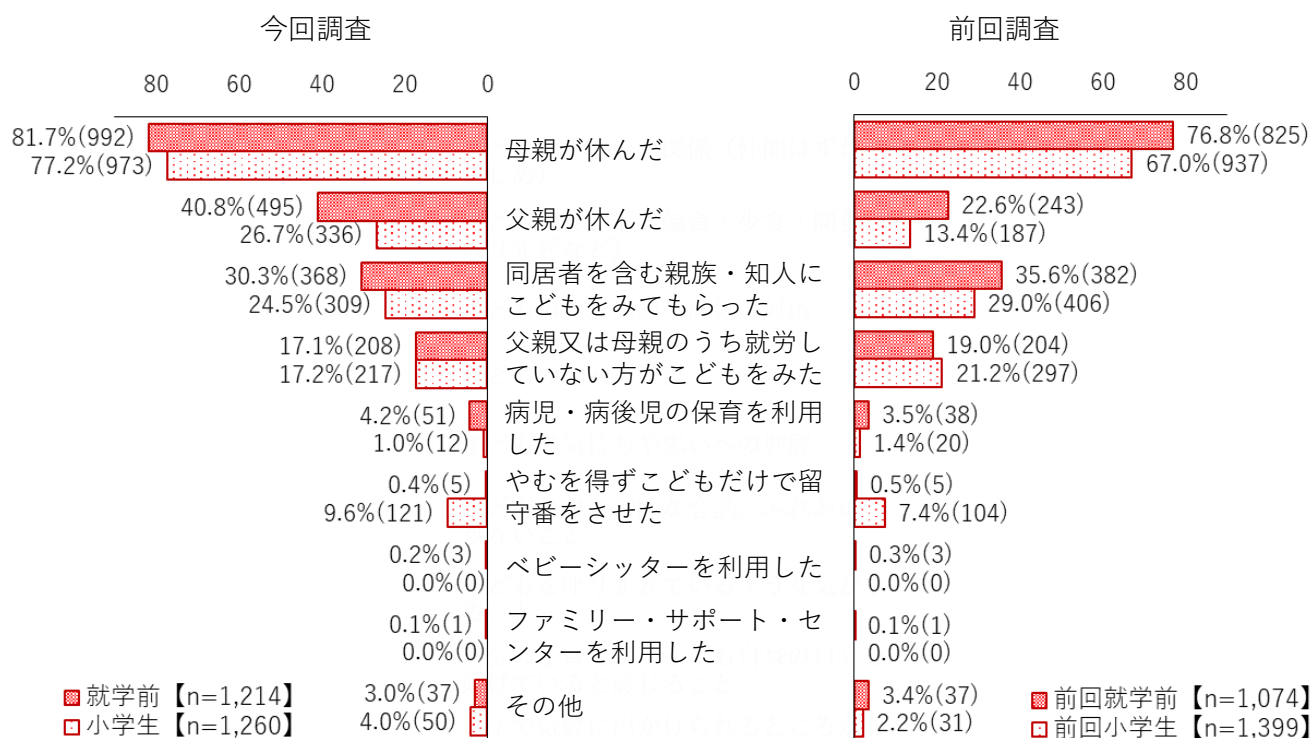
また、その際、母親が仕事を休んで対処したと回答した割合が 80%前後で最も高く、次いで、父親が休んで対処したと回答した割合が就学前では 40.8%、小学生では 26.7%となっています。前回のアンケート調査結果と比較すると、父親が休んで対処したと回答した割合は、就学前では 18.2 ポイント、小学生では 13.3 ポイントの増加となっています。

さらに、休んで対処した家庭のうち、病児・病後児保育施設の利用を希望した割合は、就学前では 32.3%、小学生では 14.6%でした。

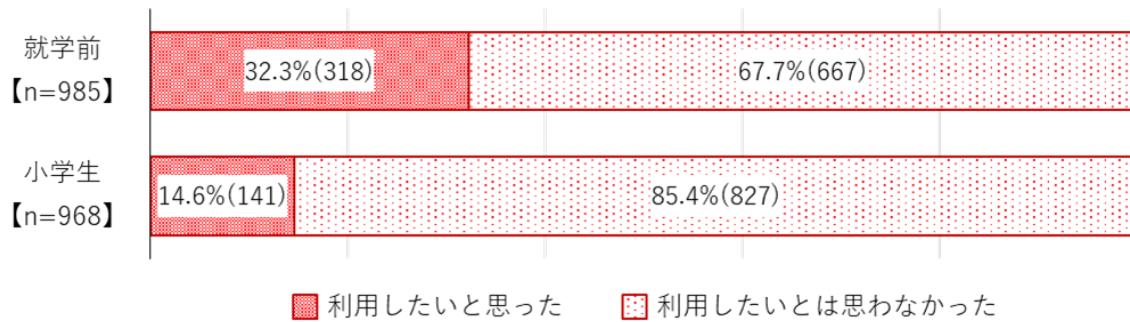
◆ 保育所等の就学前施設や学校を休んだことの有無



◆ こどもが保育所等を休んだ際の対応



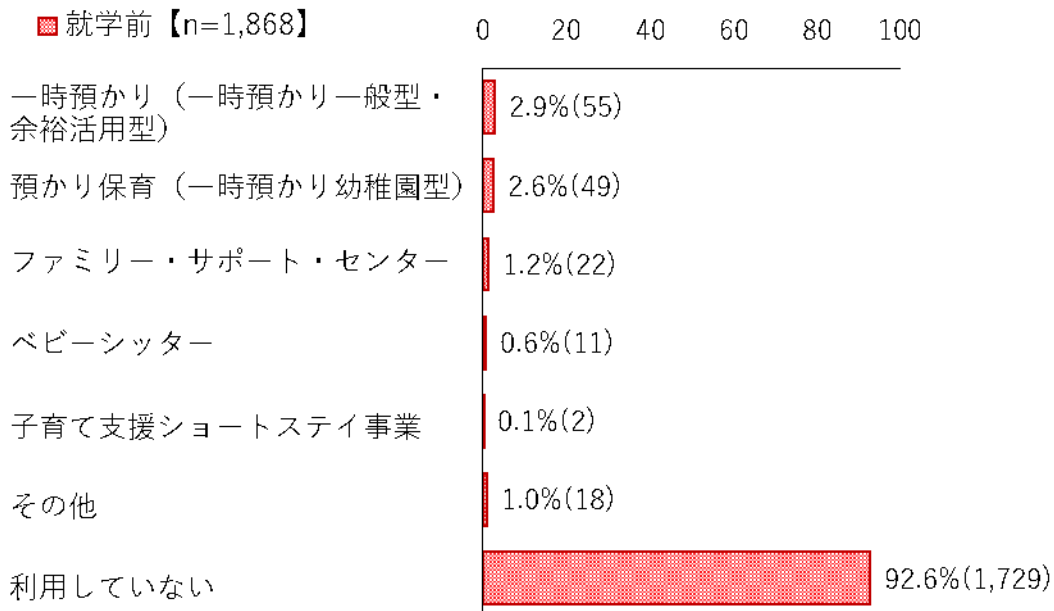
◆ 父母が休んで対応した際の病児・病後児保育の利用希望



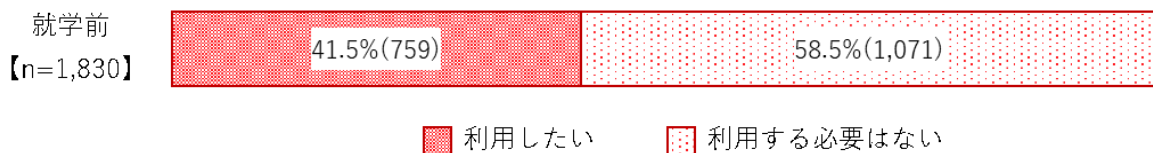
ウ 一時預かりなど不定期の事業

一時預かり事業などの事業については、41.5%の家庭が利用したいと回答しているものの、実際にはほとんどの家庭が利用していません。

◆ 不定期の事業の利用状況



◆ 不定期の事業の利用意向

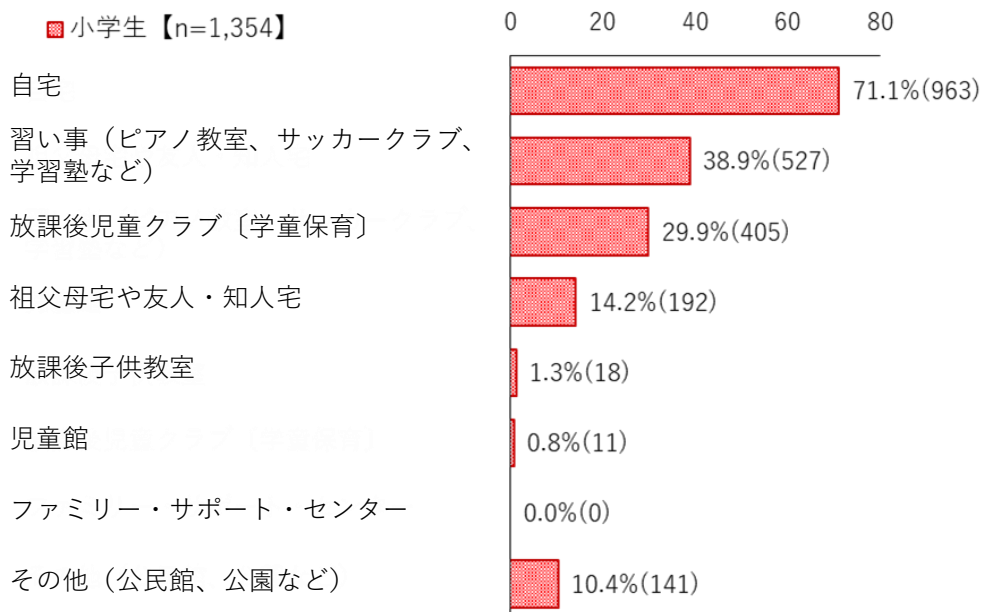


(4) 小学生の放課後の過ごし方

ア 現在、放課後を過ごす場所

現在の小学生が放課後を過ごす場所については、「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」となっています。

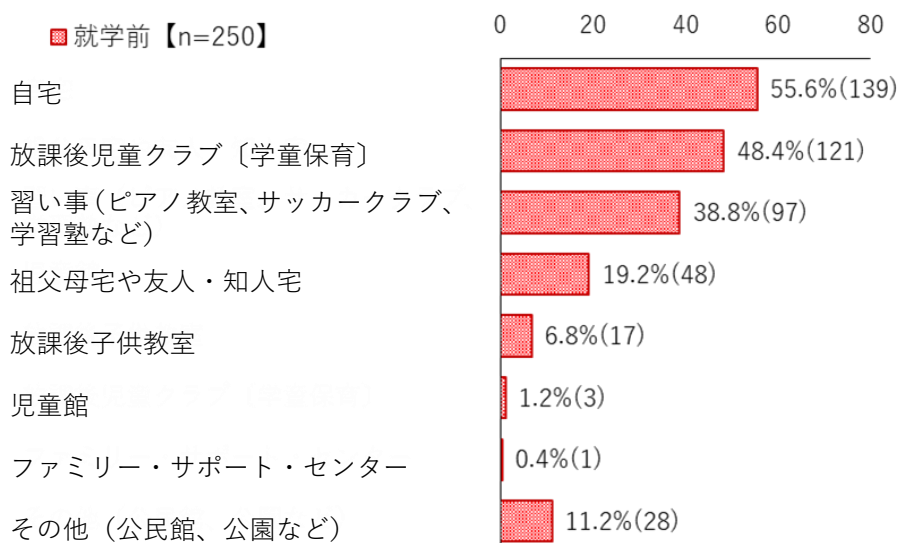
◆ 現在、放課後を過ごす場所



イ 今後、放課後を過ごさせたいと思う場所

現在5歳児のこどもが小学生になった際、低学年（1～3年生）の間に放課後を過ごさせたい場所としては、現在の小学生と同様に「自宅」の割合が最も高いものの、次いで「放課後児童クラブ」の割合が高く、「放課後児童クラブ」や「放課後子供教室」と回答した家庭は、合わせて55.2%となりました。

◆ 小学校低学年の間に放課後を過ごさせたいと思う場所

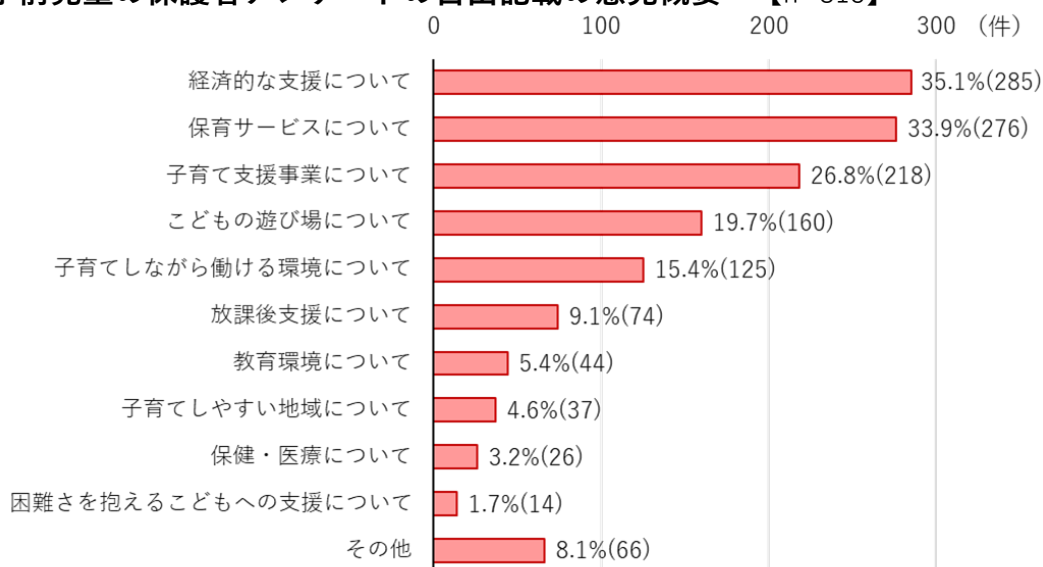


(5) 自由記載での意見の概要

ア 就学前児童の保護者の意見

金銭的な支援などの経済的な支援に関する意見が 35.1%と最も高く、次に保育所などの保育サービスに関する意見が 33.9%、子育て支援やその情報発信の充実などの子育て支援事業に関する意見が 26.8%、公園などのこどもの遊び場に関する意見が 19.7%となっており、経済的な支援はもとより、保育サービスに対する関心が高い状況です。

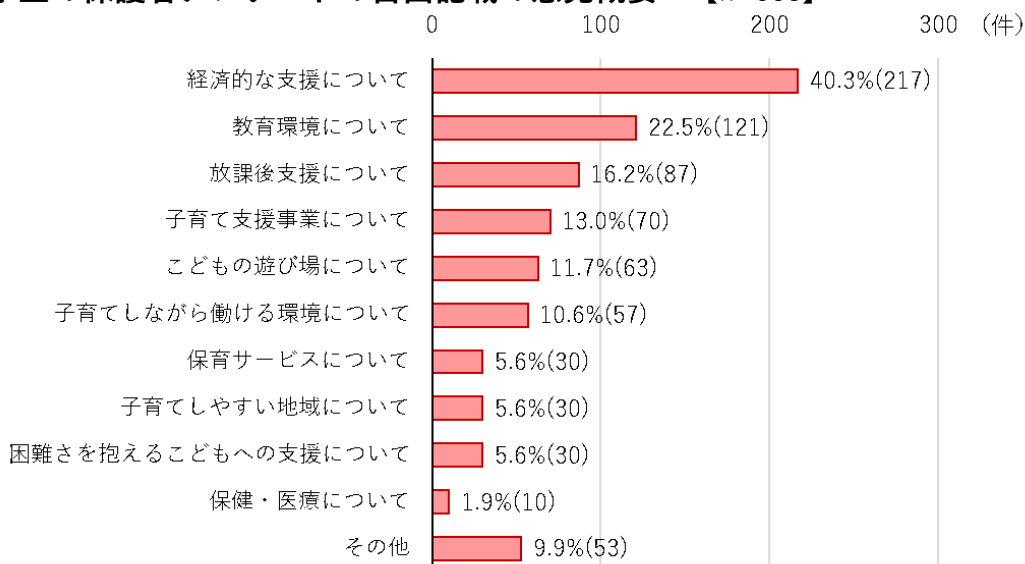
◆ 就学前児童の保護者アンケートの自由記載の意見概要 【n=813】



イ 小学生の保護者の意見

金銭的な支援などの経済的な支援に関する意見が 40.3%と最も高く、次に学習環境や学校給食などの教育環境に関する意見が 22.5%、放課後児童クラブなどの放課後支援に関する意見が 16.2%、子育て支援事業やその情報発信の充実などの子育て支援事業に関する意見が 13.0%となっており、経済的な支援はもとより、教育環境や放課後支援に対する関心が高い状況です。

◆ 小学生の保護者アンケートの自由記載の意見概要 【n=538】



第3章 計画の基本的な考え方

1 こども・若者、子育て当事者の意見を尊重したこども・子育て政策

本計画については、「こども大綱」の使命であるすべてのこどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた基本的な施策について、計画期間中の今後5年間の方向性を示すものです。こどもや子育てを応援するプランとして、常にこども・若者、子育て当事者の意見を聴き、その意見を尊重しながらこども・子育て政策を推進していくものとします。

2 こどもまんなかまちづくりの展開

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、こども・若者、子育て当事者の意見を尊重したこども・子育て政策のもと、具体的な事業等を推進していくことが求められています。

また、こどもや若者にとっては、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。

このことから、本市においては、こども・若者、子育て当事者とともに「こどもまんなか社会」をつくる意識を共有し、それぞれのニーズをよりの確に捉え、実効性のある施策の実現をめざし、こどもをまんなかに据えたまちづくりを展開していきます。

3 計画の基本理念

本市の最上位計画である津市総合計画第2次基本計画において、「子どもたちの未来が輝くまちづくり」を目標の1番目に掲げ、こども施策を推進しています。

また、津市子ども・子育て支援事業計画においては、こどもが健やかに育ち、こどもの輝きが親たちに喜びと生きがいにあたえ、地域に輝かしい未来をもたらすことをめざした第1期計画の基本的な考え方を踏襲し、第2期計画においても「子どもの輝きが未来につながるまち・津」を計画の基本理念とし取り組んできました。

そして、計画の策定にあたり勘案する「こども大綱」は、「こどもまんなか社会」の実現をめざし、こども・若者、子育て当事者の意見を取り入れながら施策を推進することとしています。これらを踏まえ、本市において、こども・若者、子育て当事者の意見を尊重した「こどもまんなかまちづくり」を進めるにあたっては、その基本理念を次のとおりとします。

基本理念

こどもの輝きが未来につながるまち・津
～こどもまんなかまちづくり～

4 こども施策に関する基本方針

「こども大綱」を勘案した上で、市民と一番近い距離にある基礎自治体としての役割を踏まえ、次の4つを基本方針とします。

【基本方針1】

こども・若者の人格・個性を尊重するとともに、その権利を保障し、こども・若者にとっての最善の利益の実現をめざします。

こども施策は、こども・若者の人格・個性を最大限に尊重するとともに、その権利を保障し、一人ひとりのこども・若者の最善の利益を第一に考え、成長に合わせこども・若者の自主性が育まれるよう後押しします。

また、こども・若者の視点に立って、虐待やいじめなどを防止し、一人ひとりのこども・若者が心身とも健康、安全で情緒の安定した生活ができることをめざします。

【基本方針2】

こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴きながら、こども施策を推進します。

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を尊重します。

また、こども・若者、子育て当事者の状況やニーズを把握することは、施策の実行性を高めることにつながるため、意見を聴く機会を創出し、寄せられた意見を尊重しながら、こども施策を推進します。

【基本方針3】

こども・若者が健やかに成長でき、すべての子育て当事者が子育ての喜びを感じ、伸び伸びと子育てできるようにライフステージに応じて切れ目なく支援を行います。

こども・若者が、健やかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるよう、それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援を行います。

また、子育てとは本来、成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長し、喜びや生きがいをもたらす営みです。子育て当事者に寄り添い、共感しながら、子育ての喜びや生きがいを感じることができるとような支援を行います。

【基本方針4】

様々な人々が関わり、地域でこども・若者、子育て当事者を支えるまちをめざします。

こどもは、成長し、若者となり未来の地域の担い手となっていきます。また、こども・子育て支援に熱い思いを持って活動している民間団体もあります。

様々な年代・立場の人がこども・若者や子育てに関わり、民間団体同士の横のつながりを深めながら、連携を図り、こども・若者の成長と子育て当事者の子育てを地域で協力して支えながら、こども・若者が暮らしやすく、子育てがしやすいまちをめざします。

津市こども計画
基本理念

こどもの輝きが未来につながるまち・津
～こどもまんなかまちづくり～

こども大綱

◆こども施策に関する基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

◆こども施策に関する重要事項

- 1 ライフステージを通した重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

◆こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

津市こども計画

■基本方針

基本方針1

こども・若者の人格・個性を尊重するとともに、その権利を保障し、こども・若者にとっての最善の利益の実現をめざします

基本方針2

こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴きながら、こども施策を推進します

基本方針3

こども・若者が健やかに成長でき、すべての子育て当事者が子育ての喜びを感じ、伸び伸びと子育てできるようにライフステージに応じて切れ目なく支援を行います

基本方針4

様々な人々が関わり、地域でこども・若者、子育て当事者を支えるまちをめざします

■こども施策を推進するために必要な事項や基本的な施策の方向性

◆こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども施策を推進するために必要な事項

◆こども施策に関する重要事項（基本的な施策の方向性）

- 2 ライフステージを通した重要事項
- 3 ライフステージ別の重要事項
- 4 子育て当事者への支援に関する重要事項

こども施策を推進するために必要な事項と基本的な施策

1 こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者、子育て当事者への情報発信と市政への意見表明やデジタル化の推進

- ① 「こども・若者、子育て当事者意見ボックス」の充実
- ② こども施策の情報発信の充実
- ③ 「津市こどもまんなか社会実現会議」での意見表明による社会参画の促進
- ④ こども施策のデジタル化の推進

2 ライフステージを通じたこども施策に関する重要事項

(1) こどもの居場所づくりとこどもや子育て当事者の目線に立った生活空間の形成

- ① こどもの居場所づくり
- ② 子育て支援センター
- ③ 教育支援センター
- ④ 児童館
- ⑤ こどもや子育て当事者の目線に立った公園や遊具
- ⑥ 通学路の安全確保
- ⑦ ユニバーサルデザインのまちづくり
- ⑧ 三重おもいやり駐車場利用証制度

(2) こども・子育て当事者への保健や医療の提供・支援

- ① 妊婦歯科健康診査
- ② 妊産婦医療費助成制度
- ③ 子ども医療費助成制度
- ④ こども予防接種
- ⑤ 小児救急医療体制

(3) こどもの貧困対策と低所得の子育て家庭やひとり親家庭への支援

- ① こどもの貧困対策
- ② 経済的支援
- ③ 学習支援事業
- ④ 就労支援
- ⑤ 生活困窮者自立支援
- ⑥ ひとり親世帯の放課後児童クラブ利用料の軽減

(4) 特別な配慮が必要なこどもへの支援

- ① 切れ目のない支援体制の強化
- ② 発達に対するきめ細かな相談支援
- ③ 津市児童発達支援センター（つうぽっぽ）
- ④ インクルーシブ保育
- ⑤ インクルーシブ教育
- ⑥ 特別支援教育就学奨励制度
- ⑦ 放課後児童クラブ障害児加算補助金

(5) 医療的ケア児等への支援

- ① 保育所等の入所に係る医療的ケア児への支援
- ② 医療的ケア児の保護者への相談支援

(6) 外国につながるこどもや家庭への支援

- ① 通訳担当職員等による通訳等の支援
- ② 初期日本語教室や就学前日本語教室による支援
- ③ 「就学ガイダンス」や「高校進学ガイダンス」等の実施

(7) 児童虐待防止と社会的養護

- ① 子育て家庭への訪問支援
- ② 要保護児童対策地域協議会
- ③ 児童養護施設等の施設整備
- ④ ヤングケアラー

(8) 青少年の健全育成

- ① 青少年健全育成活動の実施
- ② 津市二十歳のつどい実行委員会への支援

3 ライフステージ別のこども施策に関する重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期	ア 孤立する育児にならないための妊娠期からの切れ目のない子育て支援	① 妊婦等包括相談支援事業 ② 産後ケア事業 ③ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ④ 産前・子育て応援ヘルパー派遣事業
	イ ファミリー・サポート・センター事業	① ファミリー・サポート・センター事業の充実
	ウ 保育提供体制	① 待機児童を発生させない地域の実情に応じた保育の提供 ② 公立保育支援者 ③ 公立保育所における主食提供
	エ 休日保育	① 休日保育の拡充
	オ 病児・病後児保育	① 病児・病後児保育の拡充
	カ 乳幼児期から小学校への連続した学び	① 津市架け橋プログラム
(2) 学童期・思春期	ア 確かな学力の育成	① 授業改善
	イ ライフプランニング教育	① キャリア教育 ② 思春期ライフプラン・小学生ライフプラン
	ウ 安全安心な教育環境の推進	① いじめの未然防止及び早期発見・早期対応 ② 不登校の児童生徒への支援
	エ 教職員の確保と資質向上	① 教職員研修講座の充実 ② 教員志望者の増加につなげる取組
	オ 放課後児童クラブの充実	① 放課後児童クラブの施設整備の充実 ② 職員の確保と資質の向上 ③ 保護者等の負担軽減
(3) 青年期	ア 若者世代の雇用の安定	① U I J ターン促進事業 ② 企業誘致 ③ 創業支援等
	イ 出会い応援や相談支援等	① 若者の出会いや相談などの支援 ② 若者の課題の把握と支援
	ウ プレコンセプションケア	① プレコンセプションケアの普及
	エ 若者や子育て家庭への住宅支援	① ライフステージに応じた若者や子育て家庭への住宅支援

4 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 仕事と子育ての両立等の雇用環境と男性の育児参画		① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進 ② メンタルヘルス相談事業
(2) 地域における子育て支援や地域と連携した取組		① 地域の子育て支援拠点 ② 保育所等の地域への開放や地域との連携 ③ 地域とともにある学校づくり
(3) 多胎児・多子家庭への支援	ア 多胎児家庭への支援	① 途切れない多胎児家庭への支援
	イ 保育所等の保育料	① 保育所等の保育料の算定に係る多子カウント方法の見直し
(4) 学校や保育施設での給食の質の維持・充実等		① 物価高騰下での給食の維持・充実 ② 学校給食のあり方

第4章 こども施策を推進するために必要な事項と基本的な施策の方向性

1 こども施策を推進するために必要な事項

(1) こども・若者、子育て当事者への情報発信と市政への意見表明やデジタル化の推進

若い世代に馴染みやすい情報発信の強化や利便性の向上とともに、若者や子育て当事者の意見を尊重したこども施策を推進していくことが求められています。

保護者アンケートでは「津市の子育ての取組の情報が分かりにくく、様々な部署があり情報発信が統一されていない。」「アプリや LINE など、発信方法を工夫してほしい。」「現場の声を聞いてもらおうと嬉しい。」「市のイベントなどの予約をオンラインでできるようにしてほしい。」などの意見がありました。

①「こども・若者、子育て当事者意見ボックス」の充実

- こども施策全般に対して、こども・若者、子育て当事者からいつでも意見を寄せただけのように市ホームページに「津市こども・若者、子育て当事者意見ボックス（以下「意見ボックス」といいます。）」を設置しています。今後は、さらに政策形成過程において意見をいただくとともに、意見に対するフィードバックの仕組みを構築するなど、意見ボックスの充実に努めます。

②こども施策の情報発信の充実

- 市ホームページに、本計画やこども施策を一元化して掲載するとともに、「意見ボックス」にリンクさせ、気軽に意見を寄せただけのものとしします。また、計画に掲げた基本的な施策について、その検討段階にあるものは「意見ボックス」から意見を聴くとともに、実施予定のイベントや研修会などの開催案内、新規事業のスタート時での案内など、こども施策に係る情報等を広く発信していきます。さらに、ソーシャルメディア等を活用したプッシュ型広報やアクセスしやすい多様な方法も活用し、市ホームページの抜本的な刷新とともに、こどもや子育て当事者の視点でより分かりやすい情報発信の充実に図ります。

③「津市こどもまんなか社会実現会議」での意見表明による社会参画の促進

- こども・若者、子育て当事者が意見の表明などを行える場として「津市こどもまんなか社会実現会議」を設置し、本計画に掲げる施策をはじめとして、意見をいただくなど、こども・若者、子育て当事者の意見を尊重した本計画において、こども施策への意見表明による社会参画を促進します。

④こども施策のデジタル化の推進

- 保育所等の利用申請においては、児童の健康状態等の確認のため、児童やその保護者との面談を実施しているものの、国等の動きを踏まえながら、利用申請の完全オンライン化とともに、様々なこども施策に係る事業の申請等についても、関係事業者と連携し、子育て当事者の目線に立ったデジタル化を進めます。

2 ライフステージを通したこども施策に関する重要事項

乳幼児期（就学前）から学童期（小学生年代）、思春期（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、青年期（おおむね 18 歳以降）を経て、おとなになるまでのライフステージを通して、横断して実施すべき事項やライフステージに共通する事項、関連するものとして包括的に示すべき事項について、次のとおり基本的な施策の方向性を示します。

(1) こどもの居場所づくりとこどもや子育て当事者の目線に立った生活空間の形成

こども・若者のすべての成長・発達過程において、安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりや、こどもや子育て世帯が安心し、快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て当事者の目線に立った生活空間の形成が求められています。

保護者アンケートでは「こどもが遊べる広い施設や児童館のような遊び場がほしい。」や「子育て支援センターはこどもが遊べ、大人は情報交換や子育ての相談などができ、休日にも利用できたら良い。」「駐車場が整理された広い公園がほしい。」「遊具が改修見込みのない状態や使用禁止の状態で放置されている公園が多い。」「通学路の側溝にフタがない所があるので、フタをしてほしい。」などの意見がありました。

① こどもの居場所づくり

- こどもの居場所づくりについては、それぞれの施設等への継続的な運営支援とともに、令和 6 年度からこども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりに取り組む団体の活動状況等を確認するなど現状把握を進めています。今後はこうした団体間のネットワークの構築をめざすなど、多様なこどもの居場所づくりの充実に努めます。

② 子育て支援センター

- 子育て支援センターについては、休日利用の充実やきょうだいと一緒に利用できるよう対象者を拡大するとともに、職員研修の充実や体制の強化など、施設を運営する団体等とも連携しながら、子育て家庭の視点に立ったサービスの向上を図ります。

③ 教育支援センター

- 不登校のこどもたちへの支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、こどもたちが様々な学びの場や居場所につながるができるよう、機能や役割を明確化し、取組を進めます。また、必要に応じて、学級に入りづらいこどもが、学習・生活できる校内教育支援センターの設置に努めます。

④ 児童館

- 児童館については、6 館（公立 5 館、民間 1 館）が運営されており、引き続き、こどもたちに健全な遊びを提供する場として、イベントや工作、学習会等を実施するとともに、民間児童館に対しては、運営支援を継続して実施します。

⑤こどもや子育て当事者の目線に立った公園や遊具

- こどもや子育て当事者の目線に立った生活空間を実現していくため、公園などのこどもの遊べる場や遊具のあり方に係る方針を定め、地域のバランスを考慮し、こどもの遊べる場としての機能の充実や整備をめざすとともに、遊具の安全管理を図り、施設の機能維持に努めます。また、ホームページなどを活用し、こどもの遊べる場の施設情報を積極的に発信します。

⑥通学路の安全確保

- 「津市通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会や学校、警察、道路管理者等の関係者が連携して通学路の合同点検を行うなど、引き続き地域社会全体でこどもたちの登下校時の安全確保に取り組みます。

⑦ユニバーサルデザインのまちづくり

- 人に優しい安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりについては、こどもや妊婦、子育て当事者にとっても快適に生活ができることから、ユニバーサルデザインへの理解の促進や意識の啓発に努め、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進することで、ベビーカーなどの移動や施設利用上の利便性や安全性の向上を図ります。

⑧三重おもいやり駐車場利用証制度

- 三重おもいやり駐車場利用証制度については、「おもいやり駐車場」として指定された駐車区画を、利用証を取得した妊産婦等が利用できるもので、利用証の申請については、三重県をはじめ福祉政策課や各保健センター等でも受け付けています。今後も、妊産婦等がより利用しやすい制度となるよう利用ルールやマナーなどについて、三重県と連携しながら周知啓発するとともに、母子健康手帳交付時には、利用証の申請を案内するなど、妊産婦等の外出支援に努めます。

(2) こども・子育て当事者への保健や医療の提供・支援

こどもの突然の病気やけがに備えた緊急時の医療体制はもとより、こどもや妊産婦等に対し、継続して保健や医療の提供・支援をしていくことが求められています。

保護者アンケートでは、「5歳以下のこどものインフルエンザ予防接種の補助をしてほしい。」や「医療費助成が高校卒業までに拡大されると助かります。」「不安なく小児科を利用したい。」との意見がある一方、「急なケガや病気の際にこども応急クリニックや救急・健康相談ダイヤルが利用できた。」などの意見もありました。

①妊婦歯科健康診査

- 妊婦歯科健康診査については、妊婦の歯周病罹患による早産へのリスク等、疾患リスクによる影響を予防するため、令和6年9月から無料化を開始しており、受診率の向上を図るため、その周知に努めます。

②妊産婦医療費助成制度

- 妊産婦医療費助成制度については、県内では本市独自の制度で、令和6年9月からは、所得制限を撤廃し、妊娠5か月以上出産翌月末日までのすべての妊産婦を対象に医療費の自己負担分を全額窓口無料とする制度に拡充しており、今後も継続して実施します。

③子ども医療費助成制度

- 子ども医療費助成制度については、令和6年9月から所得制限を撤廃するとともに、未就学児までを対象にしていた窓口無料を中学生まで拡大しており、今後も継続して実施します。また、高校生相当年齢まで、対象者の拡充をめざすなど、さらなる支援の充実に努めます。

④こども予防接種

- 任意接種である流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）や小児の季節性インフルエンザ等への予防接種については、「こども安心サポート任意予防接種費用助成事業」として、新たに費用助成を実施します。

⑤小児救急医療体制

- 本市の小児の救急医療体制については、三重県や医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携して「津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック」の継続的な運営の維持に努めるとともに、救急相談ダイヤル事業の利用促進に取り組みます。

(3) こどもの貧困対策と低所得の子育て家庭やひとり親家庭への支援

こどもの貧困は、家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であり、貧困や貧困の連鎖によって、こどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

保護者アンケートでも「こどもの学力差には家庭の環境や地域の環境差が大きいと思う。塾に行かせたくても経済面や移動手段の面が影響する。一人親家庭へのサポートを強く希望します。」やこどもの貧困に対しては、「お金の支援ではなく、親の就労支援が一番だと思う。」などの意見がありました。

①こどもの貧困対策

- こどもの貧困対策については、こども家庭センターがこどもに係る一元的な相談窓口となり、それぞれの相談内容から必要な制度を紹介し、必要に応じて、関係各課へつなぐなど、支援が必要な家庭の状況を把握して、適切な支援につなげます。

②経済的支援

- 児童扶養手当については、令和5年度末の受給者数は令和2年度末比93.8%であり減少傾向にあるものの、令和6年11月分から所得制限限度額の引上げなどによる拡充が行われました。それぞれの家庭の状況に応じて、同手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な支援を実施します。
- 就学援助については、学校教育法の規定に基づき、児童生徒の教育の機会均等を保障し、義務教育の円滑な実施を図るため、必要な経費の負担が困難な児童生徒の保護者に対して援助を継続して実施します。

③学習支援事業

- 保護者の所得状況等の影響によるこどもの学力格差については、ひとり親家庭や低所得の子育て家庭を対象に実施している学習支援事業の受講機会の拡大とともに、大学受験料等の補助制度の創設を検討するなど、その解消をめざし、学習・受験機会の格差による貧困の連鎖の防止に努めます。

④就労支援

- ひとり親家庭については、経済的な自立を支援するための高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金事業、個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定などを実施し、きめ細かな就労支援に取り組みます。

⑤生活困窮者自立支援

- 生活困窮者自立支援については、子育て家庭を含めた経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方からの相談に応じて、生活の状況と課題を整理し、一人ひとりの状況に応じて作成する自立に向けた支援計画に基づき、住居確保のための給付金の支給、就労準備に係る支援、家計の改善に向けた支援を行うなど、充実に努めます。

⑥ひとり親世帯の放課後児童クラブ利用料の軽減

- ひとり親世帯が利用する放課後児童クラブの利用料助成については、三重県に対する要望を継続した結果、令和6年度から月額6,000円となりました。放課後児童クラブがひとり親世帯のこどもが放課後に安心して過ごすことができる居場所となるよう、引き続き利用料助成の支援に努めます。

(4) 特別な配慮が必要なこどもへの支援

心身の障がいや発達に特性のあるこどもが、その有無にかかわらず、安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。

保護者アンケートでは「発達障がいやこどもの不登校、いじめ、こどもの将来などについて、気軽に話ができる所があったらいい。」や「発達相談等を申請しても、何か月か待つ事になります。改善していただけると親として安心です。」「発達障がいや引きこもり、不登校の子たちが増えています。そのこどもたちが大人になって、働いて、生活し、自立していけるような周囲の温かいサポートや環境が整って、障がいや病気も含め、誰もが安心して生活していける社会になってほしい。」などの意見がありました。

①切れ目のない支援体制の強化

- 障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期から学童期、思春期への切れ目のない支援を行うため、幅広い年齢に対応するための職員の専門性の向上や専門職の充実を図りながら、保健、医療、福祉、保育、教育等の連携体制の強化を進めます。

②発達に対するきめ細かな相談支援

- 発達に対して不安があるこどもにおいては、こどもたち個々の発達、成長段階に応じたきめ細かな相談や支援が必要であるため、その機能の充実を図ります。

③津市児童発達支援センター（つうぽっぽ）

- 平成27年度に本市が設置した津市児童発達支援センター（つうぽっぽ）については、専門性を持った職員が地域の民間事業所や保育所、家庭にアプローチし、連携していくことで、地域全体の障害児支援体制の強化やインクルージョンの推進につなげ、センターが地域の中核的機能の強化をめざすとともに、地域の児童発達支援に関わる事業所等を対象とした研修会を開催するなど、地域全体の障害児支援の質の向上に努めます。

④インクルーシブ保育

- 特別な配慮が必要なこどもに対しては、加配保育士等を配置するなどし、私立と公立の保育施設が連携し、引き続ききめ細かな保育が提供できるよう取組を推進します。

⑤インクルーシブ教育

- 小・中・義務教育学校においては、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを構築し、こどもたちに関わるすべての教職員が特別支援教育の視点を持った指導支援が行えるよう、学校全体で取り組む特別支援教育の充実をめざします。

⑥特別支援教育就学奨励制度

- 小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、必要な経費の一部を支給し、特別支援教育の普及奨励を図ります。

⑦放課後児童クラブ障害児加算補助金

- 放課後児童クラブについては、障がい児の受入に必要となる専門知識を有する支援員等を配置するための必要な経費を補助する障害児加算補助金制度によって、インクルーシブな取組に対して継続して支援します。

(5) 医療的ケア児等への支援

医療的ケア児等への支援については、令和3年度「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定により、国や地方公共団体の責務が明確にされ、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、家族が離職等、生活における選択肢を狭めることなく、安心してこどもを産み育てることができる社会の実現をめざしています。

保護者アンケートでは「こどもに障がいがあり不安で、専門家に相談できる環境があればと思う。」などの意見がありました。

①保育所等の入所に係る医療的ケア児への支援

- 令和6年9月に策定した「保育所等における医療的ケア児の受入れガイドライン」に基づき、より円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進し、医療的ケア児及びその家族に対する適切な支援に努めます。

②医療的ケア児の保護者への相談支援

- こども家庭センターにおいては、庁内関係各課の現状や課題の情報共有等を目的とする「こども総合支援会議」を運営し、医療的ケア児に係る庁内の横断的な連携体制の構築とともに医師会などの関係機関との連携の強化に努め、医療的ケア児の家族への相談や支援の充実をめざします。
- 相談や支援のさらなる充実に向けては、関係機関等との連携はもとより、保健師や看護師などの本市の専門職員の強化が必要であることから、その体制の強化に努めます。

(6) 外国につながる子どもや家庭への支援

本市では、外国籍や日本国籍を持っても多様な文化的背景を持つ外国につながる子どもが増加傾向にあり、国籍や言語も多様化して、市内多くの学校に在籍しています。

保護者アンケートでは「外国人は言葉がよく分からないので、困ったことがあった。」などの意見がありました。

①通訳担当職員等による通訳等の支援

- 公立の保育所等の利用における外国につながる子どもやその家庭に対しては、保育子ども園課に配置した通訳担当員が通訳や翻訳などを行うとともに、保育所等へも派遣して園児や保護者への支援をし、また、ニーズが高い保育所等には通訳担当員を配置し、併せて周辺の保育所等も巡回するほか、タブレット端末を活用した多言語の情報提供などについても継続して実施します。さらに、私立の保育所等において、通訳や翻訳などを行う保育支援者に対しても連携して支援を行います。

②初期日本語教室や就学前日本語教室による支援

- 日本語が話せない転入外国人児童生徒に対して、初期日本語教室「きずな」や「きずな」へ通室することができない児童生徒を対象として在籍校で開設する「移動きずな」教室において、初期日本語指導を実施します。また、就学前の外国につながる子どもたちを対象に、日本の小学校生活がスムーズにスタートできるよう、就学前日本語教室「つむぎ」を開設し、小学校入学初期に使われる日本語や学校生活への適応指導を実施します。

③「就学ガイダンス」や「高校進学ガイダンス」等の実施

- 日本語が話せない外国につながる子どもが市内のどの学校に転入しても、同様の支援ができるよう、すべての学校に日本語教育担当者を位置付け、担当者を対象とする研修会を実施します。また、日本の学校への不安や悩みを解消し、進路を保障するため、外国につながる子どもや保護者を対象に「就学ガイダンス」や「高校進学ガイダンス」、「大学見学ツアー」等の取組を、三重県教育委員会や校長会などの様々な関係機関と連携し実施します。

(7) 児童虐待防止と社会的養護

虐待は決して許されるものではないが、子育ての孤立などにより、あらゆる子育て当事者が無縁ではあるとはいえません。社会的養護の充実については、必要とするすべてのこどもが適切に保護され、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう支援されることが必要です。

保護者アンケートでは、「悩んでいる保護者が、気軽に話しやすい相談員がいるといい。」や「みんなで支え合って子育てできる世の中であってほしい。」「こどもの支援と同じくらい親への支援が必要」「虐待で亡くなったこどものニュースを見るたびに胸が痛くなります。ヤングケアラーの子に対しても同様に対策を望みます。」などの意見がある一方、ヤングケアラーの認知度の選択肢による質問では「言葉も聞いたことがない」や「内容は知らない」といった回答が4割近くあります。

①子育て家庭への訪問支援

- 児童福祉と母子保健の一体的な支援を行う津市こども家庭センターが中心となって、要支援家庭などの早期発見や切れ目のない必要な支援を行い、子育ての負担を軽減し、子育て家庭やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯訪問支援事業を拡充するなど、その支援の充実を図ります。

②要保護児童対策地域協議会

- 要保護児童等の適切な保護を図るため、関係機関等で構成される要保護児童対策地域協議会については、実務者会議の運営のあり方を見直すなど、調整機関としての機能の強化に取り組んでいくとともに、児童相談所との連携強化をはじめ、学校、保育施設、警察署、民生委員・児童委員、各種団体など、地域の関係機関のネットワークが一体となって児童虐待防止策を推進していけるよう、当該協議会のさらなる強化に向けて、より主体的・積極的に取り組みます。

③児童養護施設等の施設整備

- 児童養護施設等については、子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ事業）の受入れ等の家庭支援事業の体制強化のため、施設の高機能化や多機能化等によって専門的な機能を有する地域に開かれた施設となるよう、「津市民間社会福祉施設等施設整備費等補助金」を活用して、施設整備を支援するなど、その充実に努めます。

④ヤングケアラー

- ヤングケアラーについては、その認知度は低い状況にあり、家庭内のデリケートな問題でもあることから表面化しにくい構造になっているため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関とのより一層の連携のもと、ヤングケアラーの周知啓発に努め、早期に把握し支援につなげることができるよう、支援体制の強化に努めます。

(8) 青少年の健全育成

市内の高校生や短大生、大学生に対するアンケート調査で「こどもが健やかに暮らせるための取組として、自分が小学校・中学校・高校に通っていた時代にどのような取組があれば良かったと思いますか。」という質問に対して、「地元のことを深く学ぶことで、自然と外の世界に意識が向くような活動があればよいと思う。」や「一人っ子が増えているので、こども会が活発になるといいと思います。家庭や学校でも塾でもない、つながれる場所があるといいと思います。」などの意見がありました。

①青少年健全育成活動の実施

- 青少年健全育成活動については、津市青少年育成市民会議や地区青少年育成組織、津市子ども会育成者連合会等の団体と連携するとともに、警察署等の関係機関の協力を得ながら、各団体への支援を通じて、今後もその活性化を図ります。

②津市二十歳のつどい実行委員会への支援

- 「津市二十歳のつどい」については、自立した社会人として責任ある態度を持ち、より良い社会を築くために貢献しようとする 20 歳の方を祝い、励ます式となるように、津市二十歳のつどい実行委員会による企画・運営に対して支援を行い、その充実を図るとともに、社会貢献のさらなる具体化に努めます。また、進学や就職などにより故郷を離れている 20 歳の方に対して、友人と再会するための機会を提供します。

3 ライフステージ別のこども施策に関する重要事項

乳幼児期や学童期、思春期、青年期といったそれぞれのライフステージ別においては特有の課題があることから、ライフステージを通した重要事項で示した以外の事項について、次のとおり基本的な施策の方向性を示します。

(1) こどもの誕生前から幼児期

ア 孤立する育児にならないための妊娠期からの切れ目のない子育て支援

妊産婦の多くが不安や負担感を抱く傾向にあり、妊娠期から出産、子育て期への切れ目のない包括的な支援が求められています。

保護者アンケートでも「出産後も慣れない育児と睡眠不足で大変でした。」や「たった6日間の入院の間に、母乳のあげ方を身につけるのは大変でした。」「イヤイヤ期の間はとても大変で、叱りたくないのに叱ってしまうことが多く、精神的、肉体的にもしんどい時があります。」などの意見がありました。

①妊婦等包括相談支援事業

- 妊婦等包括相談支援事業については、これまで実施していた伴走型相談支援事業が子ども・子育て支援法等の改正により、すべてのこども・子育て世帯への支援策として位置付けられたことから、妊娠届出時や妊娠8か月頃のアンケート、乳児家庭全戸訪問により、保健師や助産師が妊産婦等との面談などで情報提供や相談を行い、切れ目のない支援を今後も継続して実施することで、妊産婦等の不安解消や負担軽減に努めます。

②産後ケア事業

- 産後ケア事業については、産後ケアを必要とする出産後1年以内の母親やその子などを対象として、施設や自宅で母体ケアや育児相談等のサービスを実施するものです。今後は利用状況や協力施設の受入体制等を踏まえ、母親の身体的回復と心理的な安定を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるよう、支援を必要とするすべての方が利用できる実施体制の強化をめざします。

③乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもが利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」については、国は令和8年度から本格実施を予定しています。こどもにとっては、家族以外の人と関わる機会が得られ、保護者にとっては孤立感や不安感の解消につながることから、本市においては、国の制度設計等を踏まえ、令和7年度に公立保育施設などで試行的事業を実施し、私立保育施設等を含め、令和8年度からの円滑な本格実施をめざします。

④産前・子育て応援ヘルパー派遣事業

- 「産前・子育て応援ヘルパー派遣事業」を創設し、家事・育児に対して不安や負

抱え抱える妊婦や子育て家庭に、訪問支援員が自宅を訪問し、必要とする家事支援や育児支援を行うことで、安心して子育てに取り組むことができるように努めます。

イ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業については、保育所や幼稚園への送迎、兄弟姉妹の行事参加のための預かりなどの日常的な育児支援について、支援を依頼する会員（令和5年度の依頼会員 1,002 名）と支援を提供する会員（令和5年度の提供会員 105 名）とによる育児支援相互援助事業です。

保護者アンケートでは「利用していてとても良い方達で大変助かっています。」との一方、「利用しようと思ったが、登録に電車に乗って何回か行かなくてはならないようで、断念しました。」などの意見がありました。

①ファミリー・サポート・センター事業の充実

- 事業の基本となる会員間の信頼関係に基づいた相互理解ときめ細かな調整のもとで、利用手続きを工夫し、簡素化するなど、初めて利用される方にも利用しやすいような運用の改善に努めます。

ウ 保育提供体制

本市では、これまで待機児童の解消や教育・保育環境の改善に向けて、公立における幼保連携型認定こども園の整備や、私立における保育所の新設やこども園への移行を支援し、平成18年度から令和6年度までに1,558人の利用定員の拡大を図ってきました。令和5年度当初には待機児童が57人発生したものの、それ以外の年度当初においてはゼロを維持しています。

しかし、保護者アンケートでは「待機児童をなくしてほしい。」や「家の近くに保育園があるが、その保育園には入れず家から離れた保育園にしか入れなかった。」などの意見がありました。

国の待機児童の定義には当てはまらないものの、希望する保育所等に入所できるまで「待つ」こどもが毎年度一定数発生しており、その要因としては、保育利用の希望地域や利用開始を希望するこどもの年齢について、保護者の意向と提供体制のミスマッチが挙げられます。

また、近年においては、必要な保育士等が確保できず、定員までこどもを受け入れられない施設も見られ、年度途中からの利用はさらに難しさを増している状況です。

保育士等の確保については、引き続き「保育士・幼稚園教諭等就労開始応援事業」の実施や「保育のおしごと相談会」の開催などにより取り組む一方、就労継続のためには業務に係る負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備も重要であることから、私立保育所等に対しては、令和5年度より保育資格の有無にかかわらず、保育に係る周辺業務を担う保育支援者の配置への支援を行っていますが、保護者アンケートでは「保育士にとっても利用者にとっても望ましい保育環境を整えてもらいたい。」や「保育園の先生が大変そうなので人員を増やしてほしい。」「保育園利用に関して、3歳児

以上の白飯持参をなくしてほしい。」との意見もありました。

①待機児童を発生させない地域の実情に応じた保育の提供

- それぞれの地域の実情に即した保育提供体制を整えていくことで、地域におけるニーズを的確に把握し、円滑な利用につなげるとともに、保育士等の確保を図ることにより、継続して待機児童が発生しないように取り組みます。

②公立保育支援者

- 公立保育所等における保育士等の負担を軽減し、職場環境の改善を図るため、私立保育所等において配置のための支援を行っている保育支援者について、公立保育所等への配置をめざします。

③公立保育所における主食提供

- こどもの食育と保護者の利便性の向上や負担軽減を図るため、公立保育所において、こどものために保護者が家庭から持参している主食（ご飯）を提供する体制の段階的な構築をめざします。

エ 休日保育

休日保育については、現在、私立保育所1か所（定員9人／日）で実施しており、令和5年度の年間延べ利用者数は426人となっています。保護者の働き方の多様化により、その必要性は高まっています。

保護者アンケートでも「休日保育をもっと拡充してほしい。祝日が夫婦共に仕事であり、保育園が休みになり大変困る。」や「休日保育を利用しやすくしてほしい。」などの意見がありました。

①休日保育の拡充

- 休日保育の体制拡充のため、保育士等確保の支援をはじめ、課題解決のためにあらゆる手立てを検討し、休日保育の定員など、円滑な利用が図られる体制をめざします。

オ 病児・病後児保育

こどもの病気といった緊急時への対応として、病気中のこどもを預けることができる病児保育施設と病気回復期にこどもを預けることができる病後児保育施設があります。現在、4施設の運営により、合計定員については、病児・病後児が8人、病後児が6人で、令和5年度の年間延べ利用者数は、病児・病後児保育が610人、病後児保育が321人となっています。

保護者アンケートでは「病児保育ほとんど預け入れできません。」や「こどもが病気になったときに預かってくれる施設を増やしてほしい。」「病児保育を頼もうと登録をしましたが、定員が少なく見てもらえませんでした。」などの意見がありました。

病児・病後児保育事業の実施施設については、利用児童の安全・安心のため、病状の急変時に対応できる医療機関との連携体制を構築した上で、保育を実施することか

ら、医療機関の協力が不可欠であり、看護師や保育士の確保も課題となっています。

①病児・病後児保育の拡充

- 共働き世帯の増加など、今後も病児・病後児保育ニーズは高まることが想定されることから、医療機関等との協議をはじめ、あらゆる可能性を検討し、病児・病後児保育の定員の拡大による充実に努めます。

カ 乳幼児期から小学校への連続した学び

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成や非認知能力の基礎を培う極めて重要な時期であり、遊びの中での学びの芽生えが、小学校での自覚的な学びへとつながるよう、こどもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児教育・保育と小学校教育の接続を大切にしたい体系的な教育が組織的に行われる体制づくりが求められています。

①津市架け橋プログラム

- 乳幼児期の学びを小学校以降の教育へ円滑に接続するために「津市架け橋プログラム」を実施し、本市のすべての小学校区で、公私立の保幼小の教職員が、こどもの姿を中心に据えた語り合いを行い、互いの教育・保育内容の改善・充実を図るなど、乳幼児期から小学校への連続した学びの実現をめざします。

(2) 学童期・思春期

ア 確かな学力の育成

学校教育においては、これからの社会を生き抜く子どもたちに求められる確かな学力として、生きて働く知識・技能の習得はもちろんのこと、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性の涵養の育成に向けた様々な取組を進めていきます。

①授業改善

- 子どもたちが「どのように学ぶか」を重視するとともに、子どもたちに「どんな力がついたか」という学習成果を的確に捉え、子どもたちの学びに向かう力の育成を図ります。

イ ライフプランニング教育

子どもたちが、社会の中で自分の役割を認識し、自分らしい生き方を実現するため、小学校の低学年から発達段階に応じて、自分の将来との関係につながりを意識できる授業や体験学習など、計画的に実施していきます。

①キャリア教育

- 各校において、子どもや地域の実態に応じて、総合的な学習の時間や特別活動等における横断的な学習計画を策定し、学校での学びを社会に役立てられるよう、子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育を継続して推進します。

- 各学年で学んだことを記録し蓄積する「津市キャリアパスポート」を活用した学習を進め、職場体験学習やゲストティーチャーによる出前事業等を通じて、自らの地域や社会に対する認識を深めるとともに、こども一人ひとりがキャリアを設計していくために必要な能力や態度を身につけることができるよう地域や家庭と連携した取組を継続して進めます。

②思春期ライフプラン・小学生ライフプラン

- 思春期ライフプラン教育については、中学校及び義務教育学校（後期課程）において、思春期の性や妊娠、出産に関する医学的見地を踏まえた正しい知識に関する講演等によって、命の大切さや将来のライフプランを考える機会を提供し、性について主体的に考え、行動する生徒の育成を図る取組を実施します。
- 小学生ライフプラン教育については、小学校及び義務教育学校（前期課程）を対象に実施しており、相手に対する理解や思いやり、家族観の醸成を図り、将来のライフプランを考える基礎を培うことを目的として実施します。

ウ 安全安心な教育環境の推進

一人ひとりのこどもたちが安心して学ぶことができる心地よい、魅力ある学校・学級づくりを進めるとともに、誰一人取り残されない学びの保障に向けたいじめ防止及び不登校対策等を推進します。

①いじめの未然防止及び早期発見・早期対応

- こどもたち一人ひとりが安心して過ごせる集団づくりに取り組むとともに、「津市いじめ防止基本方針」や各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、学校全体で組織的に取り組み、津市いじめアンケート調査用紙等を活用した調査を学期に1回以上実施するなど、いじめの未然防止及び早期発見に努め、適切な対応につなげていきます。
- 学校、家庭、地域が相互に協力しながら適切な対応に努めるとともに、心理の専門家であるスクールカウンセラーや関係機関と連携した学校内外のネットワークを構築しチームで支援に取り組みます。また、三重県弁護士会等の関係機関と連携し、教職員向け研修会や児童生徒向け授業を実施するなど、いじめの未然防止に向けて、引き続き取組を進めます。

②不登校の児童生徒への支援

- こどもたちが安心して学べる学校・学級づくりに努め、不登校児童生徒がいつでも登校できるよう安心した環境を整えるとともに、タブレット端末等のICTを活用し教室外でも学習できる取組を進めるなど、個々の状況に応じた支援を引き続き実施します。
- 教育支援センターにおいて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び関係機関と連携し、通所しているこどもたちへの支援に加え、自宅等において、支援を必要とするこどもたちに対しても訪問型の支援を実施するなど、不登校児童生徒を継続して支援します。

エ 教職員の確保と資質向上

教員不足については、全国的な課題であり、本市においても同様の状況があります。こどもたちの学習環境の根底をなす教職員の確保について、本市として課題を見出し、取組を進めます。

また、いじめ・不登校等の生徒指導上の課題、特別な支援を必要とするこどもや外国につながるこどもへの対応など、教職員には多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応するための専門性が求められています。変化の激しい時代を生き抜くために必要な力をこどもたちに育成するためには、教師自身もまた学び続けることが必要です。こどもたちが、わかること・できることを実感しながら、自己有用感や幸福感等を高めることができるように、教職員のより一層の資質向上に取り組めます。

①教職員研修講座の充実

- 。複雑化・多様化する今日的な教育課題に対応した教育を実践するため、教科指導、情報教育、生徒指導、特別支援教育、人権教育等において、ライフステージや職種に応じた研修会等のより一層の充実を図ります。

②教員志望者の増加につなげる取組

- 。教員不足の原因の一つは、教員を志す方の減少が考えられることから、関係大学と連携を図り、教員の魅力ややりがいを発信することで、志望者が増加するよう取り組めます。また、教員免許を持っているが、教壇経験がない方等を対象に相談会を実施し、講師等による学校での任用につなげていきます。

オ 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブについては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、心身の健全な育成を図る場所です。

保護者アンケートでは「以前は保育園の待機が問題となりましたが、学童についてもっと拡充していただきたい。」「安心できる放課後の居場所を確保できるよう、学童保育の施設整備、指導員の人員確保、指導員の質の向上を希望します。」などの意見がありました。

本市の放課後児童クラブについては、平成 18 年度時点では 35 クラブ(公設公営 5、公設民営 24、民設民営 6)、受入児童数は 1,899 人であったものの、クラブ施設の建築や空き教室等をクラブ施設に改修するなどし、クラブ施設の整備等を図り、令和 6 年度時点では 94 クラブ(公設民営 65、民設民営 29)、受入児童数は 3,556 人であり、59 クラブの増(公設公営 5 減、公設民営 41 増、民設民営 23 増)、1,657 人 87%の増となっています。

また、本市では、放課後児童クラブが、夏休みなどの長期休みの期間中、クラブ職員が不足することに対応するため、教育現場で勤務する会計年度任用職員が、夏休み中に限り、市内の放課後児童クラブへ従事することができるようにするなど、その確保に努めています。

①放課後児童クラブの施設整備の充実

- 公設民営の放課後児童クラブについては、放課後児童クラブに係る整備指針に基づき施設の狭あい化や老朽化対策等に取り組み、令和5年度までに12施設の整備を行いました。今後も、既存施設の専用区画面積が確保できないことにより支障が生じている施設について、計画的に整備を進めます。また、当該クラブの受入児童数についても令和5年度は3,316人であるところ、令和11年度には4,000人を見込んでいることから、放課後児童クラブの受入体制の充実に努めます。

②職員の確保と資質の向上

- 津市学童保育連絡協議会からの要望による学童保育就職フェアを継続して実施し、放課後児童支援員の確保に努めるとともに、本市が主催する津市放課後児童クラブ支援員等研修会では、特別支援教育や防災・危機管理、児童の指導等の研修等を行い、放課後児童支援員等の資質の向上を図ります。

③保護者等の負担軽減

- クラブ運営に係る保護者等の負担については、保護者等の方に利用いただくための「運営マニュアル」や「会計マニュアル」、「補助金事務に係るQ & A」を更新することにより、軽減に努めるとともに、各クラブと懇談を行うことによって、各クラブの抱える課題等を共有しながら、より良いクラブ運営に向けた支援に努めます。

(3) 青年期

ア 若者世代の雇用の安定

国においては、雇用の安定や質の向上を通じた雇用不安の払拭等に向けて、全国の地域に暮らす若者にとっても良質な雇用環境の下で将来展望を持って生活できるようにすることが重要との認識のもと、地方創生の推進とともに、地方における分厚い中間層の形成に向けた内需の拡大など、持続的に若い世代の所得が向上し、未来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組への支援が進められています。

市内の高校生や短大生、大学生に対するアンケート調査でも「どのような取組があれば、結婚したいと思う人が結婚できる社会になると思いますか。」という質問に対して「安定した雇用と賃金」や「結婚後の経済支援」「ワーク・ライフ・バランスの充実」などの意見がありました。

①U I J ターン促進事業

- 県外に住む本市出身者が市内の企業等への就職活動を行った際に必要となった費用の一部を支援する津市ふるさと就職活動応援奨励金事業について、今後、本計画期間中の累計受給者数35人をめざします。また、市外に住む本市出身者が市内の企業等への就職に伴い本市に転入し新生活を始める際に係る費用の一部を支援

する津市ふるさと就職新生活応援奨励金事業については、今後、本計画期間中の累計受給者数 100 人をめざすなど、本市での就労や定住の促進に努めます。

②企業誘致

- 企業誘致の推進については、既存の工業用地の活用に加え、専門的なノウハウや資金力等を有する民間事業者が主体となった新たな工業用地の確保に向けた事業を進め、工場、事業所、事務所など、多様な企業等の立地を促進する取組により、計画期間中に累計 5 件の誘致をめざすなど、雇用の創出を図ります。

③創業支援等

- 若者や女性などの多様な人材が自己実現や社会貢献などをめざす起業や創業、事業者が既存事業と異なる新しい事業等に取り組む第二創業については、地域経済の活性化に必要不可欠であるとともに、新たな雇用の創出も期待できることから、商工会議所や商工会などの各種創業支援機関とも連携し、取組を進めていきます。また、後継者不足が深刻化する事業に対しては三重県事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとする関係機関と連携し、事業承継促進をさらに進め、地域経済の持続的発展に努めます。

イ 出会い応援や相談支援等

結婚を希望する若者へのアンケート調査では、未婚である理由として、出会いの機会がないことが挙げられています。

本市では、市役所若手職員で構成する「津市出会い応援事業プロジェクトチーム」を設置し、チームが企画・運営を行う出会い応援イベントを開催するとともに、チーム企画以外の出会い応援イベントも実施するなど、出会いの場の創出と情報発信に努めています。

市内の高校生や短大生、大学生に対するアンケート調査で「どのような取組があれば、結婚したいと思う人が結婚できる社会になると感じますか。」という質問に対して、「交流（婚活）イベントの開催」や「若者が出会う機会を増やす。」「趣味が合う人たちが一緒に活動できる場をつくる。」などの意見がありました。また、イベント参加者へのアンケート調査では「行政が企画するイベントであることから安心して参加できた。」などの意見がありました。

①若者の出会いや相談などの支援

- 出会い応援のイベントだけでなく、出会いや結婚に関するセミナーのほか、相談会の開催、三重県や県内他市町との連携により、多角的、総合的な支援ができる「つながる支援体制」を構築するなど、若者の出会いなどの支援の充実に引き続き取り組みます。

②若者の課題の把握と支援

- 出会い応援イベントなどの出会いの場の創出や情報発信など、これらの取組の中で把握される若者世代の課題等を踏まえ、若者が求める必要な支援を検討するなど、課題の解消に努めます。

ウ プレコンセプションケア

男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアが求められています。本市では、小学校と中学校等でライフプラン教育事業を実施しており、こどもたちがライフプランを立てる際に妊娠や出産に関する正しい知識を基盤とすることができるよう、産婦人科医や助産師などの専門家による生徒等を対象にした保健指導等を実施しています。

市内の高校生や短大生、大学生に対するアンケート調査で「どのような取組があれば、こどもをほしいと思う人が希望するこどもの数を持てる社会になると思いますか。」という質問に対して、「若い世代に結婚や子育てに対して身近に触れて考える機会があれば、より現実的に考えるのではないか」や「こどもがいる生活が楽しいということがわかる社会にする。」などの意見がありました。

①プレコンセプションケアの普及

- プレコンセプションケアについては、学童期や思春期のライフプラン教育を発展させながら、男女がともに妊娠や出産に関する正しい知識等を共有することで、男性の理解と協力のもと、女性が妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できる環境の構築につなげていきます。このため、関係機関等の協力も得ながら、若者への啓発を目的とした研修会等の開催を検討するなど、プレコンセプションケアの普及をめざします。

エ 若者や子育て家庭への住宅支援

結婚を望む若者にとって、住まいの確保は重要です。結婚や出産、こどもの進学といったライフステージの変化に伴い幾度かの住み替えが行なわれる傾向があるといわれています。

市内の宅地建物取引業事業者へのヒアリング調査では、本市においても、まずは結婚に向けては、アパートなどの賃貸住宅を探し、そこで新婚生活から数年間は居住し、こどもが増えると手狭なアパートから、庭のある戸建て住宅を購入するなど、転勤等の事情もあることから一概にはいえないものの、2度ほど住み替える傾向があるとのことでした。

市内の高校生や短大生、大学生に対するアンケート調査で「どのような取組があれば、結婚したいと思う人が結婚できる社会になると思いますか。」という質問に対して、「結婚に係る費用の支援」や「結婚後の経済的支援」「行政による子育て家庭への支援の充実」などの意見がありました。

①ライフステージに応じた若者や子育て家庭への住宅支援

- 結婚を望む若者の住宅支援については、そのニーズを踏まえた実効性ある施策を検討するとともに、子育て家庭への住宅支援及び定住人口の拡大にも寄与することを目的に、本市に転入された子育て世帯が空き家を取得された場合、取得費等の一部を支援する「津市子育て世帯移住促進空き家活用助成事業」を実施するなど、住み替えのタイミングを捉えた若者や子育て家庭への住宅支援の充実に努めます。

4 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な負担や子育てに対して不安にならず、また、孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康でゆとりを持って、こどもに向き合えることが、こども・若者の健やかな成長のために求められており、これまでの重要事項で示した以外の事項について、次のとおり基本的な施策の方向性を示します。

(1) 仕事と子育ての両立等の雇用環境と男性の育児参画

男性の育児参画の促進に向けては、育児休業を取りやすい職場づくりと、育児休業制度の充実の両面を進めることで、子育て家庭にこどもと過ごせる時間を確保し、夫婦どちらかがキャリアを犠牲にすることなく、協力して育児をすることができる環境が必要です。国際的に見ても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、共働き、共育てを定着させていくための第一歩が男性の育児休業の取得促進であると国も分析しています。

保護者のアンケートでは「働きながら子育てする世代に優しい環境を整えていただきたい。」や「父親の育児休業取得をもっと推進してほしい。」「中小企業は、まだまだ父親の育休制度の利用が難しく、母親の産後の身体への負担が大きい。」などの意見がありました。

①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

- 。仕事と生活を両立するために、市民に対して、性別にかかわらず育児休業の利用促進や固定的な性別役割分担意識を見直すなどのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発や情報提供を行います。また、本計画期間中累計 200 社の事業所訪問をめざし、ワーク・ライフ・バランスの意識向上のための啓発等を継続して実施します。

②メンタルヘルス相談事業

- 。勤労者の様々な悩みを解消することで健康を維持し、企業の離職解消の一助につなげるため、毎月第 2 金曜日や第 4 水曜日に産業カウンセラーが個別相談を実施するメンタルヘルス相談事業を継続して実施します。

(2) 地域における子育て支援や地域と連携した取組

地域の中で、子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実や地域との連携が求められています。

保護者のアンケートでは「地域で子育てができる、子育てに理解・共感があるまちづくりがよい。」や「地域の人と触れ合える機会が沢山あると嬉しい。」などの意見がありました。

①地域の子育て支援拠点

- 地域における子育て支援団体や支援者と連携しながら、親子で集い、交流できる場として、その機能の充実に努めるとともに、幅広い世代が集い、地域全体で子どもだけでなく、親の育ちを支援し、子育て当事者が相談しやすい環境のもとの運営に努めます。

②保育所等の地域への開放や地域との連携

- 保育所等については、施設の特性に合わせて、園庭開放や未就園児の会、子育て相談、子育て支援講座等の地域に根差した取組を実施し、地域の子育て家庭の利用の促進や支援に努めます。

③地域とともにある学校づくり

- 学校と地域が連携・協働する取組の充実にめざし、保護者や地域住民等が教育の当事者となって学校運営に参画する学校運営協議会の充実に努めるとともに、地域の実情に応じた地域学校協働本部の体制づくりを進めていきます。

(3) 多胎児・多子家庭への支援

ア 多胎児家庭への支援

多胎児の子育て家庭は、育児とともに、日常生活では家事や経済的な負担も増加し、外出も難しくなるなど、様々な困りごとを抱えています。

保護者アンケートでは「年中と1歳の双子がおり、とても大変です。多胎児支援に力を入れてほしい。」や「多子家庭への支援をもっと増やしてほしい。」などの意見がありました。

①途切れない多胎児家庭への支援

- 多胎妊婦には、多胎特有の妊娠・出産のリスクや一人のこどもの子育てとは様々な点での違いがあるため、多胎児向けの情報が届けられるよう、妊娠届出時には多胎児用の冊子を配布し、妊娠初期の不安に対応しています。また、同じ悩みを抱える妊産婦や子育て家庭に出会える機会として、多胎妊婦を対象とした「さくらんぼ教室」や多胎育児に関わりのある母子保健推進員の協力を得ながら多胎児家庭を対象とした子育て広場「ジェミニキッズ」を開催し、不安の軽減や孤立を防ぐなどの支援に努めます。
- 本市独自の産前・子育て応援ヘルパー派遣事業を創設し、育児や家事の負担の軽減を図るとともに、双子や三つ子などの多胎児においては、同時期にこれらの負担が生じることから、同ヘルパー事業において、多胎児世帯に対するメニューを検討し、きめ細かな支援に努めます。

イ 保育所等の保育料

保育所等の保育料は、3歳から5歳児は無償となっていますが、0歳から2歳児は

保護者負担があります。国は、多子世帯に対する保育料の負担軽減について、同一世帯のこどものうち0歳から小学校就学前までのこどもが2人以上保育所等を利用している場合は、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とする基準を定めており、本市では、国の基準に沿って運用しています。

保護者アンケートでは「3歳未満も無償にしていればより利用しやすくなると思います。」や「第3子の保育料について、本市は第1子が未就学児の場合に第3子の保育料が無料になる支援があるが、3人もこどもを産む場合、一番上の子が小学3年ぐらいまではカウントするようにしてほしい。」などの意見がありました。

①保育所等の保育料の算定に係る多子カウント方法の見直し

- 国は、児童手当の支給対象者の引上げに係る令和6年度改正に沿って、その第2子あるいは第3子以降を望む親を経済的に後押しするため給付対象年齢要件を18歳まで引き上げたことから、多子軽減の算定対象となるきょうだいの年齢の取扱いについては、上限を18歳まで引き上げるよう国に対し強く働きかけていくなど、その負担の軽減をめざします。

(4) 学校や保育施設での給食の質の維持・充実等

本市では、児童生徒が地域の食文化やバランスの良い食事の取り方について関心や理解を深めるため、地場産物を活用するなど献立内容の充実に努めています。令和4年度から給食食材費の高騰が続き、収束の目途が立たない状況を踏まえ、学校や保育施設において、食材費の高騰が保護者負担の増加や給食の質の低下につながらないように支援しています。

保護者アンケートでは「小中学校の給食費を無料にしてもらいたい。」などの意見がありました。

①物価高騰下での給食の維持・充実

- すべてのこどもたちの健やかな成長を等しく支える給食について、物価上昇による食材費の高騰が保護者の負担につながらないよう、国に対してもこれらの支援が継続されるよう働きかけていきます。

②学校給食のあり方

- 国においては、学校給食の無償化の実現に向けて、具体的な方策を検討しており、国の動向をしっかりと注視し、慎重に対応していきます。

第5章 第2期津市子ども・子育て支援事業計画の取組と評価

本章及び次章は、「子ども・子育て支援事業計画」に該当する部分です。

1 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業

(1) 幼児期の教育・保育事業

ア 就学前児童の状況

保育所、認定こども園、幼稚園を利用する子どもの数は、年齢が上がるにつれ増加し、各年齢の子どもの全数に対して施設を利用する子どもの割合は、0歳児では17.5%であったのが5歳児では97.3%にまで達しています。また、1歳児で施設を利用する子どもの数は906人、53.9%となり、在宅等で過ごしている子どもを上回っています。

◆ 令和6年度における年齢別施設別利用者数

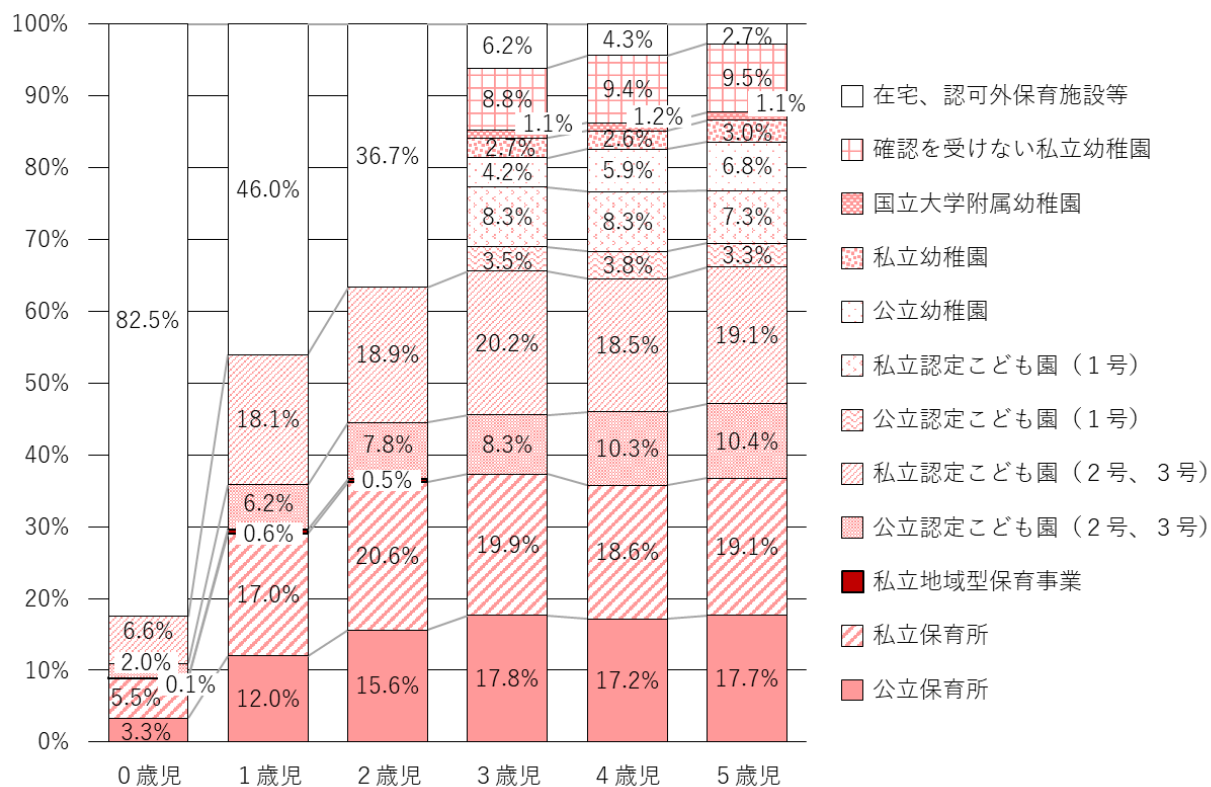
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保 育 的 利 用	保育所	138	488	680	686	683	737	3,412
	公立保育所	52	202	293	324	328	354	1,553
	私立保育所	86	286	387	362	355	383	1,859
	私立地域型保育事業	1	10	9	0	0	0	20
	認定こども園	133	408	513	735	781	804	3,374
	公立認定こども園（2号、3号）	31	104	146	152	196	208	837
	私立認定こども園（2号、3号）	102	304	354	368	354	383	1,865
	計(①)	272	906	1,189	1,206	1,233	1,328	6,134
教 育 的 利 用	公立認定こども園（1号）				63	72	66	201
	私立認定こども園（1号）			13	152	159	147	471
	幼稚園				306	363	411	1,080
	公立幼稚園				76	113	136	325
	私立幼稚園				50	49	61	160
	国立大学附属幼稚園				20	22	23	65
	確認を受けない私立幼稚園				160	179	191	530
	計(②)			13	521	594	624	1,752
	計(①+②)	272	906	1,202	1,727	1,827	1,952	7,886
	在宅、認可外保育施設等	1,282	773	675	94	82	53	2,959
	就学前児童数	1,554	1,679	1,877	1,821	1,909	2,005	10,845

資料：就学前児童数は、令和6年3月31日現在住民基本台帳人口

施設利用者数は、保育利用（保育所、地域型保育事業、認定こども園の保育を利用）は令和6年4月1日現在、教育利用（幼稚園、認定こども園の教育を利用）は令和6年5月1日現在の数値

また、保育所等（保育所・地域型保育事業）、認定こども園での保育的利用と、幼稚園、認定こども園での教育的利用の状況は、5 歳において、保育的利用が 66.3%、教育的利用が 31.0%でした。第 2 期計画策定時の令和元年度（平成 31 年度）では、5 歳の施設別利用割合は、保育的利用が 54.8%、教育的利用が 42.3%であったことから、保育的利用と教育的利用における利用状況の差が拡大しています。

◆ 令和 6 年度における年齢別施設別利用割合



資料：保育こども園課、学校教育課

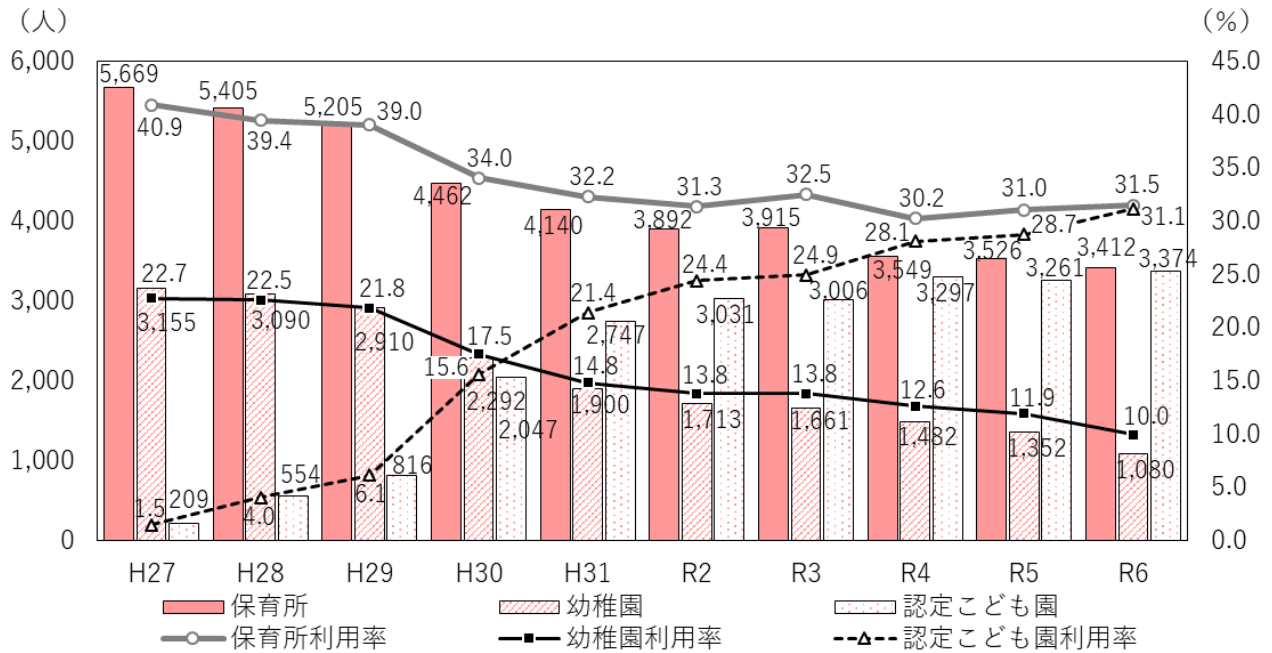
イ 保育所、認定こども園、幼稚園の利用状況

令和 2 年度以降の利用児童数の推移をみると、保育所及び幼稚園の利用が減少している一方、認定こども園の利用が増加しており、令和 6 年度には、保育所と認定こども園の利用児童数が同程度となりました。

また、幼稚園及び認定こども園における 3 歳児以上の子どもに限定した施設別利用状況の推移をみると、令和 3 年度までは保育所の利用児童数が最も多い状況でしたが、令和 4 年度以降は認定こども園の利用児童数が最も多い状況でした。

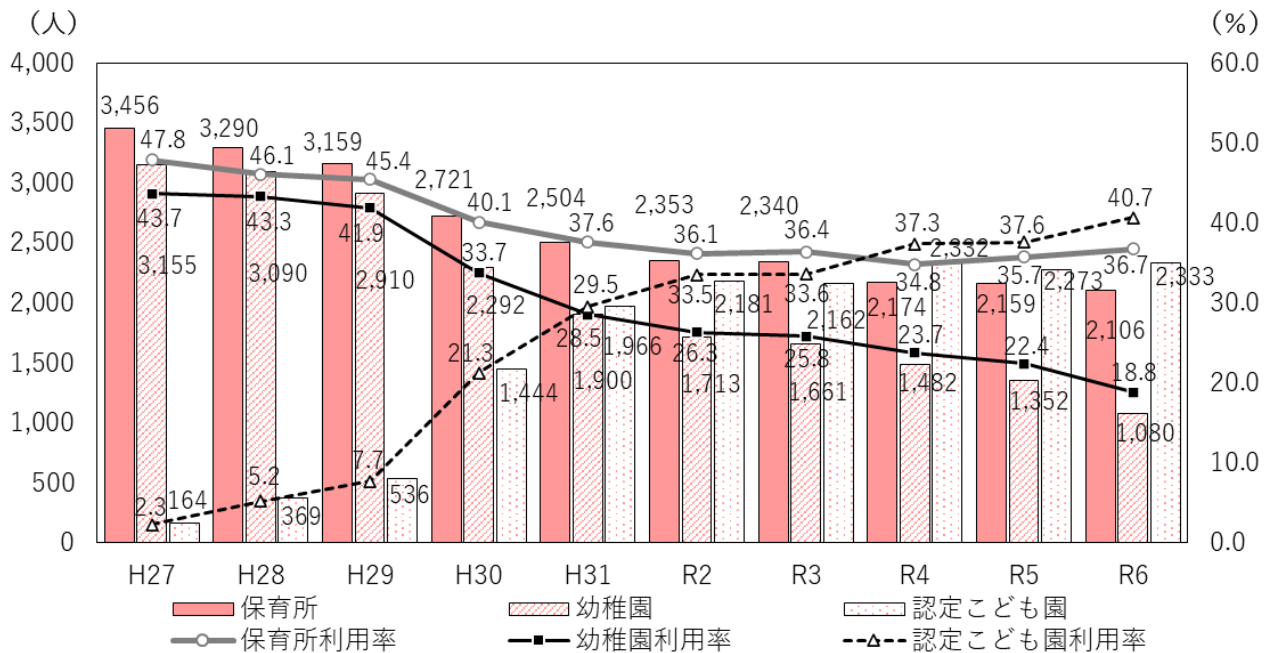
なお、子ども・子育て支援新制度開始以降、幼稚園や保育所から認定こども園へ移行する施設があったことから、利用傾向の変化の一因となりました。

◆ 施設別利用児童数と利用率の推移



資料：保育こども園課、学校教育課

◆ 3歳以上の施設別利用状況と利用率の推移



資料：保育こども園課、学校教育課

ウ 保育の利用状況

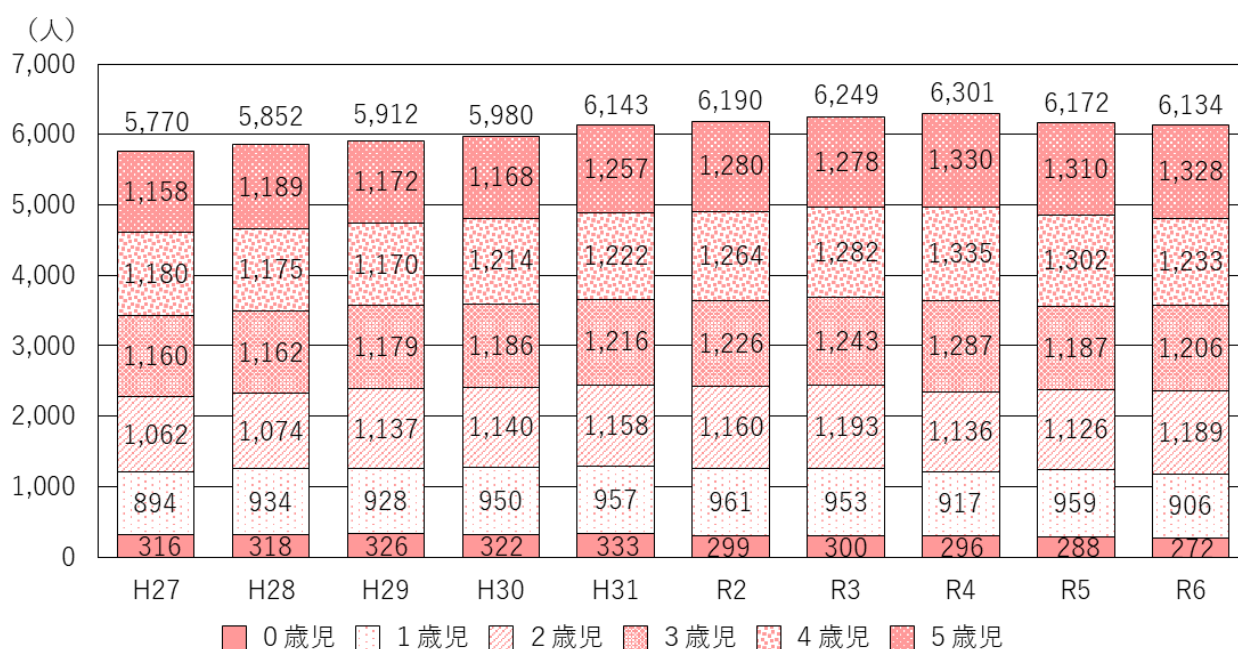
保育所・認定こども園（保育的利用）・地域型保育事業において保育を利用する児童数の推移は、令和２年度以降も高い水準で推移しており、就学前児童数が減少している中、令和６年度においては、6,134人という状況でした。

このような保育ニーズの状況に合わせて、保育所や認定こども園の整備を進めることにより、令和２年度の6,501人から令和６年度には6,653人まで利用定員数を拡大しました。

就学前児童数が減少する中で、保育の利用児童数が引き続き、高い水準で推移していることから、保育利用率は上昇し続けており、令和２年度時点で就学前児童の全年齢における保育利用率が49.8%であったところ、令和６年度には56.6%に達し、過半数の子どもが保育を利用する状況となりました。

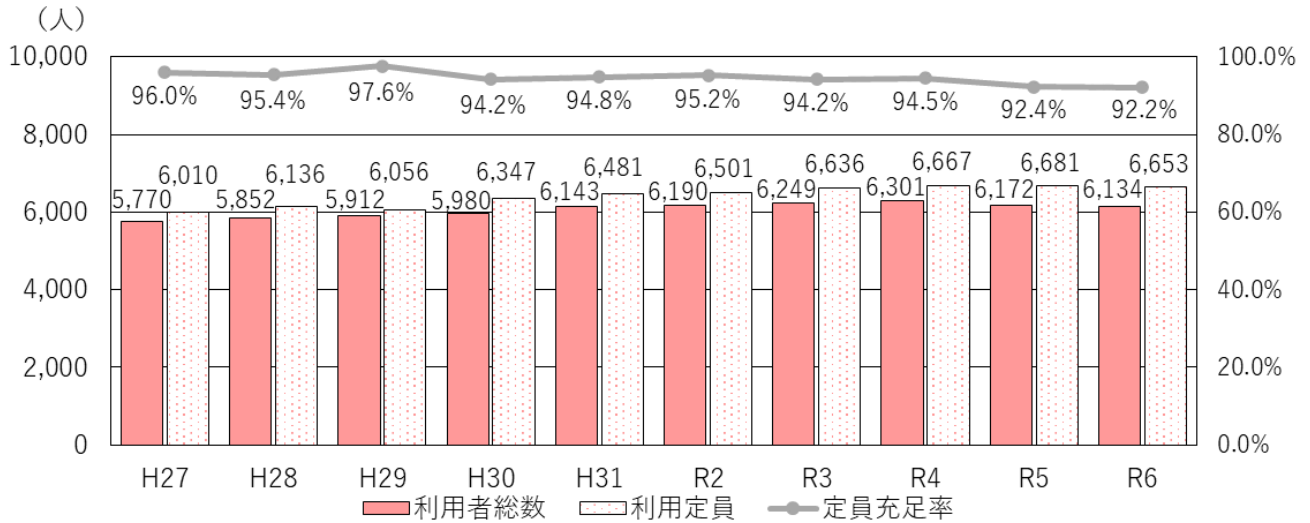
また、保育利用率は全年齢においておおむね上昇しており、特に１歳児以降は令和２年度と比較して6～9%程度上昇しています。

◆ 保育所等（保育所・認定こども園(保育的利用)・地域型保育事業）の利用児童数推移



資料：保育こども園課

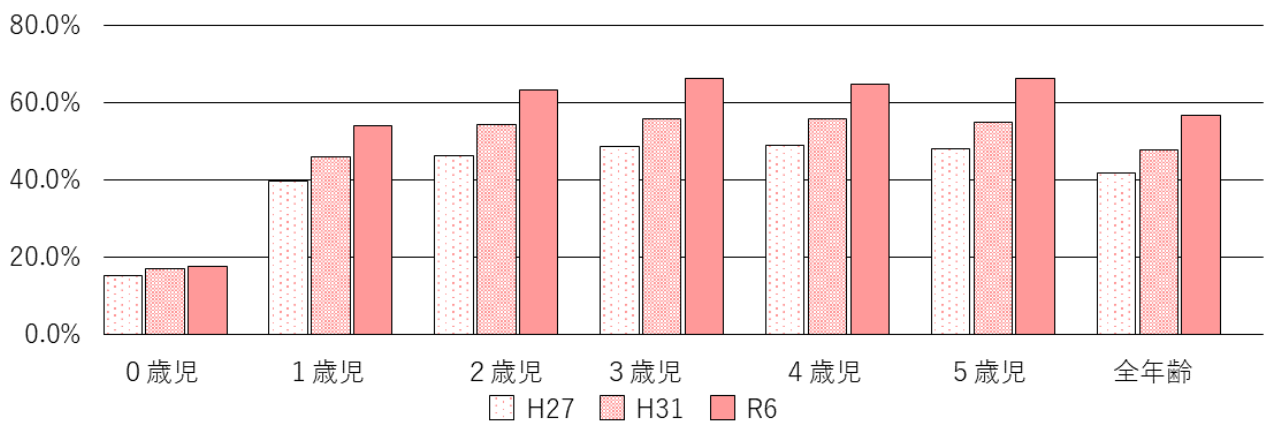
◆ 保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業の利用定員数、定員充足率



資料：こども政策課、保育こども園課

◆ 就学前児童数に対する保育利用率【各年度4月1日現在】

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳児	15.1%	14.9%	16.1%	15.8%	16.9%	16.3%	17.2%	16.4%	17.5%	17.5%
1歳児	39.7%	42.9%	42.7%	45.0%	45.9%	48.2%	50.4%	51.4%	51.2%	54.0%
2歳児	46.2%	47.5%	51.9%	52.5%	54.3%	55.6%	60.1%	59.6%	62.7%	63.3%
3歳児	48.5%	50.3%	52.3%	54.0%	55.9%	57.3%	58.8%	65.0%	61.8%	66.2%
4歳児	48.9%	49.1%	50.6%	53.2%	55.8%	58.1%	60.0%	63.0%	65.1%	64.6%
5歳児	47.9%	48.9%	49.2%	50.5%	54.9%	58.3%	58.6%	62.0%	61.7%	66.2%
全年齢	41.6%	42.7%	44.3%	45.6%	47.8%	49.8%	51.8%	53.7%	54.3%	56.6%



資料：保育こども園課

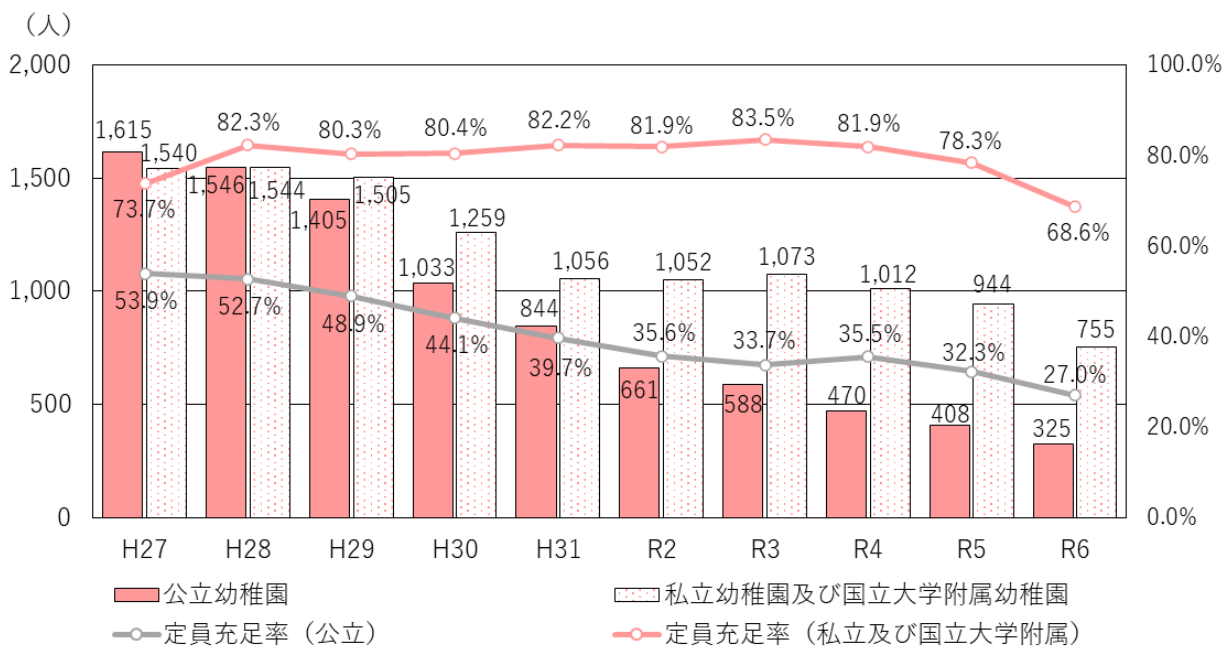
エ 幼稚園の利用状況

幼稚園の利用児童数は減少を続け、令和6年度には令和2年度の利用者数に対して36.9%減少しました。

公立幼稚園と私立幼稚園（国立大学附属幼稚園を含む。）の利用児童数及び定員充足率（定員に対する利用率）の推移では、いずれも減少傾向となっています。

幼稚園の利用児童数の減少理由については、就学前児童の人口減少や保育利用率の上昇、認定こども園への移行が挙げられます。

◆ 幼稚園の利用児童数と定員充足率の推移



オ 教育・保育事業の課題

保育利用へのニーズと供給体制については、地域による偏りがより顕在化しており、近年、全国的に保育士等の確保が難しくなっている中、本市においても保育士等を十分に確保できない保育施設があるため、施設によっては利用定員の上限まで受入れができず、その結果、地域によっては、年度途中からの利用が困難となる状況が発生しています。

年度途中の10月1日時点では毎年おおむね100人程度の待機児童が発生しており、保護者からは育休期間の短縮や就労への影響などの声が挙げられています。

なお、極端な転入増といった社会的要因により、令和5年4月1日時点で1歳児において待機児童が発生するという状況になりました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業

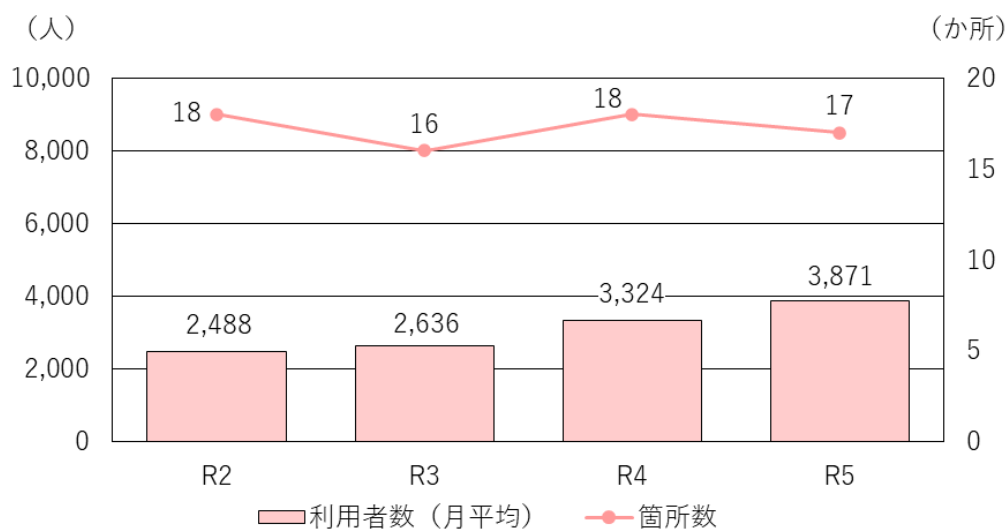
現在、子育て支援センター5 か所で基本型、令和6年4月1日に創設したこども家庭センターと保健センター10 か所の計11 か所でこども家庭センター型を実施しています。なお、本市では令和6年4月1日に新たにこども家庭センターを設置しており、これに伴い、保健センターで実施していた母子保健型についてはこども家庭センター型へ移行しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位
基本型	5	5	5	5	5	か所
母子保健型	10	10	10	10		
こども家庭センター型					11	

イ 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターの利用者数は、令和2年度以降少しずつ増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大時期以前の水準へ少しずつ戻っています。

◆子育て支援センターの利用者数と実施箇所の推移

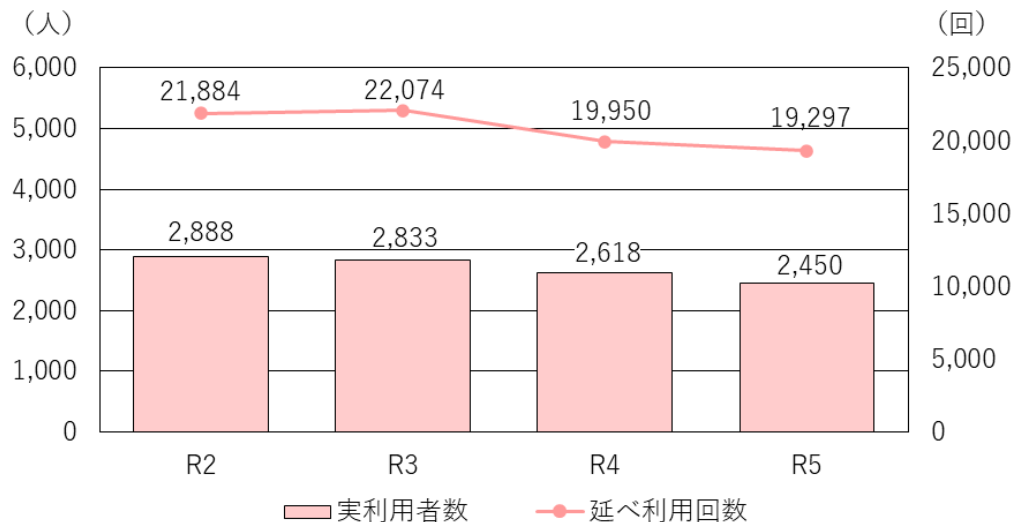


資料：こども家庭センター、学校教育課

ウ 妊婦健康診査事業

実利用者数と述べ利用回数は妊娠届出数の減少に伴って徐々に減少してきており、受診率については、令和2年度 85.0%、令和3年度 87.8%、令和4年度 84.3%、令和5年度 84.5%という状況です。

◆ 妊婦健康診査の実利用者数と述べ利用回数の推移

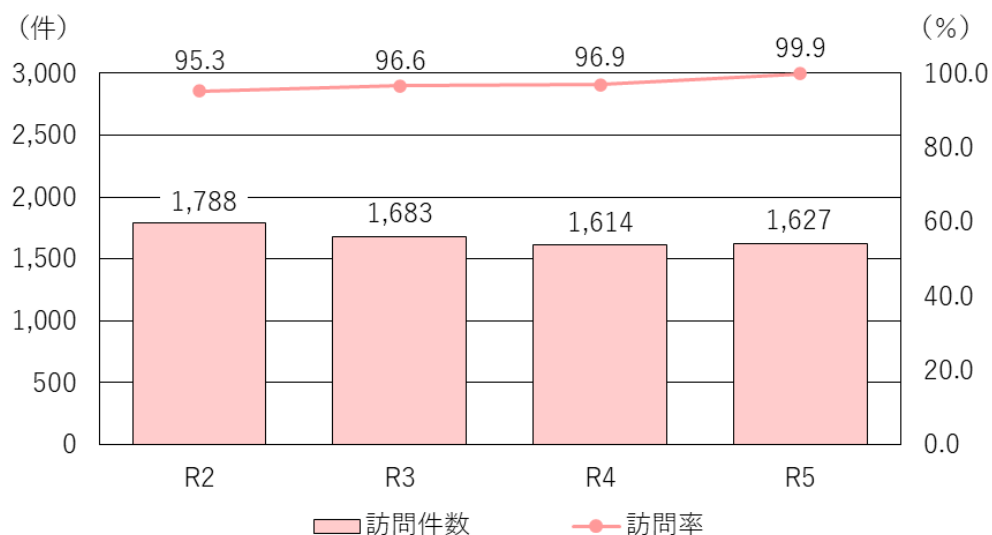


資料：健康づくり課

エ 乳児家庭全戸訪問事業

訪問件数は出生数の減少に伴い、令和5年度は年間 1,627 件と減少傾向であります。訪問率は上昇傾向にあります。

◆ 乳児家庭訪問件数と訪問率の推移

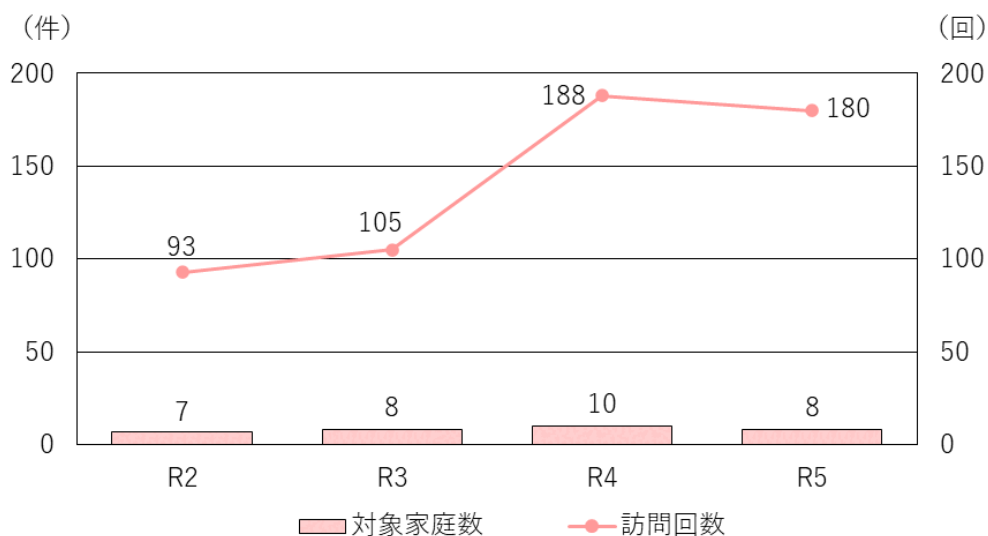


資料：健康づくり課

オ 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

量の見込みを推計することが難しい事業ですが、事業の実施が必要となった際にも十分に対応できる体制を確保しています。

◆ 養育支援訪問件数及び訪問回数の推移



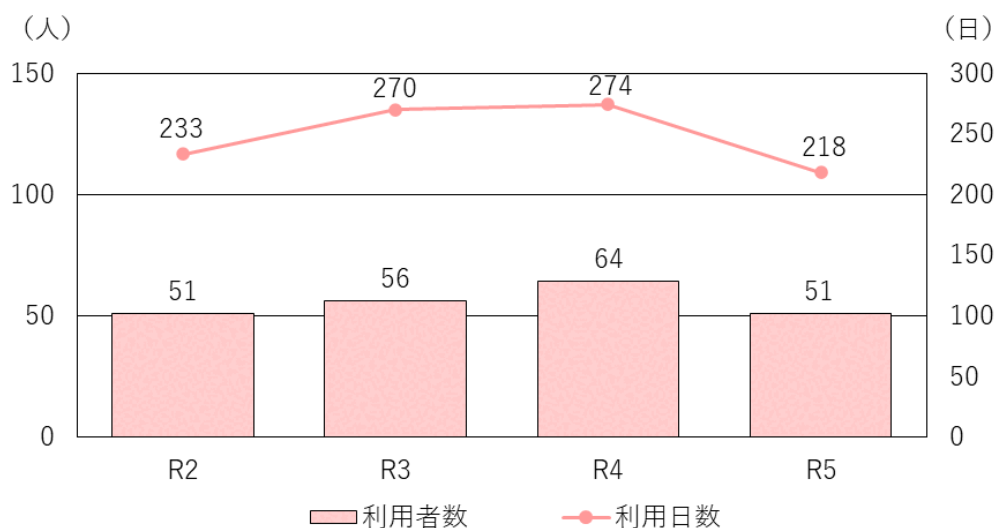
※ 「対象家庭数」は支援を行った要保護児童等の家庭の数であり、「訪問回数」は子ども・子育てサポーターが訪問した回数の総数を指します。

資料：こども家庭センター

カ 子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ事業）

量の見込みを推計することが難しい事業ですが、事業の実施が必要となった際にも十分に対応できる体制を確保しています。

◆ 子育て短期支援事業の利用者数及び利用日数の推移

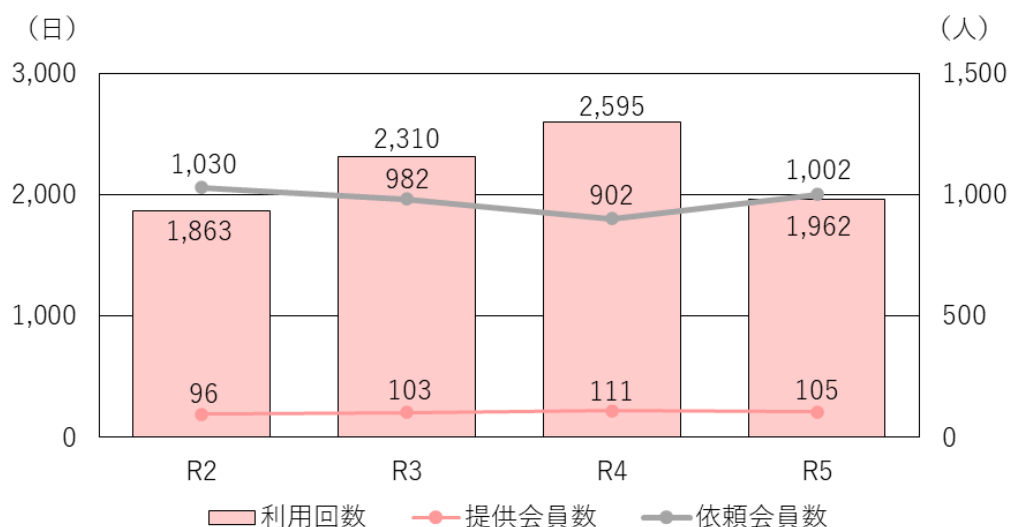


資料：こども家庭センター

キ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

量の見込みを推計することが難しい事業ですが、提供会員の確保と利用の促進のため、事業の周知を行っています。

◆ 子育て援助活動支援事業件数、会員数の推移



※グラフでは、両方会員を提供会員、依頼会員のそれぞれの数に加えて示しています。

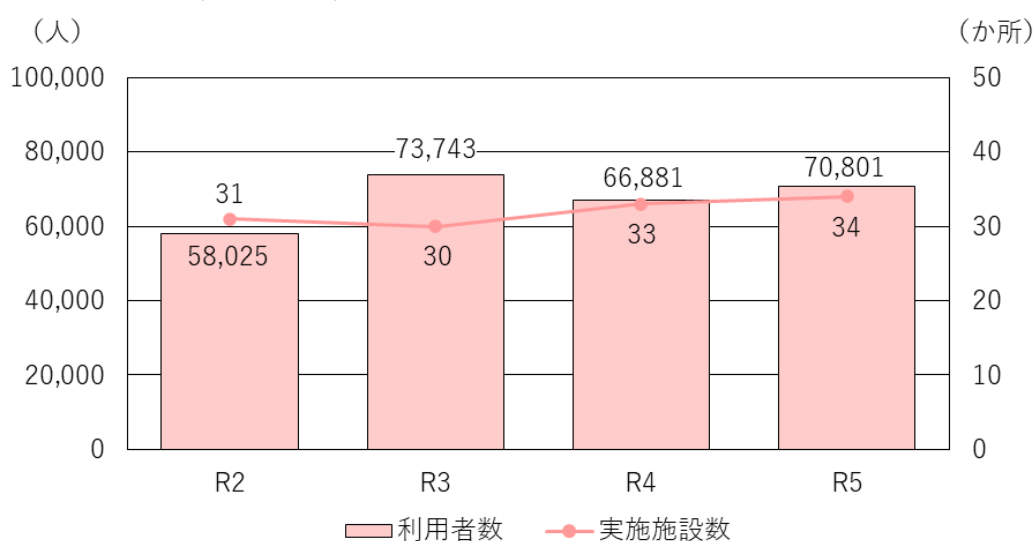
資料：こども家庭センター

ク 一時預かり事業

【一時預かり事業（幼稚園型）】

幼稚園や認定こども園（教育的利用）の在園児で教育課程に係る教育時間の終了後等の預かり保育を必要とする利用者数はおおむね横ばいで、利用者数に対して必要な量を十分に確保できている状況です。

◆ 一時預かり事業（幼稚園型）の利用者数と実施施設数の推移

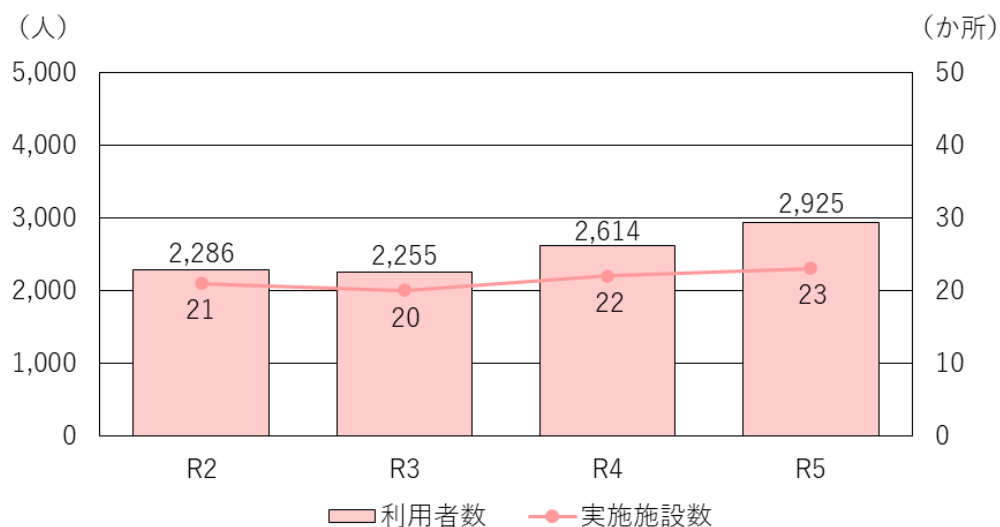


資料：保育こども園課、学校教育課

【一時預かり事業（幼稚園型以外）】

実施施設数は拡大しているものの、利用実績は量の見込みを大きく下回っている状況です。

◆ 一時預かり事業（幼稚園型以外）の利用者数と実施箇所の推移

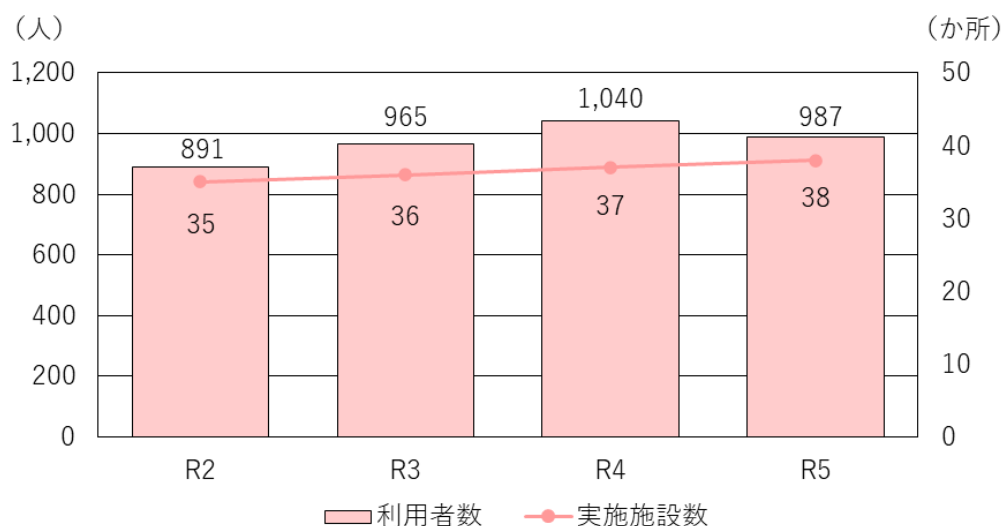


資料：保育こども園課

ケ 延長保育事業（時間外保育事業）

利用者数は新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年度に減少したものの、令和4年度をピークに横ばいの状況であり、必要な量を十分に確保できている状況です。

◆ 延長保育事業の利用者数と実施箇所の推移

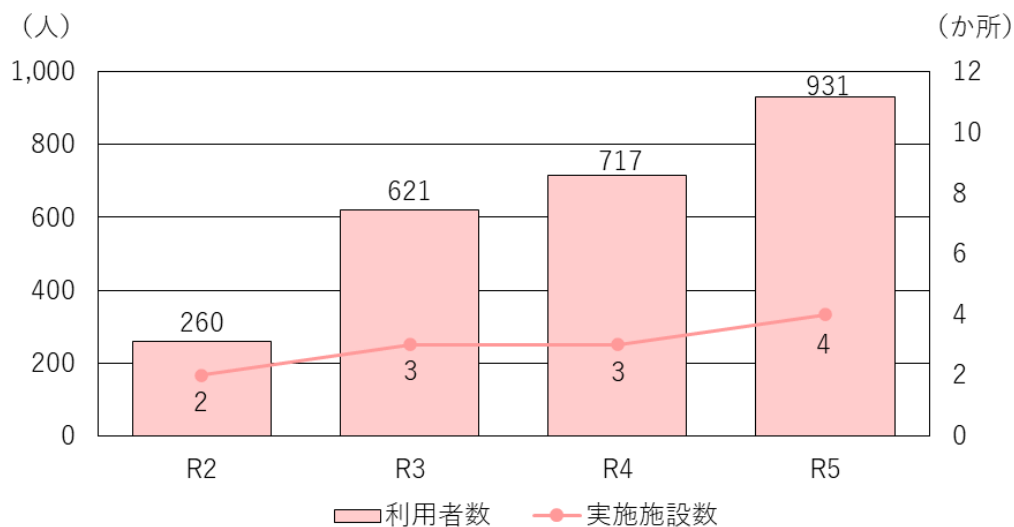


資料：保育こども園課

コ 病児保育事業

利用者は新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年度に減少したものの、以前の状況に戻っている状況です。

◆ 病児保育事業の利用者数と実施箇所の推移

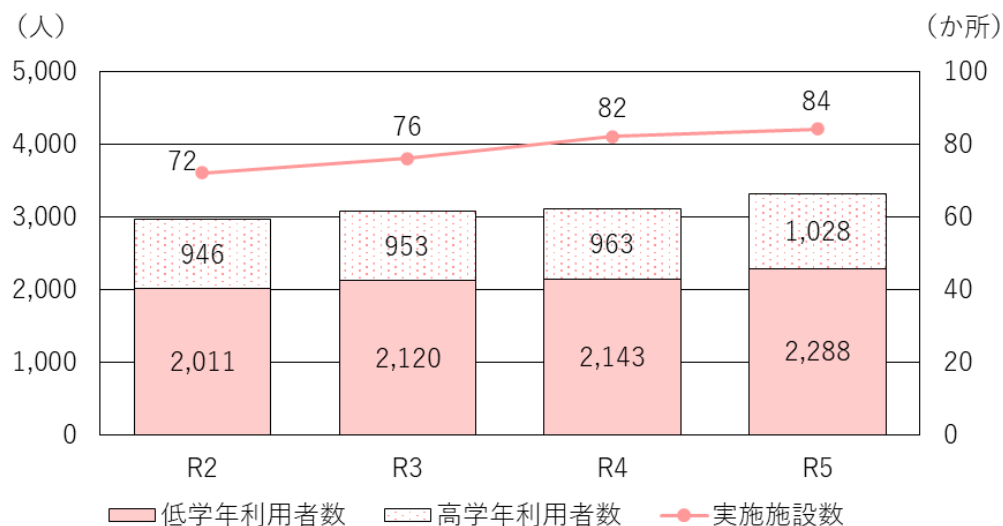


資料：保育こども園課

サ 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ(学童保育)は、令和6年度には市内94クラブが開設されており、利用者数自体は年々増加しています。

◆ 放課後児童健全育成事業の利用者数と箇所数の推移



資料：生涯学習課

2 第2期津市子ども・子育て支援事業計画の基本目標と推進施策の評価

第3期計画において解決すべき課題の洗い出しを行うため、第2期計画について分析、評価を行いました。

* 第2期計画の基本目標 *

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化する中、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざして開始した子ども・子育て支援新制度では、市町村が実施主体となりすべての子どもに良質な生育環境を保障するため、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面から計画的に行うこととされています。

【基本理念】 子どもの輝きが未来につながるまち・津

◆基本目標 1

子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人ひとりを大切にします

◆基本目標 2

すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします

◆基本目標 3

子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします

◆基本目標 4

市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります

(1) 4つの基本目標の達成度評価

ア 評点の算出、課題の聴取

評価手順は、第2期計画策定時に行った第1期計画の評価方法に倣い、担当部署における計画期間5年間を通した推進施策別の達成度評価（計画期間の達成度に基づき6段階（0～5）で評価）により算出した基本目標別の平均点による評価と併せて、課題についても聴取しました。

イ 最終評価

各基本目標の評価について、津市子ども・子育て会議に報告し、出された意見は担当部署に伝達するとともに、事務局において見直しや修正を行い、最終評価として取りまとめました。

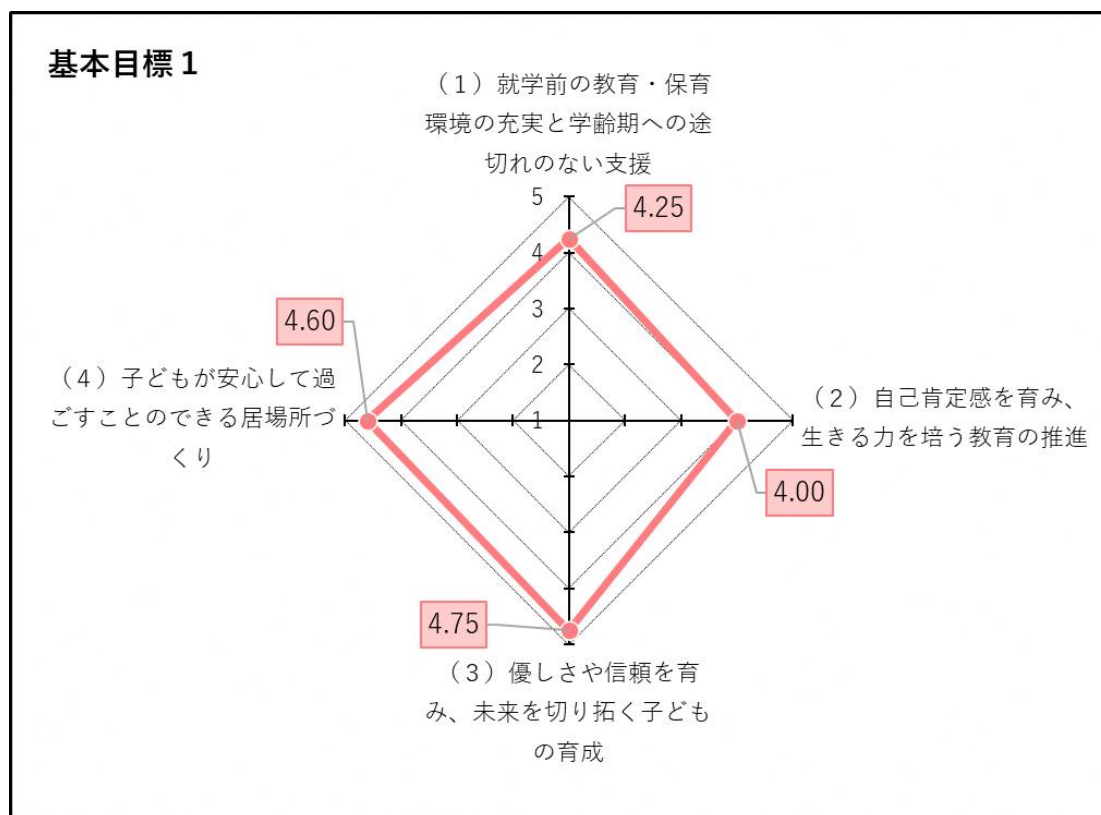
◆ 4つの基本目標の達成度評価

4つの基本目標	事業数	達成度評価別事業数						基本目標別達成度
		5 達成した 100%超	4 おおむね 達成した 81～100%	3 やや 下回った 61～80%	2 かなり 下回った 41～60%	1 大きく 下回った 21～40%	0 未着手	
基本目標1	29	12	16	0	0	1	0	4.40
基本目標2	40	13	26	0	0	1	0	4.32
基本目標3	22	4	18	0	0	0	0	4.20
基本目標4	29	11	16	2	0	0	0	4.25
合 計 (構成比)	120 (100.0%)	40 (33.3%)	76 (63.3%)	2 (1.7%)	0 (0%)	2 (1.7%)	0 (0%)	4.29

(2) 基本目標別評価

◆基本目標 1

子どもが自ら育つ力を支援し、子どもの願いを聴き、一人ひとりを大切にします



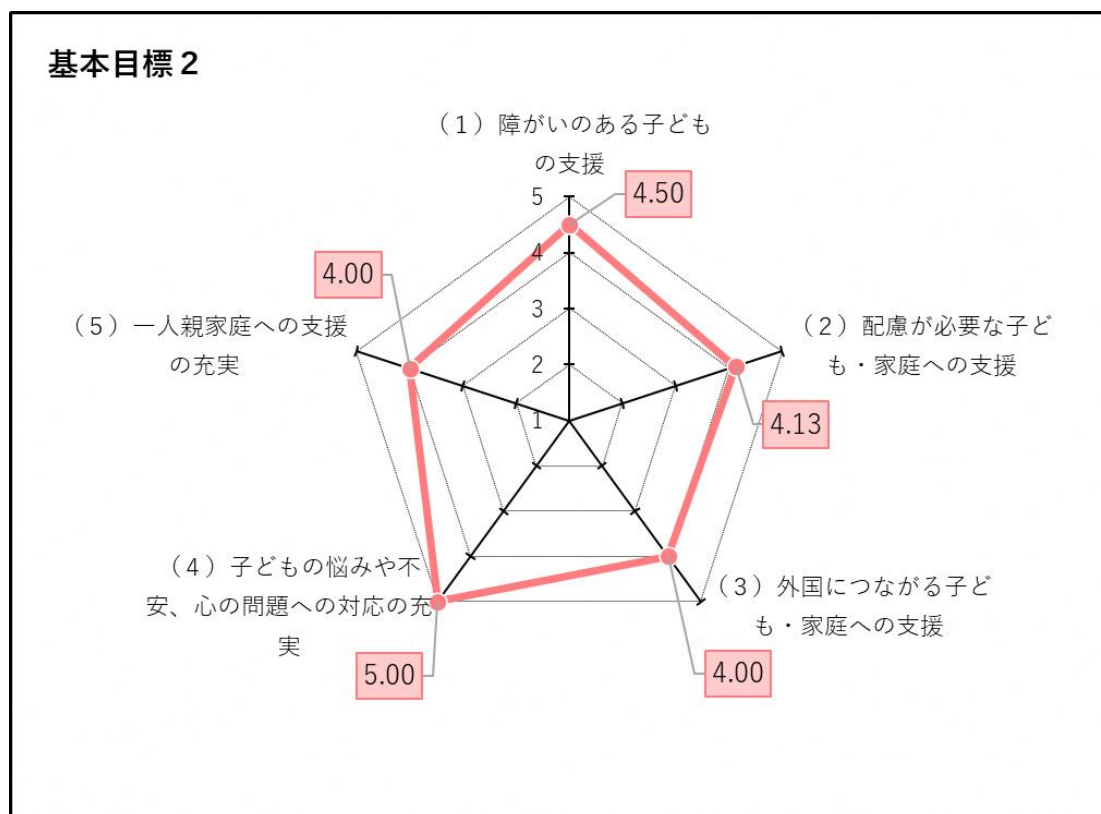
【評価と課題】

就学前の教育・保育環境の充実に向けては、すべての家庭の子どもが保護者や家庭の就労状況などにかかわらず、一体的な教育・保育と、子どもにとって重要な集団生活を受けられる環境を確保するため、認定こども園の整備に取り組み、第1期計画の期間中に整備を行った私立15園、公立4園の開園に加え、第2期計画の期間中においては私立3園、公立2園を新たに開園しました。また、幼児教育と小学校教育において、教育課程でつなげる接続へと新しい方向性を示し、乳幼児期に遊びを通して培った力を小学校に連続してつなげていくための「津市架け橋プログラム」の取組を令和4年度から始めました。

保育利用率の増大による保育ニーズに対応するため、認定こども園の整備などにより保育利用定員の拡大に取り組んできたものの、保育士等の担い手不足により各施設が利用定員の上限まで児童を受け入れることができない状況が発生しており、令和5年4月1日においては市外からの転入者の増加等による社会的要因により待機児童が発生するなど、就学前の教育・保育提供環境の整備についてはいまだ十分とはいえない状況が続いています。

◆基本目標 2

すべての子どもがそれぞれの環境に応じた支援を受けられるようにします



【評価と課題】

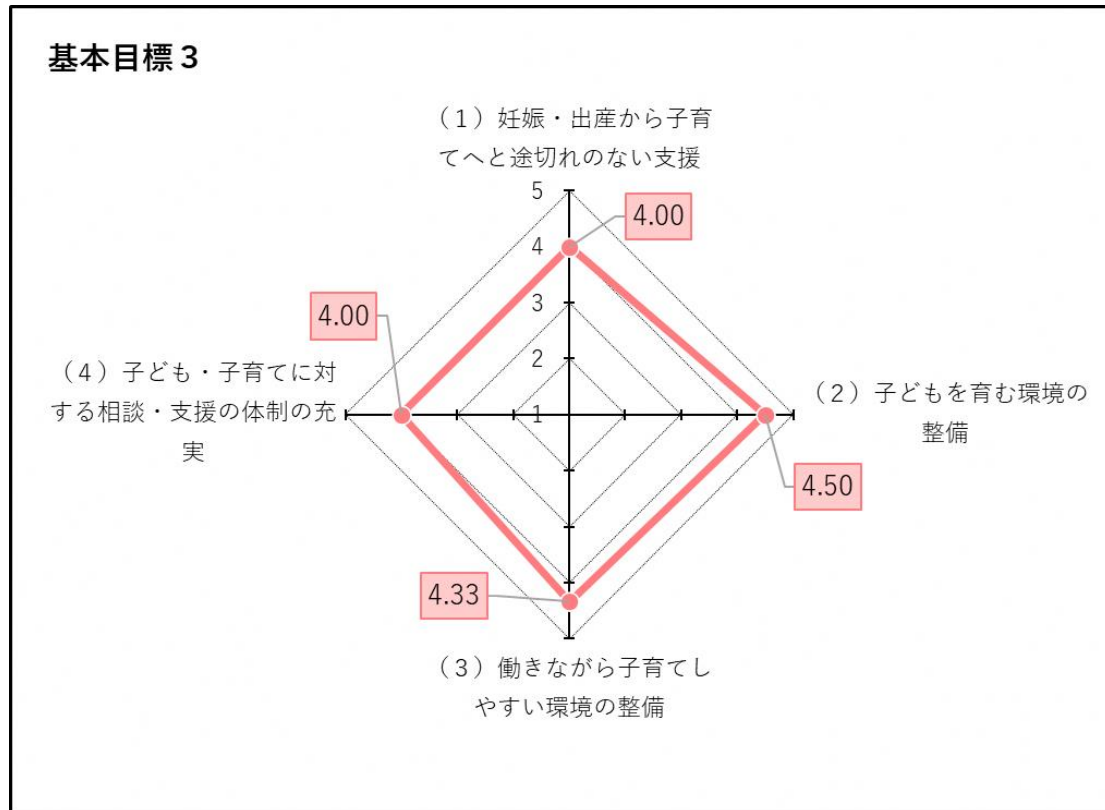
子どもたちに関わるすべての教員が特別支援教育の視点を持ち、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫ができるよう「津市版特別支援教育ハンドブック」を活用し、特別支援教育に対する共通認識を持った指導・支援を行うことができるよう体制を整えました。また、途切れのない特別支援教育をめざし、特別な支援を必要とする子どもに対して、すべての学校において個別の指導計画を作成しました。

外国につながる子どもや保護者への支援として、通訳担当員や外国人児童生徒通訳等巡回担当員等を配置し、保育所、幼稚園、認定こども園、小、中、義務教育学校における通訳や翻訳などのサポートを行いました。また、プレスクールや初期日本語教室の取組、就学前や高校及び大学に係るガイダンスを実施し、日本の学校等に対する不安や悩みを解消し、進路を保障するための取組を行いました。

今後も引き続き、特別な配慮が必要な子どもにきめ細かな支援を行えるような体制を強化するとともに、広域化・多言語化する外国につながる子どもや保護者に対応できるような取組を進める必要があります。

◆基本目標 3

子どもと出会えてよかった、子育てしてよかったと思える途切れのない子育て支援をします



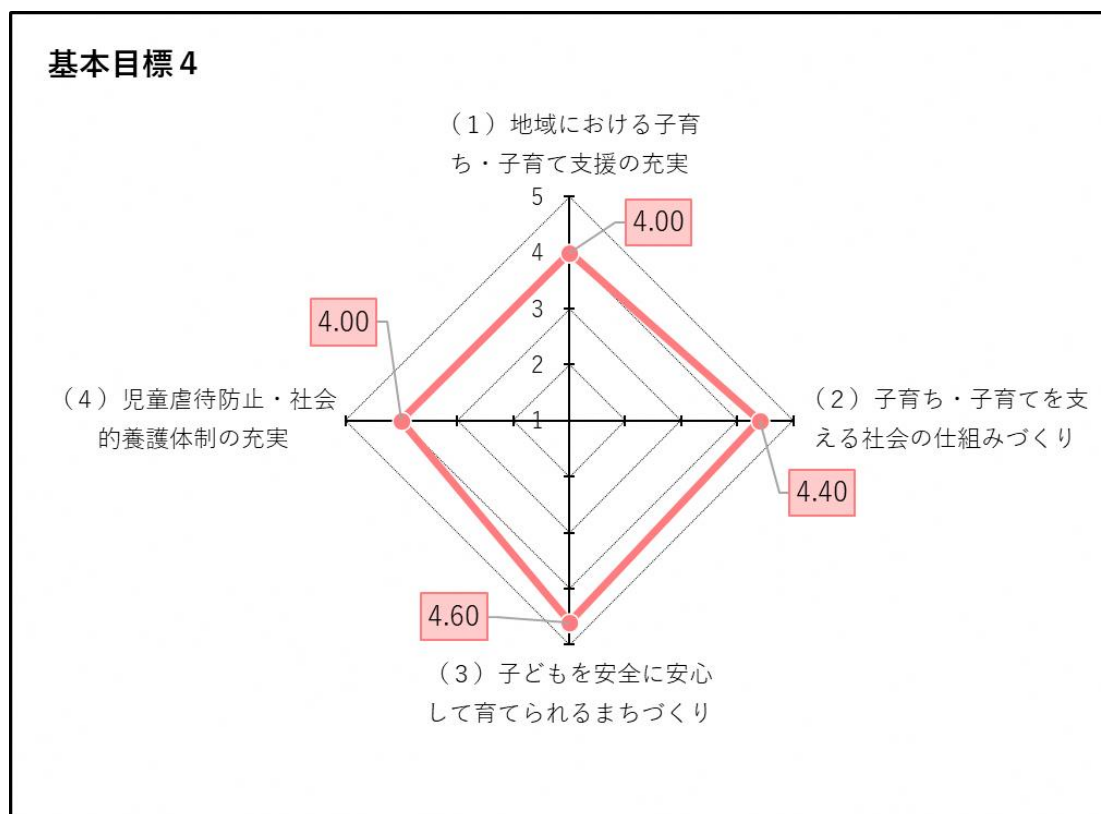
【評価と課題】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現に向け、10 か所の保健センターに保健師を配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応するとともに、公立の子育て支援センター5か所に、地域における子育て支援の連携を図ることを目的として利用者支援コーディネーターを配置し、子育てに関する相談業務を行いました。また、病児・病後児保育施設については、新たに2施設を開設し充実を図りました。

その一方、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、一時預かり事業や休日保育事業について、いまだ十分な提供体制であるとはいえず、今後も引き続き、実施施設の拡充に取り組む必要があります。

◆基本目標 4

市民・地域・企業が一つになって子育て・子育てしやすい環境をつくります



【評価と課題】

地域における子育て支援の充実として、保育所や認定こども園、幼稚園において施設利用者以外の地域の子育て家庭に向けた園庭開放や子育て相談等を行いました。また、HOWAパーク（中勢グリーンパーク）でサービス向上を図ることができました。

子どもが安全に安心して学校に通うことができるよう、すべての小・中・義務教育学校において、関係機関等と連携するなど、交通安全教育を進めました。

一方で、子育て家庭からの意見として、放課後児童クラブの増設や定員拡大を望む意見や、子どもと安心して遊ぶことができる公園の整備などを求める意見などが多くあったことから、今後、こういった意見を踏まえた施策の推進が求められます。これに加えて、子育て家庭において、育児休業や子どものための休暇を取得しやすい職場環境の整備を望む声が多くあり、子育てと仕事を両立することができる社会の醸成に向けた取組が今後も必要です。

第6章 第3期津市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援においては、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要があります。

本章では、将来人口・年齢別人口を推計し、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援について、潜在的なものを含む利用希望を把握した上で、利用希望に対応する提供体制の確保の内容を盛り込み、計画的な整備による子育て支援の量的拡充について示します。

1 子どもと子育て家庭を中心とした人口の推計

(1) 将来人口・年齢別人口の推計

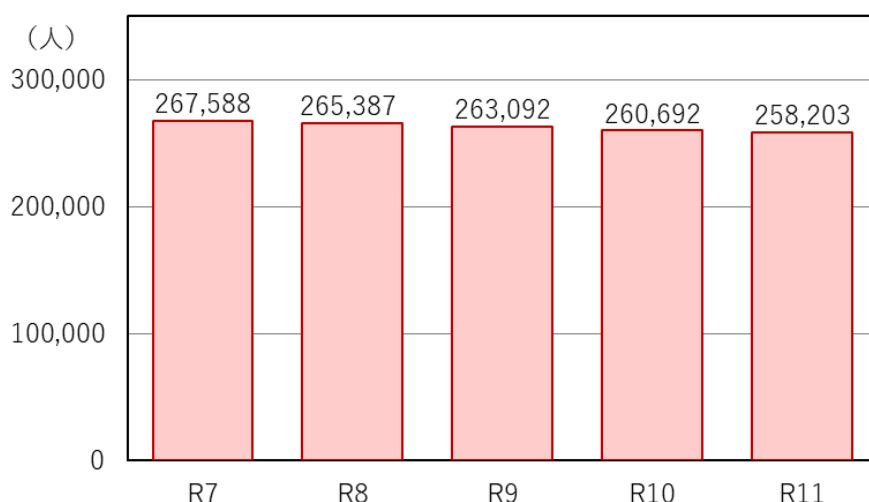
子ども・子育て支援事業計画については、短期的な計画期間中の5年間の今後の量の見込みなどを推計することから、1歳刻み1年ごとの人口のデータが必要であるため、住民基本台帳に基づきコーホート変化率法※によって将来人口を推計しています。

その結果、令和7年以降も減少が続き、令和11年には令和7年の人口に対して96.5%まで減少することが予測されます。

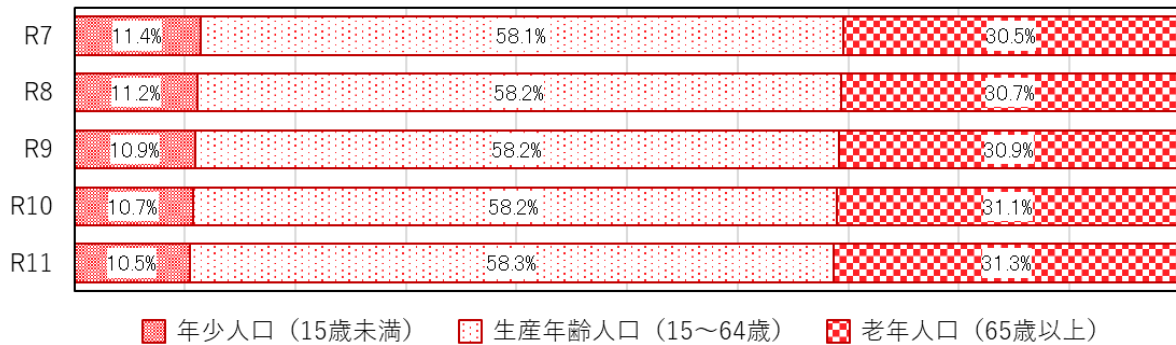
また、年齢3区分別人口比率の推計をみると、過去10年と同様に年少人口の比率は下降が続く傾向にあり、令和11年には令和7年に対して減少率が11.5%であり、総人口の減少割合3.5%と比較して減少割合がより大きいことが予測されます。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

◆ 将来人口の推移



◆ 年齢3区分別人口比率の推計

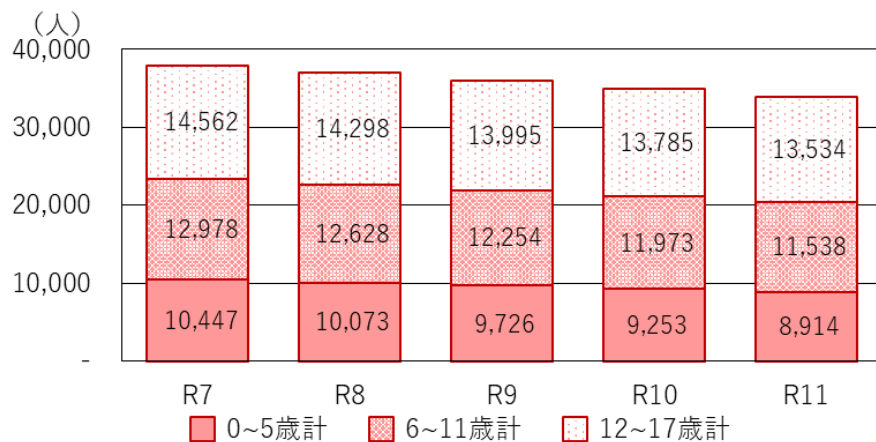


算出方法：平成30年～令和6年3月31日の住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により推計。ただし、0歳児人口については、子ども女性比をもとに、回帰式によって将来の子ども女性比を求めて算出

【18歳未満の人口の推計】

コーホート変化率法によって推計する子どもの人口は、今後も減少傾向が続くことが予測されます。また、令和7年から令和11年に係る減少率は10.5%と推計され、令和2年から令和6年に係る減少率7.3%より進行しています。

◆ 18歳未満の人口の推計



	R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	1,536	1,472	1,414	1,361	1,306
1歳児	1,596	1,578	1,512	1,453	1,398
2歳児	1,685	1,602	1,584	1,518	1,459
3歳児	1,893	1,699	1,615	1,597	1,530
4歳児	1,822	1,894	1,701	1,617	1,599
5歳児	1,915	1,828	1,900	1,707	1,622
6歳児	2,015	1,925	1,838	1,909	1,715
7歳児	2,125	2,018	1,928	1,841	1,912
8歳児	2,151	2,124	2,017	1,927	1,840
9歳児	2,191	2,150	2,123	2,016	1,926
10歳児	2,217	2,195	2,154	2,127	2,019
11歳児	2,279	2,216	2,194	2,153	2,126

算出方法：平成30年～令和6年3月31日の住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により推計。ただし、0歳児人口については、子ども女性比をもとに、回帰式によって将来の子ども女性比を求めて算出

(2) 区域別就学前（0～5歳）人口の推計

コーホート変化率法によって推計する地域別の子どもの人口は、各区域とも減少傾向が続くことが予測されます。

	R7	R8	R9	R10	R11	R11/R7
津区域	5,744	5,523	5,301	5,002	4,783	83.3%
久居区域	1,989	1,909	1,846	1,770	1,729	86.9%
河芸区域	901	884	855	829	797	88.5%
芸濃区域	390	382	381	371	365	93.6%
美里区域	66	65	63	54	56	84.8%
安濃区域	394	388	386	372	367	93.1%
香良洲区域	91	94	90	86	81	89.0%
一志区域	662	636	620	604	579	87.5%
白山区域	191	177	170	152	142	74.3%
美杉区域	20	17	18	18	18	90.0%
計	10,447	10,073	9,726	9,253	8,914	85.3%

算出方法：平成30年～令和6年3月31日の住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により推計
ただし、0歳児人口については、子ども女性比をもとに、回帰式によって将来の子ども女性比を求めて算出を行った。なお、各地域の推計値は全市合計に合うよう調整を行っているが、小数点以下の端数処理によって地域別の合計値と全市合計が合わない場合がある。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

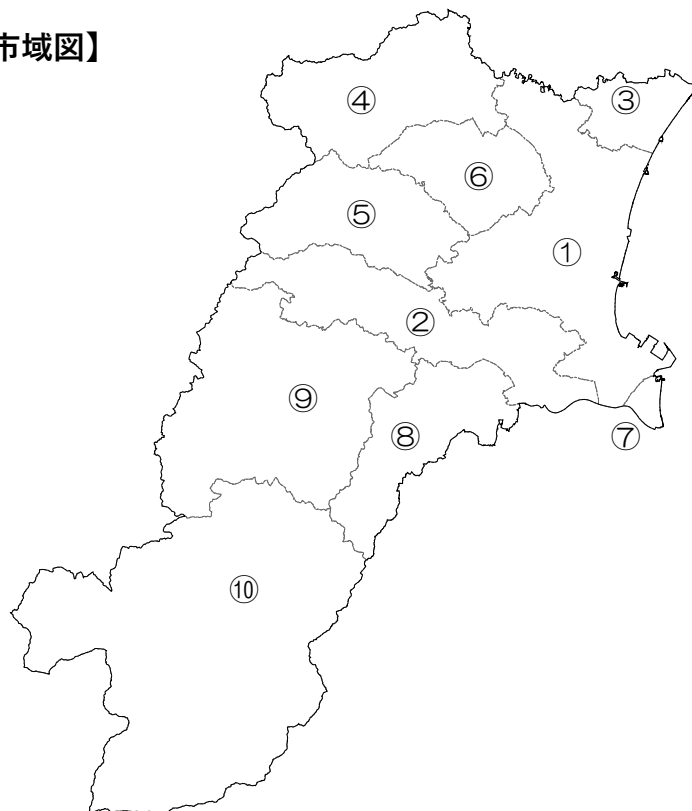
提供体制の確保にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を定め、この区域ごとに、特定教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用希望把握調査に基づき「量の見込み」の推計と、「提供体制の確保」を示します。

なお、市町村が認可権限を持つ地域型保育事業の認可・認定はこの計画に基づいて行われます。本市では、事業別の現在の利用状況と需給調整バランスの規模、学校区域や生活圏域などを勘案して、事業別に、次のとおり区域を設定しました。

【事業別区域の設定】

教育・保育施設		設定区域
	教育・保育	10 区域
地域子ども・子育て支援事業		設定区域
	利用者支援事業	全市域
	地域子育て支援拠点事業	10 区域
	妊婦健康診査事業	全市域
	乳児家庭全戸訪問事業	全市域
	養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	全市域
	子育て短期支援事業	全市域
	子育て援助活動支援事業	全市域
	一時預かり事業	10 区域
	延長保育事業（時間外保育事業）	10 区域
	病児保育事業	全市域
	放課後児童健全育成事業	全市域
	産後ケア事業	全市域
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全市域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市域

【津市域図】



- ① 津区域
- ② 久居区域
- ③ 河芸区域
- ④ 芸濃区域
- ⑤ 美里区域
- ⑥ 安濃区域
- ⑦ 香良洲区域
- ⑧ 一志区域
- ⑨ 白山区域
- ⑩ 美杉区域

※「全市域」は津市全域、「10 区域」は平成 18 年の市町村合併前の各行政区（上記①から⑩）のこと

3 幼児期の教育・保育の充実

事業内容	幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業者による教育・保育（ただし、各施設及び事業者は認可を受けたものに限る）
対象年齢	0～5歳児の就学前児童（1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの満1歳未満、満1歳、満2歳）
区域設定	10区域
量の見込みの算出概要	国が示す『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』により算出した値に対し、現在の本市における利用実績と利用意向の傾向等を踏まえ、算出しました。

認定区分		利用できる施設
1号認定子ども	満3歳以上の保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業

(1) 保育利用率の目標値設定

「保育利用率」とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育認定を受けた満3歳未満の子ども（3号認定子ども）の認定こども園、保育所、地域型保育事業の利用定員数の割合を表します。満3歳未満の子どもに待機児童が多いことを踏まえて、子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むにあたっては、計画期間内の各年度において保育利用率の目標値を設定することとされています。さらに、この目標値を踏まえて、見込みに対する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供体制の確保の内容及び実施時期の設定を行うこととされています。

計画期間における保育利用率は、第2期計画期間（令和2年度から令和6年度）における実績値から算出した保育利用率の増加率を踏まえ下記のとおりとします。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	37.5%	38.2%	38.9%	39.6%	40.3%
1歳児	57.9%	58.7%	59.5%	60.3%	61.1%
2歳児	66.5%	68.0%	69.5%	71.0%	72.5%

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

【全市】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み			305	3,789					294	3,648			
		1,616	4,094		1,121	924	576	1,556	3,942		1,089	926	562
②確保の方策（計）		2,862		4,073	1,204	932	549	2,822		4,073	1,204	932	549
	特定教育・保育施設	1,992		4,073	1,193	927	546	1,952		4,073	1,193	927	546
	確認を受けない幼稚園	870		—	—	—	—	870		—	—	—	—
	地域型保育事業	—		—	11	5	3	—		—	11	5	3
②－①		1,246		284	83	8	▲27	1,266		425	115	6	▲13

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
	283	3,510					267	3,312					257	3,197			
1,498	3,793		1,101	900	550	1,412	3,579		1,078	876	539	1,363	3,454		1,058	854	526
2,752		4,073	1,204	932	549	2,592		4,073	1,204	932	549	2,567		4,073	1,204	932	549
1,882		4,073	1,193	927	546	1,722		4,073	1,193	927	546	1,697		4,073	1,193	927	546
870		—	—	—	—	870		—	—	—	—	870		—	—	—	—
—		—	11	5	3	—		—	11	5	3	—		—	11	5	3
1,254		563	103	32	▲1	1,180		761	126	56	10	1,204		876	146	78	23

【提供体制の確保内容】

2 号認定子どもで教育利用を希望する子どもについては、1 号認定子どもの預かり保育を実施する施設でその提供体制を確保しつつ、対応可能な施設がない区域においては、近隣、隣接区域の区域を越えた利用を行い、柔軟に対応します。

障がい児や外国につながる子ども等の特別な配慮が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、人数等の状況や特定教育・保育施設や特定地域型保育事業所における特別な配慮が必要な子どもの受入れについてあらかじめ把握し、必要な調整を行い、教育・保育の提供体制を確保します。

また、特別な配慮が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、障がい児にあっては、必要に応じて障害児相談支援等関係機関との連携を図り、外国につながる子どもや保護者にあっては使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、個別の事情に応じた支援を行います。

【津区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		877	246	2,057				846	238	1,987			
			2,303		618	511	329		2,225		590	513	317
②確保の方策（計）		1,499	－	2,310	738	578	349	1,499	－	2,310	738	578	349
	特定教育・保育施設	909	－	2,310	738	578	349	909	－	2,310	738	578	349
	確認を受けない幼稚園	590	－	－	－	－	－	590	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	0	0	0	－	－	－	0	0	0
②－①		622	－	253	120	67	21	653	－	323	148	65	32

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
	227	1,901					212	1,775					203	1,697			
809	2,128		598	493	307	757	1,987		578	476	300	724	1,900		564	463	292
1,469	—	2,310	738	578	349	1,469	—	2,310	738	578	349	1,444	—	2,310	738	578	349
879	—	2,310	738	578	349	879	—	2,310	738	578	349	854	—	2,310	738	578	349
590	—	—	—	—	—	590	—	—	—	—	—	590	—	—	—	—	—
—	—	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0
660	—	409	140	85	42	712	—	535	160	102	49	720	—	613	174	115	57

【久居区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		311	87	730				292	82	684			
			817		205	181	107		766		217	176	104
②確保の方策（計）		678	－	702	209	143	99	638	－	702	209	143	99
	特定教育・保育施設	398	－	702	198	138	96	358	－	702	198	138	96
	確認を受けない幼稚園	280	－	－	－	－	－	280	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	11	5	3	－	－	－	11	5	3
②－①		367	－	▲28	4	▲38	▲8	346	－	18	▲8	▲33	▲5

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
	79	664					76	634					75	625			
283	743		213	172	103	270	710		209	168	101	266	700		207	165	99
598	—	702	209	143	99	538	—	702	209	143	99	538	—	702	209	143	99
318	—	702	198	138	96	258	—	702	198	138	96	258	—	702	198	138	96
280	—	—	—	—	—	280	—	—	—	—	—	280	—	—	—	—	—
—	—	—	11	5	3	—	—	—	11	5	3	—	—	—	11	5	3
315	—	38	▲4	▲29	▲4	268	—	68	0	▲25	▲2	272	—	77	2	▲22	0

【河芸区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		142	40	333	98	80	45	141	40	330	98	79	44
			373						370				
②確保の方策（計）		175	－	333	85	76	26	175	－	333	85	76	26
	特定教育・保育施設	175	－	333	85	76	26	175	－	333	85	76	26
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
②－①		33	－	0	▲13	▲4	▲19	34	－	3	▲13	▲3	▲18

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
	38	320					37	311					36	302			
136	358		97	77	44	133	348		96	75	42	129	338		93	72	42
175	－	333	85	76	26	135	－	333	85	76	26	135	－	333	85	76	26
175	－	333	85	76	26	135	－	333	85	76	26	135	－	333	85	76	26
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
39	－	13	▲12	▲1	▲18	2	－	22	▲11	1	▲16	6	－	31	▲8	4	▲16

【芸濃区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		57	16	133				55	15	129			
			149		43	36	24		144		44	36	25
②確保の方策（計）		60	－	120	28	20	12	60	－	120	28	20	12
	特定教育・保育施設	60	－	120	28	20	12	60	－	120	28	20	12
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
②－①		3	－	▲13	▲15	▲16	▲12	5	－	▲9	▲16	▲16	▲13

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
	16	131					15	125					15	122			
56	147		43	36	25	53	140		44	36	25	52	137		44	37	25
60	－	120	28	20	12	60	－	120	28	20	12	60	－	120	28	20	12
60	－	120	28	20	12	60	－	120	28	20	12	60	－	120	28	20	12
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
4	－	▲11	▲15	▲16	▲13	7	－	▲5	▲16	▲16	▲13	8	－	▲2	▲16	▲17	▲13

【美里区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		12	3	28				11	3	26			
			31		5	6	3		29		7	5	3
②確保の方策（計）		60	－	24	6	5	3	60	－	24	6	5	3
	特定教育・保育施設	60	－	24	6	5	3	60	－	24	6	5	3
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
②－①		48	－	▲4	1	▲1	0	49	－	▲2	▲1	0	0

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
11	3	25				8	2	20				9	3	22			
	28		6	5	3		22		6	5	3		25		7	5	3
60	—	24	6	5	3	60	—	24	6	5	3	60	—	24	6	5	3
60	—	24	6	5	3	60	—	24	6	5	3	60	—	24	6	5	3
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	—	▲1	0	0	0	52	—	4	0	0	0	51	—	2	▲1	0	0

【安濃区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		65	18	152	45	27	21	64	18	150	33	36	21
			170						168				
②確保の方策（計）		180	－	103	30	25	12	180	－	103	30	25	12
	特定教育・保育施設	180	－	103	30	25	12	180	－	103	30	25	12
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
②－①		115	－	▲49	▲15	▲2	▲9	116	－	▲47	▲3	▲11	▲9

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
59	17	139				55	16	130				54	15	127			
	156		44	36	21		146		45	37	21		142		46	37	22
180	—	103	30	25	12	120	—	103	30	25	12	120	—	103	30	25	12
180	—	103	30	25	12	120	—	103	30	25	12	120	—	103	30	25	12
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
121	—	▲36	▲14	▲11	▲9	65	—	▲27	▲15	▲12	▲9	66	—	▲24	▲16	▲12	▲10

【香良洲区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		13	4	31	11	9	5	15	4	34	12	8	5
			35						38				
②確保の方策（計）		45	－	105	18	15	9	45	－	105	18	15	9
	特定教育・保育施設	45	－	105	18	15	9	45	－	105	18	15	9
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
②－①		32	－	74	7	6	4	30	－	71	6	7	4

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
	4	34					4	32					4	30			
15	38		9	8	5	14	36		9	8	5	13	34		9	7	4
45	—	105	18	15	9	45	—	105	18	15	9	45	—	105	18	15	9
45	—	105	18	15	9	45	—	105	18	15	9	45	—	105	18	15	9
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	71	9	7	4	31	—	73	9	7	4	32	—	75	9	8	5

【一志区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		104	29	244				100	28	234			
			273		75	56	34		262		68	59	34
②確保の方策（計）		120	－	210	56	45	24	120	－	210	56	45	24
	特定教育・保育施設	120	－	210	56	45	24	120	－	210	56	45	24
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
②－①		16	－	▲34	▲19	▲11	▲10	20	－	▲24	▲12	▲14	▲10

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
	27	225					26	221					25	212			
96	252		73	57	33	94	247		72	55	32	90	237		70	54	32
120	—	210	56	45	24	120	—	210	56	45	24	120	—	210	56	45	24
120	—	210	56	45	24	120	—	210	56	45	24	120	—	210	56	45	24
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	—	▲15	▲17	▲12	▲9	26	—	▲11	▲16	▲10	▲8	30	—	▲2	▲14	▲9	▲8

【白山区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		32	9	75				30	8	71			
			84		20	16	8		79		19	14	8
②確保の方策（計）		45	－	135	28	20	12	45	－	135	28	20	12
	特定教育・保育施設	45	－	135	28	20	12	45	－	135	28	20	12
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
②－①		13	－	60	8	4	4	15	－	64	9	6	4

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
30	8	70				25	7	59				23	7	55			
	78		16	14	8		66		16	13	8		62		16	13	7
45	—	135	28	20	12	45	—	135	28	20	12	45	—	135	28	20	12
45	—	135	28	20	12	45	—	135	28	20	12	45	—	135	28	20	12
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	65	12	6	4	20	—	76	12	7	4	22	—	80	12	7	5

【美杉区域】量の見込みと確保の方策（利用定員数）

（人/年）

		令和 7 年度						令和 8 年度					
		1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
			教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
①量の見込み		3	1	7				2	1	5			
			8		1	2	1		6		3	2	1
②確保の方策（計）		0	－	31	6	5	3	0	－	31	6	5	3
	特定教育・保育施設	0	－	31	6	5	3	0	－	31	6	5	3
	確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域型保育事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
②－①		▲3	－	24	5	3	2	▲2	－	26	3	3	2

令和 9 年度						令和 10 年度						令和 11 年度					
1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定			1 号 認定	2 号認定		3 号認定		
	教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳		教育 希望	左記 以外	2 歳	1 歳	0 歳
3	1	6				3	1	6				3	1	7			
	7		2	2	1		7		2	2	1		8		2	2	1
0	—	31	6	5	3	0	—	31	6	5	3	0	—	31	6	5	3
0	—	31	6	5	3	0	—	31	6	5	3	0	—	31	6	5	3
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
▲3	—	25	4	3	2	▲3	—	25	4	3	2	▲3	—	24	4	3	2

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現のために、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育に加え、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

地域子ども・子育て支援事業では、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じ、また親として成長するとともに、子どもが地域とのつながりを持って健やかに成長できる環境づくりをめざして、妊娠・出産期における保護者への支援や、在宅で子育てをする家庭への支援、地域における安全・安心な活動場所等の良質な環境の提供に取り組み、すべての子育て家庭を支援する体制を構築します。

(1) 利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
対象年齢	0～18歳の子ども及びその保護者等 (妊婦等包括相談支援事業の対象年齢は妊婦及びその配偶者等)
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	基本型は子育て支援センター5か所、こども家庭センター型はこども家庭センター及び保健センター10か所の計11か所で実施します。妊婦等包括相談支援事業は国が示す算出の考え方(※)を踏まえた上で、本市における過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

※国が示す算出の考え方とは、こども家庭庁から示されている「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づく算出を指します。

量の見込みと確保の方策（基本型）（設置数） （か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の方策	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の方策（こども家庭センター型）（設置数） （か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
②確保の方策	11	11	11	11	11
②-①	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の方策（妊婦等包括相談支援事業）（利用者数）（人/年）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
①量の見込み	4,575	4,446	4,323	4,203	4,086
②確保の方策	4,575	4,446	4,323	4,203	4,086
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

子育て支援センター、保健センター及びこども家庭センターで相互連携して引き続き提供体制を確保していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
対象年齢	おおむね 0 ～ 2 歳
区域設定	10 区域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、本市における利用実績と利用意向の傾向、就学前児童数の推計により算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）（人/月）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
①量の見込み	5,780	5,582	5,412	5,198	4,996
②確保の方策	8,373	8,373	8,373	8,373	8,373
②-①	2,593	2,791	2,961	3,175	3,377

【提供体制の確保内容】

休日の開所や利用対象児の拡大などの施設機能の充実や、職員の体制強化・質の向上に努め、地域の支援者や幼稚園関係者、民間団体などが開設する子育て広場や未就園児の会とも連携して提供体制を確保していきます。

【区域別】量の見込みと確保の方策

(人/月)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
津	①量の見込み	3,224	3,085	2,973	2,835	2,713
	②確保の方策	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201
	②-①	▲ 23	116	228	366	488
久居	①量の見込み	1,085	1,071	1,032	993	960
	②確保の方策	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359
	②-①	274	288	327	366	399
河芸	①量の見込み	487	471	456	439	417
	②確保の方策	402	402	402	402	402
	②-①	▲ 85	▲ 69	▲ 54	▲ 37	▲ 15
芸濃	①量の見込み	232	228	224	223	220
	②確保の方策	1,578	1,578	1,578	1,578	1,578
	②-①	1,346	1,350	1,354	1,355	1,358
美里	①量の見込み	30	32	31	30	29
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲ 30	▲ 32	▲ 31	▲ 30	▲ 29
安濃	①量の見込み	202	198	216	215	214
	②確保の方策	693	693	693	693	693
	②-①	491	495	477	478	479
香良洲	①量の見込み	54	52	47	46	43
	②確保の方策	380	380	380	380	380
	②-①	326	328	333	334	337
一志	①量の見込み	360	347	343	329	317
	②確保の方策	380	380	380	380	380
	②-①	20	33	37	51	63
白山	①量の見込み	95	86	79	77	73
	②確保の方策	380	380	380	380	380
	②-①	285	294	301	3003	307
美杉	①量の見込み	11	12	11	11	10
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲ 11	▲ 12	▲ 11	▲ 11	▲ 10

(3) 妊婦健康診査事業

事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
対象年齢	妊娠期にある女性
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	厚生労働省母子保健課長通知で示されている受診回数及び経年の平均受診回数が12回程度であるという実績回数を踏まえ、計画期間における0歳児の人口推計から導く対象人数に乗じて量の見込みを算出しました。

量の見込みと確保の方策（実利用者数） （人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,355	2,262	2,178	2,090	2,008
②確保の方策	2,355	2,262	2,178	2,090	2,008
②-①	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の方策（延べ利用回数） （回/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17,664	16,968	16,332	15,672	15,060
②確保の方策	17,664	16,968	16,332	15,672	15,060
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

全対象者に対し受診について助成を行うとともに、受診の機会を逃すことのないよう制度の周知に努めながら提供体制を確保していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
対象年齢	0歳（おおむね生後4か月まで）
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	0歳児の人口推計に基づき算出しました。

量の見込みと確保の方策（実利用者数） （人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,536	1,472	1,414	1,361	1,306
②確保の方策	1,536	1,472	1,414	1,361	1,306
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

全対象家庭に対し訪問を行います。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
対象年齢	0～18歳の子どもの保護者及び若年妊婦等
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、本市における過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用者数） （人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保の方策	300	300	300	300	300
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

量の見込みが確保の方策を超えた場合においても対応できる体制を整えます。なお、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成事業の実施についても検討していきます。

(6) 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です（子育て支援ショートステイ事業）。
対象年齢	0～18歳の子ども又は親子等
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	主たる事業対象者は、要支援家庭における子ども等であるため、本市における利用実績に基づき算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	250	250	250	250	250
②確保の方策	250	250	250	250	250
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

量の見込みが確保の方策を超えた場合においても対応できる体制を整えます。

(7) 子育て援助活動支援事業

事業内容	乳幼児から小学生までの児童の預かりや送迎といった育児に係る援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者の間で行われる援助活動に関して必要な連絡、調整を行う事業です（ファミリー・サポート・センター事業）。
対象年齢	0～12歳（小学生以下）
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、現在の本市における利用実績をもとに算出しました。

量の見込みと確保の方策（延べ利用者数）（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②確保の方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

量の見込みが確保の方策を超えた場合においても対応できる体制を整えます。

(8) 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
対象年齢	①幼稚園型 3～5歳 ②幼稚園型以外の児童 0～5歳
区域設定	10区域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、本市における過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

ア 幼稚園型

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	123,232	118,657	114,170	107,713	103,991
1号認定	12,436	11,974	11,522	10,870	10,494
2号認定相当	110,796	106,683	102,648	96,843	93,497
②確保の方策	209,260	209,260	209,260	209,260	209,260
②-①	86,028	90,603	95,090	101,547	105,269

【提供体制の確保内容】

一志区域及び美杉区域以外の区域においては確保の方策が量の見込みを上回っており、本事業を必要とする対象数が量の見込みを超えた場合においても対応できる体制であるものの、一志区域及び美杉区域においては区域内での確保が難しいことから、当該区域については近隣区域で確保します。

【区域別】量の見込みと確保の方策

（人/年）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
津	①量の見込み	66,879	64,589	61,754	57,708	55,180
	②確保の方策	122,530	122,530	122,530	122,530	122,530
	②-①	55,651	57,941	60,776	64,822	67,350
久居	①量の見込み	23,745	22,244	21,583	20,615	20,312
	②確保の方策	34,230	34,230	34,230	34,230	34,230
	②-①	10,485	11,986	12,647	13,615	13,918
河芸	①量の見込み	10,833	10,739	10,387	10,109	9,806
	②確保の方策	15,800	15,800	15,800	15,800	15,800
	②-①	4,967	5,061	5,413	5,691	5,994
芸濃	①量の見込み	4,311	4,199	4,242	4,049	3,984
	②確保の方策	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	②-①	5,689	5,801	5,758	5,951	6,016
美里	①量の見込み	897	831	809	635	700
	②確保の方策	2,925	2,925	2,925	2,925	2,925
	②-①	2,028	2,094	2,116	2,290	2,225

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
安濃	①量の見込み	4,946	4,878	4,505	4,224	4,137
	②確保の方策	8,775	8,775	8,775	8,775	8,775
	②-①	3,829	3,897	4,270	4,551	4,638
香良洲	①量の見込み	1,007	1,115	1,115	1,050	985
	②確保の方策	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	②-①	3,993	3,885	3,885	3,950	4,015
一志	①量の見込み	7,922	7,612	7,304	7,200	6,895
	②確保の方策	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	②-①	▲ 2,922	▲ 2,612	▲ 2,304	▲ 2,200	▲ 1,895
白山	①量の見込み	2,451	2,297	2,274	1,926	1,773
	②確保の方策	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	②-①	2,549	2,703	2,726	3,074	3,227
美杉	①量の見込み	241	153	197	197	219
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	▲ 241	▲ 153	▲ 197	▲ 197	▲ 219

イ ア以外の児童（保育所等での一時預かり事業）

量の見込みと確保の方策（実利用者数）

（人/年）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
①量の見込み	6,714	6,474	6,251	5,947	5,729
②確保の方策	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
②-①	▲ 834	▲ 594	▲ 371	▲ 67	151

【提供体制の確保内容】

量の見込みが津区域、久居区域に集中しているため、実施施設の受入れの拡大と実施施設の新たな確保に努めます。教育・保育の提供のための保育士確保が優先されることから、確保の方策については区域を特定せず、全市域での数値とします。

【区域別】量の見込みと確保の方策

（人/年）

量の見込み	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
津	3,691	3,549	3,406	3,213	3,073
久居	1,278	1,227	1,186	1,137	1,111
河芸	579	568	549	532	512
芸濃	251	245	245	238	234
美里	42	42	40	35	36
安濃	253	249	248	239	236
香良洲	59	60	58	55	52
一志	425	409	398	388	372
白山	123	114	109	98	91
美杉	13	11	12	12	12
①合計	6,714	6,474	6,251	5,947	5,729
確保の方策	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
②全区域	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
②-①	▲ 834	▲ 594	▲ 371	▲ 67	151

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
対象年齢	0～5歳
区域設定	10区域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、本市における過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数） (人/年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,294	1,254	1,218	1,164	1,128
②確保の方策	1,294	1,254	1,218	1,164	1,128
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

必要な提供体制が確保されていることから、今後もこの体制を継続します。

【区域別】量の見込みと確保の方策 (人/年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
津	①量の見込み	713	689	666	631	606
	②確保の方策	713	689	666	631	606
	②-①	0	0	0	0	0
久居	①量の見込み	247	238	231	223	220
	②確保の方策	247	238	231	223	220
	②-①	0	0	0	0	0
河芸	①量の見込み	112	110	107	104	101
	②確保の方策	112	110	107	104	101
	②-①	0	0	0	0	0
芸濃	①量の見込み	48	48	48	47	46
	②確保の方策	48	48	48	47	46
	②-①	0	0	0	0	0
美里	①量の見込み	8	8	8	7	7
	②確保の方策	8	8	8	7	7
	②-①	0	0	0	0	0
安濃	①量の見込み	49	48	48	47	46
	②確保の方策	49	48	48	47	46
	②-①	0	0	0	0	0
香良洲	①量の見込み	11	12	11	11	10
	②確保の方策	11	12	11	11	10
	②-①	0	0	0	0	0
一志	①量の見込み	82	79	78	74	73
	②確保の方策	82	79	78	74	73
	②-①	0	0	0	0	0

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
白山	①量の見込み	24	22	21	20	19
	②確保の方策	24	22	21	20	19
	②-①	0	0	0	0	0
美杉	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の方策	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

事業内容	病児・病後児について、病院や保育所等に付設された専用スペースで、保育士・看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
対象年齢	0～5歳
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえた上で、本市における過去の利用実績に基づき、計画期間における量の見込みを算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人/年）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
①量の見込み	2,726	2,629	2,538	2,415	2,326
②確保の方策	2,726	2,629	2,538	2,415	2,326
②-①	0	0	0	0	0

（参考）

（人/年）

最大受入数	3,660	3,660	3,660	4,140	4,620
-------	-------	-------	-------	-------	-------

【提供体制の確保内容】

令和 6 年度時点では 4 か所で本事業を実施していますが、最大受入数には、病後児保育専門施設の利用定員も含んでおり、病後児保育では受入れができない場合のニーズに対応するためにも、病児保育への事業拡大や施設の新設、利用定員の増員等による調整を進めます。

(11) 放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
対象年齢	7～12歳（小学生）
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方を踏まえつつ、平成27年度から令和6年度までの小学校の児童数及び放課後児童クラブの入所者数をもとに令和7年度以降の入所率を算定し、小学校低学年（1～3年生）と高学年（4～6年生）に分けて算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）

（人/日）

低学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,510	2,605	2,673	2,771	2,821
②確保の方策	2,510	2,605	2,673	2,771	2,821
②-①	0	0	0	0	0

高学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,096	1,130	1,163	1,208	1,232
②確保の方策	1,096	1,130	1,163	1,208	1,232
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

利用実績と、本事業実施施設における施設面積、支援員等の数を考慮した最大利用可能量から令和11年度までの確保の方策を立てました。

施設の狭あい化が進み、児童一人あたりの専用区画面積が基準を大幅に下回っている施設については、放課後児童クラブに係る整備指針に基づき計画的に整備を進めます。

(12) 産後ケア事業

事業内容	産後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を提供し、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。
対象年齢	出産後1年未満の母親とその子等
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方により算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望日数）

（日/年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	740	1,408	1,781	2,175	2,612
②確保の方策	740	1,408	1,781	2,175	2,612
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

本市では、令和6年度以降、産後ケアを必要とするすべての産婦と乳児に対象者を拡大し利用率が増加しています。今後も産後ケア事業は、ユニバーサルなサービスであることが明確化され、幅広いニーズに沿う利用促進が図れるよう、協力施設の確保や充実に向けて、計画的に整備していきます。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容	月一定時間までの枠内で、保護者の就労要件を問わず保育所等に通園できる事業です。（令和８年度から全国一斉実施予定）
対象年齢	０歳６か月から満３歳未満
区域設定	全市域
量の見込みの算出概要	国が示す算出の考え方により算出しました。

量の見込みと確保の方策（利用希望人数）**（人/日）**

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
０歳児	①量の見込み		26	25	24	23
	②確保の方策		26	25	24	23
	②-①		0	0	0	0
１歳児	①量の見込み		38	35	33	31
	②確保の方策		38	35	33	31
	②-①		0	0	0	0
２歳児	①量の見込み		30	28	25	23
	②確保の方策		30	28	25	23
	②-①		0	0	0	0

【提供体制の確保内容】

本制度は令和８年度から全国一斉実施となる制度であることから、令和８年度以降の十分な提供体制の確保に努めます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、①特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、②特定子ども・子育て支援等である幼稚園において、保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）に係る費用を助成する事業です。
対象年齢	①子どもの年齢が０歳～５歳 ②子どもの年齢が満３歳以上
区域設定	全市域

※本事業には所得要件が設定されており、該当するすべての保護者に給付することから、量の見込み、確保の方策は設定しないこととします。

5 幼児期における教育・保育の提供体制のあり方

(1) これまでの経過

本市においては就学前の子どものための幼児教育・保育について、公立と私立の幼稚園・保育所がそれぞれの制度のもとで子育て世帯のニーズに応じるための取組を進めてきました。

一方、国においては、急速に進行する少子化や核家族化に加え、女性の社会進出による共働き世帯の増加など、子育て世帯を取り巻く環境の変化に起因した社会的な背景のもと、「幼児期における質の高い教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」などの課題に対処するため、子ども・子育て関連3法※を制定し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されました。その中で、市町村は「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」（子ども・子育て支援法第3条第1項第3号）とされました。

※子ども・子育て関連3法：子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

これを受けて、第1期計画（平成27年度から令和元年度）や第2期計画（令和2年度から令和6年度）においては、保護者の就労形態の多様化や子育て環境の変化などに伴った、子育て世帯の保育ニーズの高まりに対応するため、さらなる保育提供量の拡大に取り組むこととし、私立保育所・幼稚園の施設整備や認定こども園への移行に対する支援に加え、公立保育所と幼稚園の一体化による認定こども園整備を進めてきました。

このような取組により、本市は年度当初の待機児童ゼロを維持してきましたが、令和5年度当初において市外からの転入者の増加等を背景に初めて1歳児に57人の待機児童が発生しました。また、日々新たな保育利用の希望が寄せられるため、年度途中においては継続して待機児童は発生しており、令和2年10月時点※では111人であったほか、希望する保育利用先が決まらず「待つ」子どもは3歳未満を中心に令和5年度の当初（4月時点）では232人（待機児童数も含む）に、また同年度末（令和6年3月時点）では645人に及んでいます。

※国は令和3年度から年度途中の待機児童の調査を中止。

また、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響もあり、特に公立幼稚園については、園児数の減少が顕著となっているほか、保護者の就労等状況の変化により、認定こども園で教育利用している子どもが当該こども園において保育利用に転じる状況も進んでいます。

(2) 教育・保育の提供体制の現状と今後の方向性

ア 私立と公立の調和による保育提供体制の強化

保育の利用定員については、これまでの保育提供量の拡大のための施設整備等によって取り組んできたものの、年間を通じて寄せられる保育利用の希望も含め保護者の意向には十分応えられていない状況にあります。

また、これまでより保護者の保育ニーズと保育提供施設が位置する地域が一致していない状況があり、年度当初にかかわらず年度途中も含め特定の地域（久居地域、久居地域に隣接する津地域の一部など）でより顕著な状況が続いています。

このような状況を踏まえ、保育定員について、今後は、市域を10の区域に設定した教育・保育の提供区域内において、よりきめ細かな需給調整により、確保の方策を講じる必要があります。

さらに、実情を踏まえた保育提供量は確保しつつも保育所等の施設によっては、利用定員まで児童を受け入れるための保育士等の配置が整わない状況も発生しています。

一方、国においては、保育士等の配置基準の見直しや乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設が進められています。

保護者の希望に沿った保育利用の円滑化を図るためには、保育士等の処遇改善等を進めつつ、働きやすい職場環境の整備を進めるなど、人材を確保するための効果的な取組が不可欠となっています。

本市において待機児童等を発生させることなく、保護者の意向に沿ったより円滑な保育利用を実現させるためには、引き続き私立と公立のさらなる連携のもと、少子化の進展に伴う市全体の見通しとともに、地域のニーズをよりの確・詳細に把握し、それぞれの地域の実情に即した対応が必要です。そのため、今後の公立施設については、私立施設の運営状況等を踏まえた保育提供体制のあり方や公的施設としての役割に留意した運営方針のもと、私立施設事業者との調和による提供体制をより一層強化し、必要な取組を進めます。

イ 公立幼稚園のあり方と再編

公立幼稚園については、第1期及び第2期計画期間中において、幼保連携型認定こども園への移行も含めて、令和6年度までに、19園（利用定員1,440人）が廃園になり、3園（利用定員170人）が休園しています。

また、令和6年度末には、高茶屋地区における私立による幼保連携型認定こども園の整備に伴い、高茶屋幼稚園（利用定員60人）が廃園になります。

公立幼稚園においては、これまで積み重ねてきた幼児一人ひとりの成長発達に合わせたきめ細かな教育実践や、研修の積み重ねに裏打ちされた系統的な教育内容を実施してきており、特別な配慮が必要な子どもや外国につながる子どもなど、一人ひとりを丁寧な育み、保護者の思いを受け止め、多様化する幼児教育ニーズに対応しています。加えて、利用者が減少し続けている公立幼稚園においては、引き続き適正な集団規模の維持・確保に向けた方策を講じて、これまで培ってきた幼児教育の専門性の確実な継承に取り組めます。

また、すべての子どもたちの学びや生活の基盤をつくり、幼児教育を小学校教育につなげる「津市架け橋プログラム」の取組では、それぞれの地域において推進していくハブ的な役割を担っていくことが求められています。

このような中、公立幼稚園では、令和7年度から利用定員を減少させるとともに、引き続き私立幼稚園等と調整を図りながら、地域の実情に応じて施設の集約や利用定員の適正化に努め、地域における公的な幼児教育施設としての役割を担っていきます。

ウ 公立保育所の施設老朽化対策と私立施設事業者への支援

出生数の減少を背景としながらも、保育ニーズの高まりから保育所等を利用する子どもの数は平成31年度当初から6,000人を超える高い水準で推移しており、当面は良質な環境のもとでの教育・保育施設の提供体制を確保することが求められます。

一方、公立保育所は昭和40年代に建築が進められたものが多く、築40年以上経過しているものが大半で施設の劣化が著しく進行しており、保育環境改善の観点から早期に対応する必要があります。

今後は、私立の教育・保育施設の運営や経営判断に及ぼす影響にも配慮した上で、老朽化の程度とともに施設が位置する地域において見込まれる今後の保育ニーズ等に基づき果たすことが求められる役割などを勘案し、計画的な長寿命化のための改修等により、安定的かつ良質な保育提供環境の維持を図ります。

また、公立の幼保連携型認定こども園については、公立の保育所・幼稚園の施設老朽化とともに保育ニーズの高まりへの対応とそれぞれの地域における利用状況等の実情を踏まえ、基幹となる教育・保育施設として、平成30年度に3施設、令和元年度に1施設、令和2年度に1施設、令和4年度に1施設を順次開園し、これまで6施設を開園し運営しています。今後は適切な時期に必要な手入れを行い、良質な教育・保育環境の維持に努めます。

一方、私立の幼稚園や保育所においても持続的な幼児教育・保育の提供体制の維持や保護者の多様なニーズに対応するため、幼保連携型認定こども園をはじめ、幼稚園型認定こども園への移行を進め、令和6年度末時点で私立の幼保連携型及び幼稚園型の認定こども園は18施設となっています。

認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に提供する施設として、量から質へ提供サービスの向上を図ることにより、子育て世帯を取り巻く社会的な要因を背景とした保護者のニーズ等に柔軟な対応が可能であるため、引き続き私立の施設事業者に対し必要な支援に取り組みます。

エ 保育士・保育教諭・幼稚園教諭への支援と教育・保育の質の向上

多くの保育士等がやりがいを持って働ける環境を整えていくことが本市の子育て支援の充実につながります。本市には、保育士等を養成する養成校が複数立地している強みを踏まえ、保育士等の魅力の発信、研修や職場環境などの充実に向けて、養成校と私立や公立の教育・保育施設、市の3者が連携して取り組んでいくとともに、国に対しては、さらなる保育士等の処遇改善等を働きかけつつ、令和6年度から私立の保育所等を対象に開始した保育士・幼稚園教諭等就労開始応援事業など、人材確保の取

組を効果的に進めます。

また、私立や公立を問わず保育士等がさらに働きやすい環境になるように就労等に関する相談・支援のほか保育士等の負担軽減を図るため、幼児教育アドバイザーをはじめ、保育等の専門職員による相談支援などの充実に努め、教育・保育現場における就労継続や離職防止を図ります。これに加えて、保育士等の資格を有しているにもかかわらずその職に就いていない「潜在保育士」の保育現場への復職につなげる「保育のおしごと相談会」を私立保育所等と共同で今後も継続的に開催するとともに、就労時条件などについて柔軟に対応できる環境を整備するなどし、その人材確保に努めます。

これらの保育士等の支援や働きやすい職場環境の改善に向けた取組と合わせて配置に必要な人材を確保することで、教育・保育の質のさらなる向上を図り、子育て支援の充実につなげていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施と確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴って創設された「子育てのための施設等利用給付」は、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象としています。

本市では、新制度未移行幼稚園の保育料や幼稚園、認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については利用者の意向を踏まえた償還払いを基本としており、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るための給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

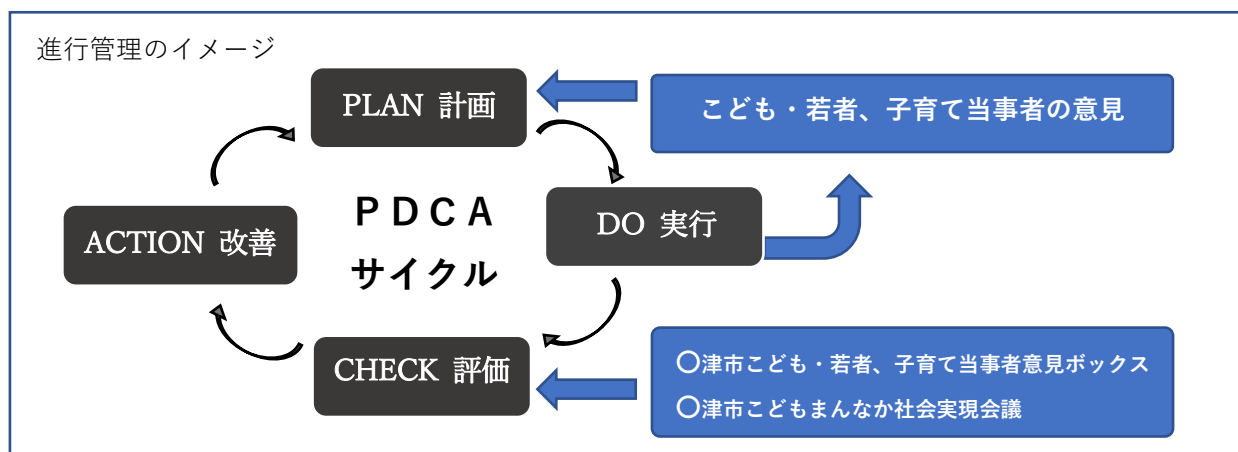
今後も引き続き、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などに努め、保育の質の向上が図られるよう働きかけていきます。

第7章 計画の進行管理と推進

1 「PDCA サイクル」等による進行管理

本計画については、こども・若者、子育て当事者の意見を尊重し、常にこども・若者、子育て当事者の意見を聴きながら施策を推進するため、「こどもまんなかまちづくり」を進め、「津市こどもまんなか社会実現会議」や「津市こども・若者、子育て当事者意見ボックス」などを活用し、PDCA サイクルに基づき、施策を検証し、展開していくこととします。

なお、本計画に掲げた基本的な施策については、その他のこども施策とともに一体的に推進するものであり、本市におけるこども施策として一元的にとりまとめ進行管理を実施します。



2 津市子ども・子育て支援事業計画の進行管理

第6章の第3期津市子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法に基づき、適宜、津市子ども・子育て会議において意見を聴きながら、進行管理を行います。

3 津市こども基金の活用

こども・子育て政策の一層の充実や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実現に向け、令和6年3月に設置し、津市モーターボート競走事業会計からの繰入金の一部を積み立てる「津市こども基金」については、子育てに関わる世帯が直接その恩恵を受けることができる本市独自に新設・拡充する事業等に対して活用することで、本市のこども施策を安定的に推進します。

参考資料

1. 関連法律

〇こども基本法（一部抜粋）

こども基本法

令和 4 年 6 月 22 日号外法律第 77 号

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2. 第3期津市子ども・子育て支援事業計画

○津市子ども・子育て会議条例

津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日条例第 31 号

(設置)

第1条 子ども・子育てに係る施策の円滑な実施を図るため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理することとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する所掌事務に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て関係団体の代表者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 3 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○（第5期）津市子ども・子育て会議委員名称等

令和5年2月1日～令和7年1月31日
(五十音順・敬称略)

あ お 栗生 泰幸	事業所内保育所運営事業所代表 (三重大学 医学・病院管理部 総務課長)
いしまる 石丸 なるよ 育世	津市公立保育園・認定こども園長会代表(～令和6年5月31日) (津市立一志こども園 園長)
うめばやし 梅林 よしふみ 慶文	津市子ども会育成者連合会代表(事務局長)
おおいち 大市 なおみ 尚美	津市立幼稚園長会代表(津市立川合幼稚園 園長)
おおかわ 大川 まさとし 将寿	津市私立幼稚園協会代表(会長)
かわきた 川北 たかあき 貴昭	幼稚園・認定こども園保護者代表(ふたば幼稚園 保護者)
きたに 木谷 しげる 茂	津市民生委員児童委員連合会代表(主任児童委員部会 部会長)
きはら 木原 たけひろ 剛弘	津市PTA連合会代表(会長)
つるおか 鶴岡 ひろみ 弘美	公募
とみた 富田 しょうへい 昌平 ◎	三重大学教育学部教授
ながせ 永瀬 こうすけ 公輔	保育園保護者代表(片田保育園 保護者)
ふくにし 福西 ともこ 朋子 ○	高田短期大学子ども学科教授
ほりもと 堀本 ひろし 浩史	公募
まつい 松井 なおみ 直美	公募
まつばら 松原 としこ 利子	公募
みずひら 水平 まなぶ 学	津市学童保育連絡協議会代表(会長)
やなせ 柳瀬 さちこ 幸子	子育て広場主催者代表
よこた 横田 つかさ 司	津商工会議所代表(青年部 会長・シェアライズ株式会社)
よこじ 横地 みか 美香	津市公立保育園・認定こども園長会代表(令和6年6月1日～) (津市立津みどりの森こども園 園長)
よしだ 吉田 まりこ 真理子	三重大学教育学部准教授(令和5年4月1日～)
わかばやし 若林 ひろゆき 広幸	津私立保育園協議会代表(公園西保育園 園長)

※ ◎は会長 ○は副会長

3. 用語説明

五十音順

あ行

用語	説明
預かり保育	幼稚園が教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動。 本計画においては、幼稚園又は認定こども園が行う在園児を対象とした一時預かり事業を、保育所で行う一時預かり事業等と区別するために表現している場合もある。
育児休業制度	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき、育児等を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援するため、養育をする労働者の申し出により子が1歳になるまで（要件に該当する場合のみ1歳6ヶ月又は2歳まで）の間、育児休業をすることができる制度。この法律では、このほか時間外労働の制限や、子の看護休暇制度などについても規定されている。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童。
インクルーシブ	「包摂的な」「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉で、様々な背景を持った人が排除されないこと。
n(エヌ)	number of cases の略。比率算出の基数であり、100%が何人の回答者数に相当するかを示す。

か行

用語	説明
確保の方策	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の体制に関する確保の内容及びその実施時期をいう。子ども・子育て支援法に基づいて作成される市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、アンケート調査等により求めた量の見込みに対応して設定する。
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度において施設の整備及び運営費の助成を受けている施設。
教育・保育事業、教育・保育施設	満3歳以上の小学校就学前子どもに対して教育基本法の定める学校において行われる「教育」や、家庭に代わって養護及び教育を行う「保育」を行う事業。また、教育・保育施設は、教育・保育事業を行う施設であり、幼稚園、保育所、認定こども園のこと。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子の数の平均を示すもので、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計することで算出される。
子育てのための施設等利用給付	特定子ども・子育て支援施設等を支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用に対して支給される給付。
子育て広場	主に未就園児と保護者を対象に、遊びや絵本の読み聞かせなどの親子の交流事業、子育ての相談などができる場の総称。例として幼稚園の未就園児の会、保健センターが開催する広場、NPOや団体が開催する広場、サークル活動として開催する親子事業などがある。

固定的な性別役割分担意識	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めること。「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」といった考えは、性別によって固定的に役割を決めている代表的な例とされている。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律。
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設するとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に公布された法律。令和元年の改正で幼児教育・保育の無償化、令和6年の改正で乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の創設等が規定された。
こども大綱	令和5年12月にこども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた大綱。
こどもの居場所	こども・若者が過ごす場所。そのほか、時間や人との関係性全てがこども・若者にとっての居場所となり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得る。
こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱	平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、同年8月に子供の貧困対策に関する大綱が策定された。その後、令和元年11月に第2次大綱が策定されたが、こども基本法に基づき令和5年12月に策定されたこども大綱に包含されることとなった。
こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
子供・若者育成支援推進大綱	平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年7月に子供・若者育成支援推進大綱が策定された。平成27年に第2次、令和3年に第3次大綱が策定されたが、こども基本法に基づき令和5年12月に策定されたこども大綱に包含されることとなった。

さ行

用語	説明
事業所内保育	事業主が雇用する労働者が監護する保育を必要とする乳児・幼児等に対して、事業主が設置する施設等で実施する保育事業。
自己肯定感、自己有用感	自己肯定感は、ありのままの自分を肯定的に受け入れて、自分自身が価値のある存在として誇れる気持ち。自己有用感は、「誰かの役に立っている」「他人に喜んでもらった」など、自分が有用であると思える気持ち。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するために時限法として平成17年4月に施行（令和6年改正により令和17年3月まで延長）された法律。国・自治体・事業主はこの法律に基づき、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。
児童館	児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

児童手当	0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国内に住所を有する児童を養育している者に対し、家庭等における生活の安定に寄与すること、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、手当を支給する制度。
児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）	18歳未満をすべて「児童」とし、国際人権規約において定められている権利を児童にも規定し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を示したもの。
児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母、父又は養育者に対し、家庭生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。
社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
少子化社会対策大綱	平成15年9月に少子化社会対策基本法が施行され、平成16年6月に少子化社会対策大綱が策定された。平成22年に第2次、平成27年に第3次、令和2年に第4次大綱が策定されたが、こども基本法に基づき令和5年12月に策定されたこども大綱に包含されることとなった。
助産師	厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦（産後母体が回復するまでの期間にある産婦）、新生児の保健指導を行う専門職のこと。

た行

用語	説明
待機児童	保育の必要性の認定（2号又は3号認定）を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下、「保育所等」）の利用申込みがされているが、利用していない児童。ただし、ほかに利用可能な保育所等があるにもかかわらず特定の保育所等を希望し、待機している場合等は除く。
地域型保育事業	市町村による認可事業で、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つのタイプがある。
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	乳幼児、保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する子ども・子育て支援のための事業。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認をした、教育・保育施設をいう。
特定子ども・子育て支援施設等	幼児教育・保育の無償化の対象となる施設や事業として、市町村の確認を受けた施設等。新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、幼稚園やこども園で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等。

な行

用語	説明
認可外保育施設	乳児、幼児を保育する施設の内、児童福祉施設として児童福祉法に規定する届出をしていないまたは認可をされていない施設。

認定こども園（幼保連携型認定こども園）	就学前の子どもに、幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から「認定こども園」の認可を受けた、学校と児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。認定こども園には、この他に、幼稚園型、保育所型、地方裁量型のタイプがある。
---------------------	---

は行

用語	説明
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。（発達障害者支援法より）
PDCA サイクル（ピーディーシーエーサイクル）	Plan（計画）、Do（推進項目の取組）、Check（推進状況の確認）、Action（検討、改善）を行うマネジメントサイクル。
プレコンセプションケア	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すこと。
保育教諭	幼保連携型認定こども園に勤務する教諭をいい、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を必要とする。
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設。
放課後子供教室	地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組を行うところで、保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用可能。
保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、健康教育・保健指導などにより疾病の予防や健康増進など公衆衛生看護活動を行う専門職のこと。
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とした法律。都道府県等が作成する自立促進計画について第 12 条に規定している。
母子保健推進員	津市では、愛称"つばみん"として母子保健に関するボランティア活動を行う者。定期的に研修を受け、乳幼児や希望する妊婦の家庭を訪問しながら、津市の母子保健制度についての説明や妊娠中の心配ごと、育児の相談にあたる。また、保健センターで実施する各教室、相談への協力や親子で集える子育てひろばを開催している。

や行

用語	説明
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（概ね 30 歳未満）のこと。 こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指す。
ＵＩＪターン	Ｕターン（地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと）、Ｉターン（生まれ育った故郷以外の地域に就職・移住すること）、Ｊターン（地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷とは違う別の地方に移住して働くこと）の総称。

ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関係なく、すべての人が使いやすいよう配慮がなされているデザイン。近年は製品や建造物にも取り入れられ、生活空間や社会の仕組みなどへも広がりつつある。
要支援家庭	要保護児童等のいる家庭。
幼児教育・保育の無償化	令和元年 10 月から開始となった、3 歳から 5 歳児の子どもと住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児の子どもを対象として幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無料とする制度。保育の必要性の認定を受けた子どもが利用する認可外保育施設等の利用料も対象に含まれる。
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校。
要保護児童等	要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）若しくは要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその保護者又は特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）を指す。
要保護児童対策地域協議会	平成 16 年の児童福祉法改正により法定化された、地方公共団体が設置する協議会。要保護児童等への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。

ら行

用語	説明
利用者支援事業、利用者支援コーディネーター	こども又はその保護者が身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業、また子育て支援センターで行う利用者支援事業（基本型）においてその事業を行う者。
量の見込み	教育・保育又は地域子ども・子育て支援事業の必要利用定員総数をいう。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、利用状況や利用希望（アンケート調査等によって把握）を踏まえて、分析、評価して求める。

わ行

用語	説明
ワーク・ライフ・バランス	仕事（ワーク）と仕事以外の生活（ライフ）の調和がとれ、双方が充実すること。

津市こども計画

～津市こども・子育て応援プラン～

令和7年度－令和11年度

発行：津市

発行年月：令和7年3月

編集：津市健康福祉部 こども政策課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話番号：059-229-3390

ファクス：059-229-3451

メール：229-3390@city.tsu.lg.jp
